

令和 6 年度

包括外部監査結果報告書

「上下水道事業に係る財務事務の執行
について」

枚方市包括外部監査人
公認会計士 横田 慎一

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
（1）水道事業における「料金回収率」について	1
（2）下水道事業における「経費回収率」について.....	2
（3）「公営企業会計」について.....	2
（4）主な用語について.....	4
4. 監査対象年度	4
5. 監査の実施期間	4
6. 監査の方法.....	4
（1）監査の視点及び監査要点.....	4
（2）監査手続き	5
（3）市における過去の関連テーマでの包括外部監査の実施状況等	6
7. 監査対象部署	6

8. 包括外部監査人を補助した者	7
9. 利害関係	7
第2 監査対象の概要	8
1. 組織・人員の状況	8
(1) 上下水道局の概要	8
(2) 旧経営戦略室の概要	8
(3) 旧上下水道部の概要	9
(4) 年齢別の職員配置の状況	11
(5) 勤続年数別の職員配置の状況	13
2. 上下水道事業の概要	14
(1) 沿革	14
(2) 管路・管渠及び施設の状況	15
3. 財政の状況	24
(1) 水道事業	24
(2) 下水道事業	36
4. 料金体系	48

(1) 水道料金及び下水道使用料の概要.....	48
(2) 水道料金及び下水道使用料の現状分析.....	51
(3) 水道料金及び下水道使用料の調定・徴収状況.....	62
第3 上下水道事業に関する監査の結果及び意見（総括）	63
1. 監査結果の総括	63
第4 経営管理に関する監査の結果及び意見（個別事項）	64
1. 経営戦略における投資・財政計画について	64
(1) 投資・財政計画のより一層の活用について【意見1】＜上下水道事業＞.	64
(2) 人口推計の前提条件について【意見2】＜水道事業＞	66
(3) 長期前受金戻入の算定について【意見3】＜上下水道事業＞	67
2. 経営戦略における目標及び事業の進捗管理について	69
(1) 経営戦略における目標設定について【意見4】＜上下水道事業＞.....	69
(2) 市の課題に対応した優先度に基づく投資計画の進捗管理について【意見5】 ＜上下水道事業＞.....	72
3. 経営戦略における経費回収率の向上に向けたロードマップについて	74
(1) 国が求める経費回収率の向上に向けたロードマップの記載要件への対応につ いて【意見6】＜下水道事業＞.....	74

4. 官民連携（P P P / P F I）の推進について.....	76
(1) 「ウォーター P P P」の導入推進について【意見 7】＜下水道事業＞	76
(2) 中宮浄水場更新事業の進捗について【意見 8】＜水道事業＞	79
5. 水道料金及び下水道使用料のあり方について	80
(1) 人口減少社会により一層対応した料金体系への中長期的な移行について【意見 9】	80
(ア) 水道料金の見直し時期・水準等の検討について＜水道事業＞	80
(イ) 経営環境の変化に強い料金（使用料）体系について＜上下水道事業＞	81
(ウ) 公平性を確保した水道料金使用料体系について＜水道事業＞	81
(エ) 大口需要者割引制度の見直しについて＜水道事業＞	83
第 5 業務・会計管理に関する監査の結果及び意見（個別事項）	85
1. 契約管理について	85
(1) 特命随意契約の理由の公表について【意見 10】＜上下水道事業＞	89
(2) 業務委託契約書に係る仕様書の管理について【意見 11】＜上下水道事業＞	90
(3) 枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書について【結果 1】＜上下水道事業＞	91

(4) 個人情報保護に関する誓約書の更新について【結果 2】＜下水道事業＞	91
(5) 特命随意契約の契約金額の妥当性の検証について【意見 12】＜上下水道事業＞	92
(6) エレベータ点検委託業者の選定について【意見 13】＜水道事業＞	92
(7) 宿日直業務委託の委託業者の選定について【意見 14】＜水道事業＞	92
(8) 事後調査業務の委託業者の選定について【意見 15】＜下水道事業＞	94
2. 固定資産及び棚卸資産の管理について	95
(1) 建設仮勘定の滞留について【意見 16】＜上下水道事業＞	95
3. その他の会計処理について	96
(1) 収益的支出か資本的支出か判別が困難な委託業務の会計処理について【意見 17】＜上下水道事業＞	96
(2) 修繕引当金の計上について【意見 18】＜上下水道事業＞	96
(3) 一般会計繰入金の計上区分について【意見 19】＜下水道事業＞	98
4. 財務諸表等における開示内容について	100
(1) その他の開示内容について【結果 3】	100
5. 消費税の確定申告について	101

(1) 企業債償還金等に係る一般会計繰入金の会計処理について【意見 20】＜下水道事業＞	101
(2) 特定収入の使途の整理について【意見 21】＜下水道事業＞	103
(3) 確定申告書における売上げに係る対価の返還等の記載誤りについて【結果 4】＜上下水道事業＞	104
(4) 決算・消費税確定申告作業の簡素化とノウハウ向上、引継ぎについて【意見 22】＜上下水道事業＞	104
(5) 免税事業者等との取引による市の消費税額の負担増について【意見 23】＜上下水道事業＞	105
6. 情報セキュリティについて	106
(1) 情報セキュリティ対策への自己点検について【結果 5】＜上下水道事業＞	106
(2) システムの各種ログの取得、点検等について【意見 24】＜上下水道事業＞	108
(3) 情報セキュリティ対策に対する監査結果への対応について【意見 25】＜下水道事業＞	108
おわりに	111
巻末資料	113

1. 経営管理に関する監査の結果及び意見（概要一覧）	113
2. 業務・会計管理に関する監査の結果及び意見（概要一覧）	118
3. 用語集	122

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

包括外部監査人が作成したものを除き、その出所等を明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。

【監査の結果】は、今後、枚方市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となる。

また、【意見】は、【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性等の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、枚方市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

上下水道事業に係る財務事務の執行について

3. 事件を選定した理由

枚方市（以下、「市」という。）の水道事業及び下水道事業については、地方公営企業法が適用されていることから、独立採算による運営が原則とされている。

この点、市の水道事業は独立採算の目安になる「料金回収率」が100%を超えているが（基本料金等の減免による影響を除く場合）、一方、市の下水道事業は独立採算の目安になる「経費回収率」が100%を下回っている。

特に、下水道事業においては、一般的に国土交通省による社会資本整備総合交付金等の交付要件として「経費回収率向上に向けたロードマップの策定」が求められているところであり、雨水処理費など一般会計が負担すべき部分を除き、経費回収率を100%以上とすることが求められる環境下にある。しかし、収益の大幅な増加が見込まれない一方で、大阪府流域下水道への負担金が今後、上昇することが見込まれているほか、物価上昇による経費増加のリスクを抱えている。

水道事業においても、全国的に収益減少と費用増加の基調にあり、料金回収率の水準を維持していくことが課題になる。

また、市の水道事業と下水道事業は、平成23年4月に組織統合を行っており、一体的な組織運営が進められており、組織統合の効果が発揮されているかについても市の水道事業及び下水道事業の持続可能な経営にとって重要である。

これらの環境下において市は、中長期的な収支の見込みや今後の方向性などを記した水道事業と下水道事業それぞれの経営戦略を令和5年度に改訂したところである。

そこで、市の上下水道事業に係る財務事務の執行が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の観点から調査報告することは、効果的・効率的な行政運営及び市民の利益に資するものであると判断し、監査テーマ（特定の事件）として選定した。

ここで、水道事業における「料金回収率」及び下水道事業における「経費回収率」及び上下水道事業を実施する「公営企業会計」について、次のとおり解説を加える。

（1）水道事業における「料金回収率」について

水道事業における「料金回収率」は、水道の供給に要する原価（給水原価）をどの程度水道料金で回収できているかを示す指標であり、「供給単価÷給水原価×100」で算定

する。水道事業における施設整備等にかかる国庫補助金の交付要件として料金回収率が100%以上であることが示されているなど、水道事業において重要な指標である。

料金回収率の向上のためには、投資や経費の効率化を図り、それでも必要な場合には水道料金を見直すことが一般的である。そのため、本監査においても投資や経費の効率化や水道料金の持続可能性などについて留意する。

（２）下水道事業における「経費回収率」について

下水道事業における「経費回収率」は、前述の水道事業における料金回収率と同等の指標である。下水道事業における「経費回収率」は、汚水処理に要する原価（汚水処理費）をどの程度下水道使用料で回収できているかを示す指標であり、「下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100」で算定する。市は現時点において重点配分の対象事業がないが、下水道事業における施設整備等にかかる社会資本整備総合交付金の重点配分を受ける要件として、経費回収率が80%以上であることが国から示されている。また、「経費回収率向上に向けたロードマップ」を策定するなどして、経費回収率100%を目指すような方向性が国から示されており、下水道事業における経費回収率は重要な指標である。

経費回収率の向上のためには、投資や経費の効率化を図り、それでも必要な場合には下水道使用料を見直すことが一般的である。そのため、本監査においても投資や経費の効率化や下水道使用料の持続可能性などについて留意する。

（３）「公営企業会計」について

市の水道事業と下水道事業は、一般会計とは異なる「公営企業会計」によって設定・運営されている。公営企業会計においては、地方公営企業法によって、独立採算が求められている。独立採算実現のために、利用者が支払う水道料金・下水道使用料によって必要な経費を賄うという「受益者負担」が原則とされている。

そこで、受益者負担の状況を把握するために、企業会計方式（複式簿記・発生主義会計）による会計制度が導入されており、次のとおり、一般会計とは会計制度が大きく異なる。

【図表 1】一般会計と公営企業会計の違い

原則	一般会計	公営企業会計
財源の負担に関する原則	税による負担が主（ただし、証明書発行等の手数料や施設使用料などの一部の行政サービスは受益者負担）	受益者負担（水道料金・下水道使用料）による独立採算 ※ただし、下水道事業のうち、雨水処理費は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶこと

		から公費（税金）で負担
経理の方法に関する原則	単式簿記・現金主義会計	複式簿記・発生主義会計

公営企業会計における複式簿記・発生主義会計の仕組みは次のとおりである。公営企業会計では、一般会計のような歳入・歳出という収支区分ではなく、収支をそれぞれ「簿記の5要素」と言われる収益、費用、資産、負債、資本に区分して収益、費用を収益的予算（いわゆる3条予算¹）、資産、負債、資本を資本的収支（いわゆる4条予算）とに区分する。これらの区分により、損益計算書や貸借対照表が作成され、損益の状況や財政状況が表される。

【図表 2】公営企業会計における複式簿記・発生主義会計の仕組み

簿記の5要素	財務書類	予算・決算の区分	収支の主な内容
○収益 ○費用	損益計算書	収益的収支 （3条予算）	【収入】 ○料金収入 ○一般会計繰入金 ○長期前受金戻入（国府補助金等の投資財源を減価償却費に応じて収益計上するもの） 【支出】 ○給与費 ○維持管理費 ○企業債の利息 ○減価償却費
○資産 ○負債 ○資本	貸借対照表	資本的収支 （4条予算）	【収入】 ○企業債 ○一般会計繰入金 ○国府補助金 【支出】 ○施設の建設改良費 ○企業債の元金償還

¹ 地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第3条（収益的収入及び支出）と第4条（資本的収入及び支出）に例示されていることから、収益的収支は3条予算、資本的収支は4条予算と呼ばれている。

（４）主な用語について

前述のとおり、公営企業会計における会計制度及び経営については専門用語が多数あるため、理解可能性の確保のために巻末資料として用語集を掲載しているため、適宜参照されたい。

４．監査対象年度

原則として、令和５年度とした。ただし、必要に応じて令和４年度以前の各年度及び令和６年度についても対象とした。

５．監査の実施期間

令和６年６月６日から令和６年１２月２６日まで

６．監査の方法

（１）監査の視点及び監査要点

上下水道事業に係る財務事務の執行について、合规性、透明性、公平性のほか、３Ｅ（経済性・効率性・有効性）の視点に着目し、【図表３】の事項を監査要点（監査手続きによって検証すべき事項）とした。

① 合规性の視点

上下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方公営企業法等、関連する法令及び条例・規則等に従い、適切に行われているか。

② 経済性、効率性、有効性（３Ｅ）等の視点

上下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済性、効率性、有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

【図表３】監査要点（監査手続きによって検証すべき事項）

【全般】
○上下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係する法令や条例等に従い、適正に行われているか。
○上下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理を行う部署の組織体制、人員等が適切か。
【経営管理】
○各種計画や経営戦略の策定にあたって採用した前提条件は、市の実情に照らして適切に設定されているか。
○各種計画や経営戦略の策定にあたって、適切な前提に基づいて投資計画、収支計画が策定され、持続可能な経営に向けた検討がなされているか。

- 各種計画や経営戦略の策定にあたって、設定されたスケジュールや実施目標は妥当か。
- 各種計画や経営戦略の策定にあたって、進捗管理は適切に行われているか。
- 現在採用されている料金体系が、市の上下水道事業の持続可能性にとって重大な懸念がないか。
- 一般会計繰入金の算定が、地方公営企業法や公営企業に係る繰出基準（総務副大臣通知）等に照らして、適切なものとなっているか。また、市の実情に照らして妥当か。
- 上下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理において、資金計画や企業債（資本費平準化債を含む）残高の水準が市の実情に照らして妥当か。
- 上下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が民間活用や広域化等の先進事例を取り入れ、効果的かつ効率的に行われているか。

【業務・会計管理】

- 収入及び債権管理について、関連する法令及び条例・規則等に従い、適切に行われているか²。
- 出納事務について、関連する法令及び条例・規則等に従い、適切に行われているか。
- 契約事務について、入札・契約の公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- 固定資産台帳等の財産管理簿と現物は一致するか。また、異動があった場合は、適時かつ適切に処理されているか。
- 遊休資産の利用可能性や除却等の検討が行われているか。
- 地方公営企業会計基準に準拠した会計処理がなされているか。

（２）監査手続き

「（１）監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続きは、次のとおりである。

【図表 ４】 監査手続き

- 上下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理に関する法令、条例、規則等の確認及び閲覧
- 上下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理を行う部署へのヒアリングの実施

² 令和３年度包括外部監査において最近の年度で監査を受けているところであるため、今年度の包括外部監査においては、令和３年度包括外部監査における監査結果等に対する市の措置状況を確認することとした。

- 各種計画や経営戦略の策定、経営指標の設定について、監査人による再計算やデータ分析の実施
- 令和5年度の委託業務一覧から抽出した契約サンプルについて、関係資料の閲覧
- 上下水道局、中宮浄水場への現地視察の実施
- その他関係書類の閲覧、分析
- 監査報告書の作成

（３）市における過去の関連テーマでの包括外部監査の実施状況等

市における過去の関連テーマでの監査の実施状況は次のとおりである。今年度の包括外部監査を行うに際しては、過去の監査の指摘の内容等を確認し、その後の市による措置や対応が十分になされているか、指摘されたものと同様のリスクを現在も抱えていないかについて留意した。また、令和5年度の監査委員監査（定期監査）の結果についても確認し、同様に留意した今年度の包括外部監査を実施した。

【図表 5】市における過去の関連テーマでの包括外部監査の実施状況

年度	監査テーマ	備考
平成27年度	水道事業の事務の執行及び上下水道組織の統合に関する管理運営について	水道事業にかかる事務の執行のほか、平成23年4月に実施された上下水道事業の組織統合の効果等について監査を行ったもの
令和3年度	債権管理に係る財務事務の執行について	上下水道事業を含めて債権管理に係る財務事務の執行についての監査を行ったもの
令和4年度	委託料に係る財務事務の執行について	上下水道事業等の公営企業会計を除く委託料に係る財務事務についての監査を行ったもの

7. 監査対象部署

上下水道事業への関わりを持つ上下水道局、総合政策部財政課、環境部環境政策課及び土木部土木政策課を監査対象とした。ただし、監査の主たる対象は上下水道局とし、その他の部署については、上下水道局への監査の過程で生じた疑念等についての確認に留めた。

8. 包括外部監査人を補助した者

包括外部監査人を補助した者は【図表 6】のとおりである。公認会計士のほか、自治体職員、学識経験者、弁護士から監査チームを構成し、多樣的、かつ、専門的な監査に努めた。

【図表 6】包括外部監査人を補助した者

氏名	資格又は所属	本監査における役割
成山 哲平	公認会計士・税理士	経営管理に関する事項の監査 主担当
鳥生 紘平	公認会計士・税理士	
湯本 規子	公認会計士	業務・会計管理に関する事項の 監査主担当
綾木 彰吾	公認会計士・税理士	
保木本 薫	吹田市職員、早稲田大学パブリック サービス研究所招聘研究員	他の自治体における実務の経 験等からのアドバイザー
岡本 真理子	公認会計士	本監査の品質向上のための本 報告書のレビュー等担当
柴 健次	関西大学名誉教授	公営企業会計の専門的観点か らのアドバイザー
福島 由梨	弁護士	法律の専門的観点からのアド バイザー

(注) ほか、包括外部監査人は、公認会計士のほか、税理士の資格を有している。

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 組織・人員の状況

(1) 上下水道局の概要

市の上下水道事業については、令和5年度までは上下水道事業管理者のもとに、「経営戦略室」と「上下水道部」が置かれていたが、令和6年度の機構改革により経営戦略室が廃止された。従来、経営戦略室内にあった「上下水道計画課」は「上下水道政策課」に名称変更した上で上下水道部内に移行された。また、同様に従来、経営戦略室内にあった「上下水道財務課」は上下水道部内に移行された。

ただし、主な監査対象期間は令和5年度としていることから、令和5年度の状況をもとに次に各施設の職員配置状況を示す。

(2) 旧経営戦略室の概要

旧経営戦略室の職員配置は【図表7】のとおりである。旧経営戦略室は、令和5年4月1日時点において、室長が1人配置されているほか、上下水道計画課に10人、上下水道財務課に9人の計20名の職員が配置されていた。

【図表7】旧経営戦略室の職員配置（令和5年4月1日時点）

（単位：人）

区分	室	上下水道計画課		上下水道財務課	計
		総務・上水道 計画グループ	下水道 計画グループ	財務 グループ	
室長	1	0	0	0	1
課長	0	1		1	2
課長代理	0	1	1	1	3
係長	0	1	0	2	3
主任	0	1	1	3	5
事務職員	0	1	0	1	2
技術職員	0	0	1	0	1
再任用	0	1	1	0	2
会計年度 任用職員	0	0	0	1	1
計	1	10		9	20

（出所：枚方市上下水道事業年報より作成）

※上表の人数は上下水道事業管理者を除くもの

※会計年度任用職員は、短期任用職員を除き、通年任用のみを記載している

（３）旧上下水道部の概要

市の上下水道事業における職員配置の状況は【図表 ８】のとおりである。旧上下水道部は、令和５年４月１日時点において、計 195 名の職員が配置されていた。

【図表 8】旧上下水道部の職員配置（令和5年4月1日時点）

区分 (単位：人)	部	総務課	営業 料金課	上水道 管理課	下水道管理課		浄水 課	上水道工務課		上水道保全課			汚水 整備課	雨水 整備課	下水道施設維持課			計
		総務 G	営業 料金 G	給水・ 管理 G	総務・排 水設備 G	管理 G	浄水 G	建設 第 1G	建設第 2G	修繕 G	保全 G	工事 G	汚水 整備 G	雨水 整備 G	維持 管理 G	設備 G	総務・ 改良 G	
部長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
次長	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
室長	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
課長	0	1	1	1	1		1	1		1			1	1	1			10
課長代理	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
副主幹	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
係長	0	2	2	1	4	3	5	2	2	1	1	2	4	2	0	1	1	33
監督	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	8	4	0	15
主任	0	4	4	5	3	1	8	3	3	0	0	0	3	3	0	3	2	42
班長	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	2	0	0	0	9	2	0	17
副班長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	2	0	7
事務職員	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
技術職員	0	0	0	2	0	2	5	2	3	3	1	1	3	1	1	2	1	27
再任用	0	0	1	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9
会計年度任用職員	0	0	1	3	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	9
計	5	10	11	16	19		22	21		26			13	8	44			195

（出所：枚方市上下水道事業年報より作成）

※上表の人数は上下水道事業管理者を除くもの ※会計年度任用職員は、短期任用職員を除き、通年任用のみを記載している

(4) 年齢別の職員配置の状況

市の水道事業及び下水道事業の年齢別の職員配置状況は次の各図表のとおりである。

【図表 9】水道事業の年齢別の職員配置（令和 5 年 4 月 1 日時点）

（単位：人）

年齢	技術職員	事務職員	計
20 歳未満	0	0	0
20 歳～24 歳	2	1	3
25 歳～29 歳	10	2	12
30 歳～34 歳	16	3	19
35 歳～39 歳	6	4	10
40 歳～44 歳	3	2	5
45 歳～49 歳	9	4	13
50 歳～54 歳	14	3	17
55 歳～59 歳	12	2	14
60 歳以上	4	4	8
計	76	25	101
平均年齢	43 歳 6 月	45 歳 2 月	43 歳 11 月

（出所：枚方市上下水道事業年報）

※上下水道事業管理者、会計年度任用職員を除く。再任用は含む

市の水道事業の令和 5 年 4 月 1 日時点の職員の年齢構成を見ると、概ね各年代がバランスよく配置されており、特定の年代に偏ることがないように配慮されている。職員の平均年齢は、技術職員が 43 歳 6 月で事務職員が 45 歳 2 月、全体で 43 歳 11 月となっている。

【図表 10】下水道事業の年齢別の職員配置（令和 5 年 4 月 1 日時点）

（単位：人）

年齢	技術職員	事務職員	計
20 歳未満	0	0	0
20 歳～24 歳	1	0	1
25 歳～29 歳	7	1	8
30 歳～34 歳	10	2	12
35 歳～39 歳	4	0	4
40 歳～44 歳	4	3	7
45 歳～49 歳	14	1	15
50 歳～54 歳	14	9	23
55 歳～59 歳	23	5	28
60 歳以上	6	0	6
計	83	21	104
平均年齢	47 歳 9 月	49 歳 0 月	48 歳 0 月

（出所：枚方市上下水道事業年報）

※上下水道事業管理者、会計年度任用職員を除く。再任用は含む

その一方で、市の下水道事業の令和 5 年 4 月 1 日時点の職員の年齢構成を見ると、ある程度は各年代がバランスよく配置されているものの、水道事業の職員配置に比べると、50 歳以上の職員が全体 104 人中、57 人と 54.8%を占める状況となっており、やや偏りがみられる。職員の平均年齢は、技術職員が 47 歳 9 月で事務職員が 49 歳 0 月、全体で 48 歳 0 月となっている。

年齢構成に偏りがある場合、特定の時期に定年退職が集中するなど、技術等のノウハウの継承や職員の補充が困難になるなどの問題が生じるおそれがある。現状においては、直ちに問題となるような状況ではないものの、全国的にも特に技術職員の採用が難しい状況となっていることから、今後も長期的な目線で定期的な採用を実施すること等により、職員の年齢構成に偏りが生じないよう留意する必要がある。

（５）勤続年数別の職員配置の状況

勤続年数別の職員配置の状況は次の各図表のとおりである。市の水道事業及び下水道事業に配置された職員について、市へ入職してからの勤続年数を示している。

【図表 11】 水道事業に配置された職員の勤続年数（令和５年４月１日時点）

（単位：人）

年数	技術職員	事務職員	計
１年未満	２	０	２
１年～３年	４	１	５
４年～６年	１１	２	１３
７年～９年	１４	３	１７
１０年～１２年	３	２	５
１３年～１５年	２	０	２
１６年～１８年	２	２	４
１９年～２１年	１	４	５
２２年～２４年	１	１	２
２５年～２７年	５	０	５
２８年～３０年	１４	４	１８
３１年以上	１７	６	２３
合計	７６	２５	１０１
平均勤続年数	１９年 ０ 月	２１年 ３ 月	１９年 ６ 月

（出所：枚方市上下水道事業年報）

※上下水道事業管理者、会計年度任用職員を除く。再任用は含む

市の水道事業に配置された職員の勤続年数（令和５年４月１日時点）を見ると、４年～６年が１３人（うち、技術職員１１人）、７年～９年が１７人（うち、技術職員１４人）、２８年～３０年が１８人（うち、技術職員１４人）、３１年以上が２３人（うち、技術職員１７人）となっており、当該４区分の職員数が多くなっている。全体に占める割合は、それぞれ１２.９％、１６.８％、１７.８％、２２.８％となっており、勤続年数が２８年以上となっている職員は４０.６％と多数を占める状況となっている。

【図表 12】下水道事業に配置された職員の勤続年数（令和 5 年 4 月 1 日時点）

（単位：人）

年数	技術職員	事務職員	計
1 年未満	2	0	2
1 年～3 年	4	2	6
4 年～6 年	7	0	7
7 年～9 年	10	1	11
10 年～12 年	1	1	2
13 年～15 年	2	0	2
16 年～18 年	2	2	4
19 年～21 年	0	1	1
22 年～24 年	3	0	3
25 年～27 年	10	5	15
28 年～30 年	11	3	14
31 年以上	31	6	37
合計	83	21	104
平均勤続年数	23 年 1 月	23 年 8 月	23 年 2 月

（出所：枚方市上下水道事業年報）

※上下水道事業管理者、会計年度任用職員を除く。再任用は含む

その一方で、市の下水道事業に配置された職員の勤続年数（令和 5 年 4 月 1 日時点）を見ると、7 年～9 年が 11 人（うち、技術職員 10 人）、28 年～30 年が 14 人（うち、技術職員 11 人）、31 年以上が 37 人（うち、技術職員 31 人）となっており、当該 3 区分の職員数が多くなっている。全体に占める割合は、それぞれ 10.6%、13.5%、35.6% となっており、特に勤続年数 31 年以上の職員が多数を占める状況となっている。

2. 上下水道事業の概要

（1）沿革

① 水道事業の沿革

市の水道事業は、昭和 7 年に水道事業創設の認可を取得し、水道施設の建設に着手して以降、行政区域の拡大や急激な人口増加、生活様式の変化などによる水需要の増加に対応するため、数次にわたる拡張事業を行ってきた。昭和 46 年度には市内全域での給水を実現し、令和 5 年 3 月 31 日時点の給水人口は 395,280 人、総人口に対する普及率は 100%となっている。

市の水道水は琵琶湖を水源とする淀川の水を原水としており、淀川水系の水資源の開発により毎秒 1.505 m³の水利権を取得している。そのため、全給水量の 9 割弱を自

己水により給水し、残りを大阪広域水道企業団（以下、「企業団」という。）からの受水等で賄っている。

市の水道施設については、昭和 40 年から順次、取水・浄水・配水施設等の整備を進めた。平成 10 年度には、高度浄水施設が完成し、同 10 月から市内全域に高度浄水を通水した。

② 下水道事業の沿革

市の污水整備は、昭和 33 年の日本住宅公団香里団地の整備に伴い建設された香里処理場の運転開始に始まった。その後、大阪府が事業主体である流域下水道の整備に合わせ、平成元年の大阪府渚処理場（現渚水みらいセンター）の供用開始に伴い、積極的に整備を進めてきた。

平成 29 年度末の整備人口普及率は 96.6%となり、平成 30 年度末には、住居系地域の污水事業概成を迎えた。

その一方で、雨水整備においても、ポンプ場や幹線水路などの基幹施設を中心に整備を進めるとともに、近年の局地的集中豪雨による浸水被害が多発していることから、浸水被害軽減対策などにも取り組んでいるところである。

（２）管路・管渠及び施設の状況

① 水道事業

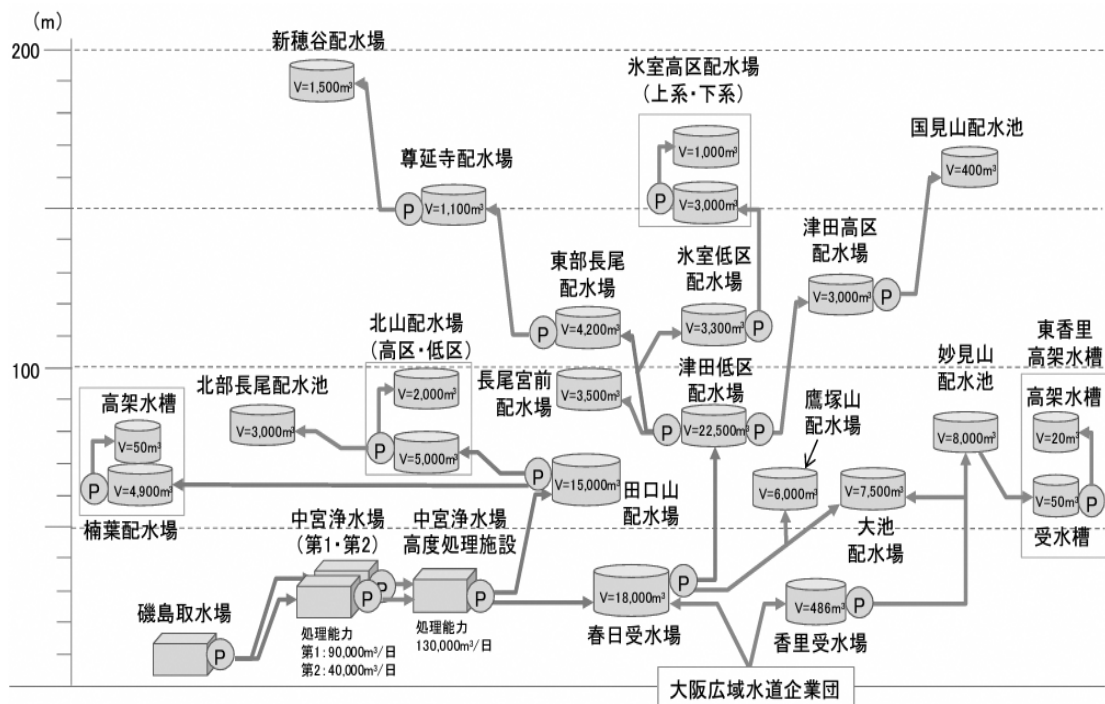
市の水道事業は、淀川の表流水を水源とする自己水系統と企業団からの浄水受水等による受水系統の 2 系統がある。

自己水系統は、磯島取水場から取水した後、中宮浄水場で浄水処理を行い、田口山配水場及び春日受水場へと送水している。田口山配水場は市北部の基幹的な配水施設となっており、北山配水場及び楠葉配水場へと送水している。春日受水場は、市東部の基幹的な配水施設である津田低区配水場や市南部の大池配水場及び鷹塚山配水場へと送水しており、津田低区配水場からは東部の山間地域へと送水している。

また、企業団からの浄水受水による受水系統は、前述の春日受水場と香里受水場であり、市南部の大池配水場、鷹塚山配水場及び妙見山配水池へと送水している。

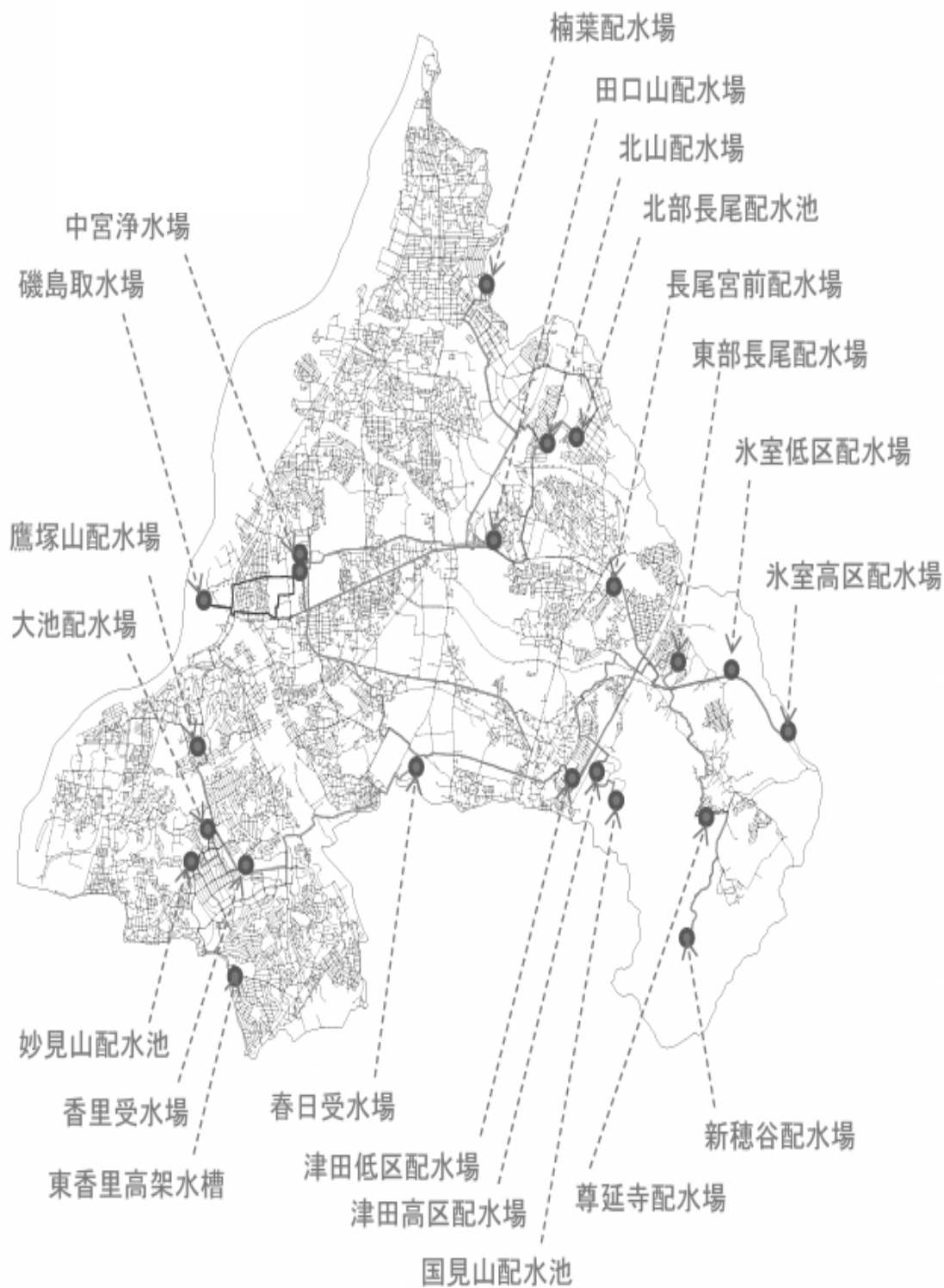
各施設の水位高低図並びに、各施設の位置図及び管路図は次の各図表のとおりである。

【図表 13】水道施設の水位高低図



(出所：枚方市水道事業施設整備基本計画)

【図表 14】水道施設の位置及び管路図



(出所：枚方市水道事業施設整備基本計画)

市の水道施設については、昭和 40 年から順次、取水・浄水・配水施設等の整備を進め、平成 10 年度には、高度浄水施設が完成し、同 10 月から市内全域に高度浄水を通水している。浄水場は市内に 1 か所、配水池等は市内 45 か所に設置されている。また、導水管、送水管、配水管を合わせた管路延長は 1,179.35 千mとなっている。

【図表 15】水道施設の概要

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

水源	① 淀川表流水 ② 企業団からの受水 ③ 寝屋川市・八幡市・交野市からの分水	
浄水場施設数	1 か所	
配水池施設数	45 か所	
施設能力	206, 800 m ³ /日	
管路延長	導水管	4. 42 千m
	送水管	45. 75 千m
	配水管	1, 129. 18 千m
施設利用率	57. 94%	
1 日配水能力に対する一日平均配水量の割合 年間配水量 43, 735. 960 m ³ ÷365 日＝119, 825 m ³ /日 一日平均配水量 119, 825 m ³ /日÷配水能力 206, 800 m ³ /日		

(出所：枚方市水道事業経営戦略より作成)

市の水道事業における唯一の浄水施設である中宮浄水場は、第 1 浄水場と第 2 浄水場からなり、最大日量 13 万 m³の水道水の供給を行っている。しかし、中宮浄水場は昭和 40 年代に建設されて以降、大規模な更新や改修を行っていないため、老朽化が進んでいる。また、大地震に対する耐震性も十分でない。そのため、今後も水道水の持続可能な供給のために、特に老朽化が進んでいる中宮浄水場（第 1 浄水場）の更新に着手している。

【図表 16】中宮浄水場（第 1 浄水場）の更新スケジュール

内 容		H28	H29	H30	R1～R2	R3～R9	R10～R29
更新用地取得		→					
既設建物解体		→					
文化財発掘調査				→			
基本構想		→					
基本設計			→				
DBO	設計・工事					→	
	維持管理						→

市の配水施設に関しても「水道施設整備基本計画」に基づき、応急給水拠点施設としての重要度、給水人口や事業費などを考慮のうえ、受配水施設の耐震性の機能整備及び緊急遮断弁の設置等を順次進めている。配水施設の半数以上が昭和 30 年代～40 年代にかけて建設されており、開設後 50 年以上を経過しているため、施設能力を維持するため、耐用年数や劣化状況等を把握し、引き続き計画的な施設の更新を行う必要がある。主な水道施設の能力や施設の開設時期については【図表 17】のとおりである。

【図表 17】主な水道施設の能力及び開設時期

施設名	施設能力(m ³ /日) 配水池容量(m ³)	開設時期
磯島取水場	130,000	昭和 36 年 3 月
中宮浄水場(第 1 浄水場)	90,000	昭和 40 年 7 月
中宮浄水場(第 2 浄水場)	40,000	昭和 36 年 3 月 (全施設 昭和 48 年 9 月)
大池配水場	7,500	昭和 36 年 3 月
妙見山配水池	8,000	昭和 36 年 3 月
田口山配水場	15,000	昭和 42 年 5 月
鷹塚山配水場	6,825	昭和 44 年 8 月
東部長尾配水場	4,200	昭和 44 年 9 月
尊延寺配水場	1,100	昭和 45 年 8 月
北部長尾配水池	3,000	昭和 45 年 8 月
上下水道局庁舎	—	昭和 48 年 11 月
楠葉配水場	4,950	昭和 50 年 3 月
東香里高架水槽	70	昭和 50 年 8 月

春日受水場	29,000	昭和 54 年 9 月
津田低区配水場	18,000	昭和 59 年 5 月
北山配水場	7,000	平成 3 年 9 月
長尾宮前配水場	3,500	平成 7 年 7 月
津田高区配水場	3,000	平成 8 年 3 月
国見山配水池	400	平成 8 年 3 月
中宮浄水場施設 高度浄水施設	130,000	平成 10 年 8 月
香里受水場	488	平成 10 年 11 月
新穂谷配水場	1500	平成 14 年 6 月
氷室低区配水場	3,300	平成 16 年 3 月
氷室高区配水場	4,000	平成 19 年 4 月

(出所：枚方市水道施設整備基本計画より作成)

※施設能力及び配水池容量については、令和 5 年度末数値

市の水道管路（以下、「管路」という。）については、昭和 8 年の給水開始以来 90 年以上が経過し、毎年、維持補修を行っているものの管路の老朽化が進行しており、管路の更新・耐震化が大きな課題となっている。これまで、安定的な給水の確保を目指して、「水道施設整備基本計画」に基づき年間約 10 k mの管路を更新すること及び鉛製給水管率を 12%に低減することを目標に取り組んできた。しかし、近年は管路が破損した場合に影響が大きい大口径管路などの更新を優先しており、更新延長が伸びにくい状況となっている。

【図表 18】管路の状況

(単位：m)

管種		基幹管路				基幹管路以外	合計
		導水管	送水管	配水本管	小計	配水支管	
耐震管	ダクタイル鋳鉄管 (SⅡ、NS、GX 等)	172	13,984	3,678	17,834	281,519	299,353
	鋼管・NCP (溶接継手)	—	1,100	—	1,100	157	1,257
	ポリエチレン管 (融着継手)	—	—	—	—	34,659	34,659
	ステンレス管 (溶接継手)	—	161	—	161	558	719
	小計(a)	172	15,245	3,678	19,095	316,893	335,988

非 耐 震 管	铸铁管	1,889	14,247	1,117	17,253	195,094	212,347
	ダクタイル铸铁管	2,214	16,016	465	18,695	375,137	393,832
	鋼管（WVLP・VLP・ NCP 金属継手含）	144	167	0	311	2,828	3,139
	硬質塩化ビニル管 等	—	70	—	70	233,972	234,042
	小計（b）	4,247	30,500	1,582	36,329	807,031	843,360
合計（c = a + b）		4,419	45,745	5,260	55,424	1,123,924	1,179,348
耐震化率（a / c × 100）		3.89	33.33	69.92	34.45	28.2	28.49

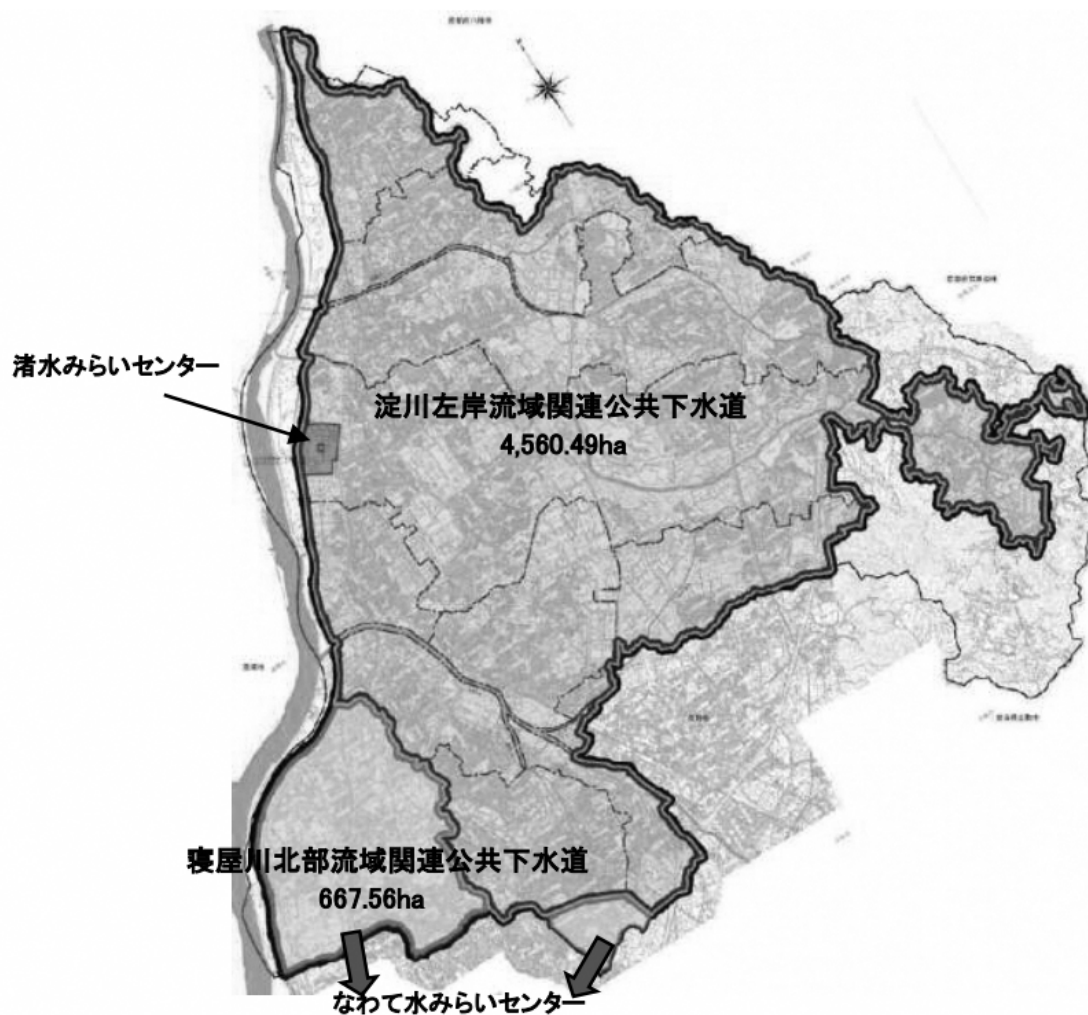
（出所：枚方市水道事業年報より作成）

② 下水道事業

市の下水道事業は、市域面積 6,512 h a うち、約 5,228 h a を公共下水道（汚水・雨水）の計画区域と定め、汚水と雨水を分けて排除する分流式下水道を採用し、計画的な整備や維持管理を進めてきた。

汚水については、大阪府の淀川左岸流域下水道と寝屋川北部流域下水道に接続し処理を行っている。淀川左岸流域下水道は、昭和 46 年に都市計画決定・事業着手している分流式の流域下水道で、終末処理場の「渚水みらいセンター」は枚方市渚内野 4 丁目にある。また、寝屋川北部流域下水道は全国に先駆けて昭和 40 年に都市計画決定・事業着手した日本初の流域下水道で、処理方式は地域によって合流式と分流式に分かれており、その終末処理場は 2 か所で「鴻池水みらいセンター」は東大阪市北鴻池町にあり、「なわて水みらいセンター」は四條畷市砂 4 丁目に設置されている。

【図表 19】流域下水道終末処理場位置図



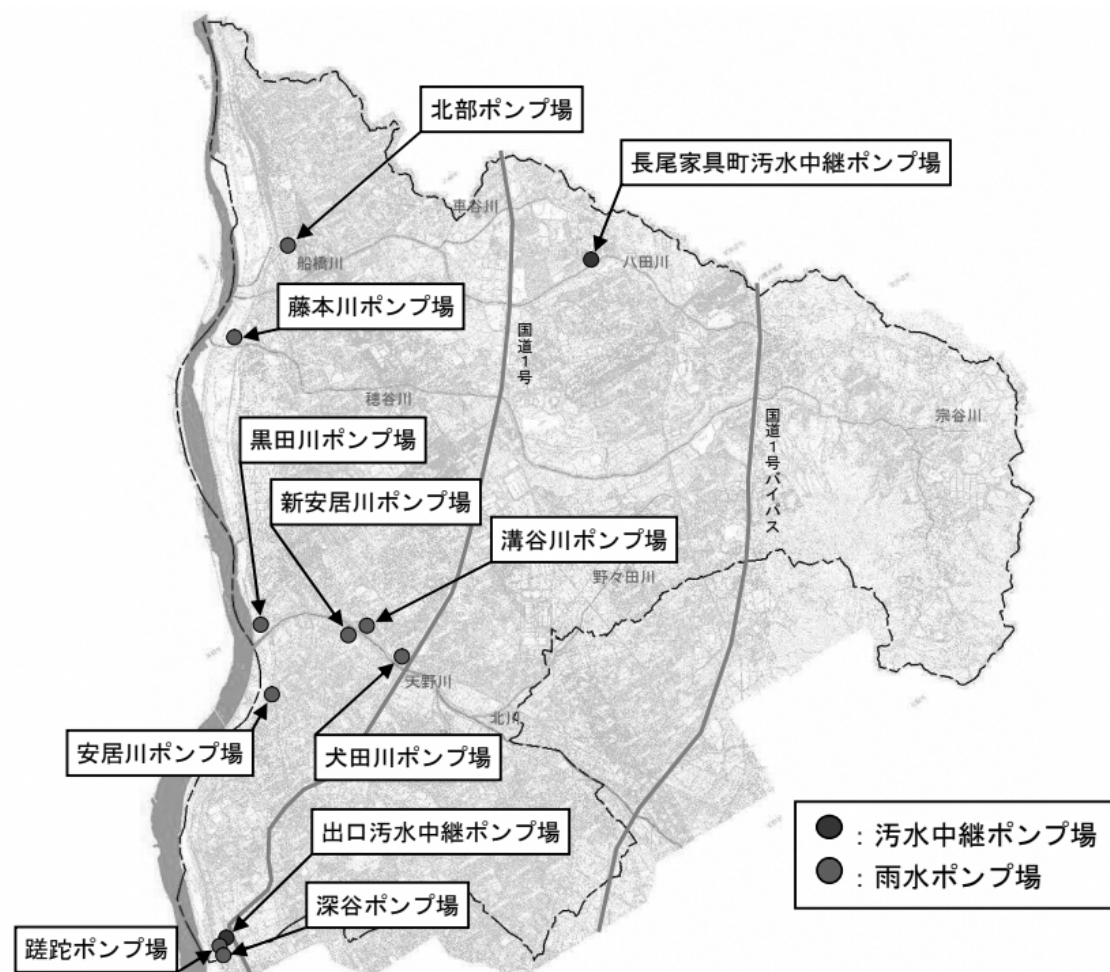
(出所：枚方市下水道整備基本計画)

その一方で、雨水については、市内を21の排水区に分けて、ポンプ場（市内9箇所）などを介して各河川に放流している。分流式下水道におけるポンプ場には雨水ポンプ場と汚水中継ポンプ場がある。

雨水ポンプ場は、雨天時に管渠を流下してきた排水区内の雨水を付近の河川等の公共用水域に放流するために設けられるものであり、自然吐水路があるポンプ場は放流先の河川の水位が上がった時にのみポンプの運転を行い、自然吐水路が無いポンプ場は溜まった水を定期的にポンプにより排水している。

また、汚水中継ポンプ場は、管渠延長が長い場合、下流に行くほど埋設深度が深くなるため、その流入区域内の汚水を地表面近くまで揚水して送水するために設けられている。市内で、雨水ポンプ場が9か所、汚水中継ポンプ場が2か所ある。

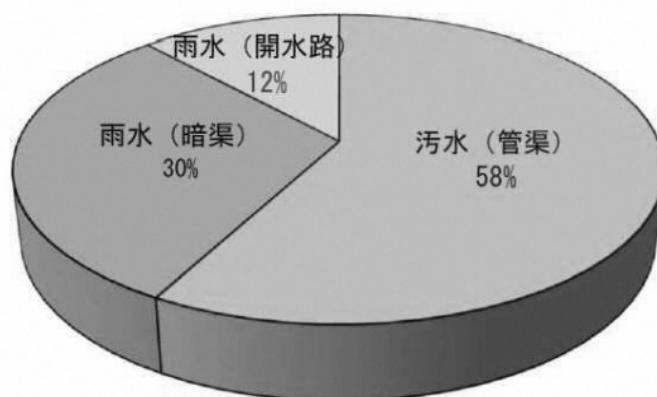
【図表 20】主要ポンプ場位置図



(出所：枚方市下水道整備基本計画)

また、下水道管渠（以下、「管渠」という。）については、市の下水道事業が昭和 33 年の日本住宅公団香里団地の整備に伴い建設された香里処理場の運転開始に始まり、平成元年の渚処理場（現在の渚水みらいセンター）の運転開始に向けて污水整備を優先して進めてきたことから、管渠全体に占める污水管渠の割合が多くなっている。その一方で、雨水整備は污水整備と並行しながら都市下水路として整備を始め、幹線を中心に整備を進めてきた。

【図表 21】管渠の内訳



（出所：枚方市下水道整備基本計画）

市の下水道施設は、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて整備されたポンプ場や管渠の老朽化が進んでいるため、施設の老朽化対策が今後の大きな課題となっている。また、市の下水道整備事業は、住居系地域の汚水整備が平成 30 年度末に概成するとともに、浸水対策事業による大規模な雨水貯留管やポンプ場の整備が順次完了している。今後も各種計画に基づいて、施設の維持更新等への取組みを進める。

3. 財政の状況

（1）水道事業

① 財務諸表

市の水道事業は、地方公営企業法を全部適用しており、地方公営企業会計制度に基づく損益計算書、貸借対照表等の財務諸表を決算時に作成することが求められている。

市水道事業の過去 3 年間の、貸借対照表の推移は、【図表 22】、【図表 23】、【図表 24】、【図表 25】のとおりである。

ア) 損益計算書

【図表 22】過去 3 年間の損益計算書

（単位：円）

科目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1. 営業収益	5,720,173,024	4,791,149,137	5,006,367,373
（1）給水収益	5,704,918,100	4,738,282,586	4,981,079,273
（2）受託工事収益	741,292	34,203,301	1,939,020
（3）他会計負担金	5,037,000	4,181,000	9,161,000
（4）その他営業収益	9,476,632	14,482,250	14,188,080
2. 営業費用	4,673,947,600	5,006,353,436	4,855,136,368

(1) 原水及び浄水費	1,317,795,865	1,530,960,730	1,408,366,119
(2) 配水及び給水費	671,960,359	710,440,830	694,409,463
(3) 受託工事費	6,574,727	35,643,751	6,171,507
(4) 業務費	212,801,566	215,310,855	224,442,596
(5) 総係費	260,264,460	253,469,456	234,942,996
(6) 減価償却費	2,159,903,538	2,181,166,184	2,214,436,260
(7) 資産減耗費	44,647,085	79,361,630	72,367,427
営業利益	1,046,225,424	△215,204,299	151,231,005
3. 営業外収益	766,760,417	1,728,703,482	1,566,859,002
(1) 受取利息	3,145,921	1,251,719	555,280
(2) 分担金	161,780,861	195,447,400	319,177,200
(3) 他会計負担金	4,064,000	4,636,000	5,124,000
(4) 他会計補助金	104,141,000	1,027,120,210	733,062,029
(5) 長期前受金戻入	434,479,332	436,327,470	421,745,070
(6) 引当金戻入	0	0	30,500,000
(7) 資本費繰入収益	22,359,000	21,761,000	18,415,000
(8) 雑収益	36,790,303	42,159,683	38,280,423
4. 営業外費用	241,413,672	264,039,118	225,620,079
(1) 支払利息及び 企業債取扱費	238,894,947	208,611,842	186,686,168
(2) 雑支出	2,518,725	55,427,276	38,933,911
経常利益	1,571,572,169	1,249,460,065	1,492,469,928
5. 特別利益	681,662	3,547,211	14,507,063
(1) 過年度損益修正益	681,662	3,547,211	14,507,063
6. 特別損失	11,327,270	140,282,127	8,489,308
(1) 過年度損益修正損	6,353,007	1,231,689	4,992,924
(2) その他特別損失	4,974,263	139,050,438	3,496,384
当年度純利益	1,560,926,561	1,112,725,149	1,498,487,683

(出所：枚方市水道事業会計決算書より作成)

令和5年度の営業収益の合計は5,006百万円であり、そのうち給水収益が4,981百万円と99.5%を占めており、給水収益の内訳は次のとおりである。

【図表 23】過去3年間の給水収益の内訳

(単位：円)

給水収益内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般用水道料金	5,728,683,984	5,611,043,172	5,581,677,649
浴場用水道料金	16,130,051	18,806,796	17,578,382
臨時用水道料金	57,991,149	38,307,191	39,439,707
福祉減免による減額分	△97,887,084	△97,529,760	△97,255,435
コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う減免額	0	△832,344,813	0
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援対応による減額分	0	0	△560,361,030

(単位：戸)

延戸数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般用水道	2,216,564	2,232,047	2,242,416
浴場用水道	72	72	70
臨時用水道	7,228	6,686	6,672

(単位：m³)

使用量	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般用水道	41,570,347	40,705,632	40,326,031
浴場用水道	152,496	165,825	149,910
臨時用水道	104,603	66,633	68,503

(出所：枚方市水道事業会計決算書より作成)

令和4年度、令和5年度では物価高騰等による水道使用料金（以下、「水道料金」という。）の減免があったことにより令和3年度と比較して大幅な減収となっている。水道を使用している延戸数は微増しているが節水機器の普及等により使用量は減少傾向であり、それに伴い水道料金も減少傾向となっている。

令和5年度の営業費用の合計は4,855百万円となっており、主な内訳は、固定資産に係る減価償却費が2,214百万円と約46%を占めており、次に原水及び浄水費が1,408百万円と続いている。原水及び浄水費の増減は主に施設維持関係の修繕費の増減に伴うものである。

令和5年度の営業外収益は、1,567百万円であり、そのうち他会計補助金が733百万円となっている。他会計補助金については、令和4年度にはコロナ禍における原油

価格・物価高騰対策分として 919 百万円、令和 5 年度には電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援対応分として 624 百万円計上されていることから令和 3 年度から著しく増加している。他、長期前受金戻入が 422 百万円計上されているが、これは固定資産の購入、建設等にあたって、国や府からの補助金等を受けた際に一旦、長期前受金として負債に計上し、当該固定資産の減価償却に応じて長期にわたって収益化しているものである。

令和 5 年度の営業外費用は、226 百万円であり、そのうち支払利息及び企業債取扱費が 187 百万円と約 83%を占めている。

特別損失については、令和 4 年度に増加しているが、退職給付引当金算定見直しによる影響分が 130 百万円計上されていることが要因である。

上記の結果、令和 5 年度の当年度純利益は 1,498 百万円となっており、減免額の影響を除いた給水収益が減少傾向であること、減価償却費が増加傾向となっていることから、今後当期純利益は減少傾向で推移していくことが想定される。

イ) 資本的収支

【図表 24】過去 3 年間の資本的収支

(単位：円)

科目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
資本的収入	2,440,309,299	1,916,984,266	2,081,680,135
1. 企業債	2,059,200,000	1,583,700,000	1,958,000,000
2. 工事負担金	103,749,021	97,316,447	112,013,062
3. 国府補助金	19,236,000	45,358,000	11,666,000
4. 他会計負担金	2,228,000	163,000	0
5. 固定資産売却代金	0	0	1,073
6. 他会計出資金	0	0	0
7. その他資本的収入	255,896,278	190,446,819	0
資本的支出	5,022,743,825	4,613,974,218	5,685,303,827
1. 建設改良費	3,180,010,637	2,774,511,208	3,260,184,942
2. 固定負債償還金	1,807,166,772	1,801,153,080	1,838,382,064
3. 固定資産購入費	35,566,416	38,309,930	86,736,821
4. 投資	0	0	500,000,000

(出所：枚方市水道事業会計決算書より作成)

令和 5 年度の資本的収入の合計は、2,081 百万円となっており、そのうち企業債が 1,958 百万円と約 94%を占めている。資本的支出の合計は、5,685 百万円となっており、そのうち建設改良費が 3,260 百万円で約 57%、企業債等の固定負債償還金が 1,838

百万円で約 32%、地方債の購入（投資）により 500 百万円支出している。

ウ) 貸借対照表

【図表 25】過去 3 年間の貸借対照表

(単位：円)

科目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
資産の部	75,433,698,963	76,743,694,101	78,104,897,500
1. 固定資産	66,687,859,009	66,724,936,084	68,092,209,105
(1) 有形固定資産	66,399,940,192	66,651,724,331	67,543,257,597
イ. 土地	11,115,752,527	11,115,752,527	11,115,752,527
ロ. 立木	2,284,640	2,284,640	2,284,640
ハ. 建物	2,217,822,432	2,125,942,675	2,211,199,233
ニ. 構築物	45,451,187,626	45,003,251,920	45,428,936,751
ホ. 機械及び装置	4,609,907,194	4,858,678,058	4,932,842,163
ヘ. 車両及び運搬具	34,716,754	26,461,529	19,607,026
ト. 器具及び備品	84,497,006	82,193,445	85,751,675
チ. 工具	5,658,289	5,460,750	8,860,721
リ. リース資産	49,782,141	51,033,189	37,810,181
ヌ. 建設仮勘定	2,828,331,583	3,380,665,598	3,700,212,680
(2) 無形固定資産	88,471,998	64,211,753	39,951,508
イ. 水利施設利用権	15,162,583	11,676,805	8,191,027
ロ. 電話加入権	7,931,116	7,931,116	7,931,116
ハ. ソフトウェア	65,378,299	44,603,832	23,829,365
(3) 投資	199,446,819	9,000,000	509,000,000
イ. 投資有価証券	0	0	500,000,000
ロ. 出資金	9,000,000	9,000,000	9,000,000
ハ. 長期貸付金	190,446,819	0	0
ニ. 破産更生債権等	16,375,369	15,065,669	15,114,234
貸倒引当金	△16,375,369	△15,065,669	△15,114,234
2. 流動資産	8,745,839,954	10,018,758,017	10,012,688,395
(1) 現金預金	8,130,297,334	9,184,318,498	9,216,421,682
(2) 未収金	596,462,813	454,141,433	658,825,278
貸倒引当金	△3,924,189	△2,919,557	△3,494,523
(3) 前払金	1,131,055	357,890,050	112,790,000
(4) 貯蔵品	21,872,941	25,327,593	28,145,958

負債の部	29,332,605,776	29,529,712,765	29,392,428,481
3. 固定負債	18,126,759,228	18,022,306,704	18,231,188,798
(1) 企業債	17,500,793,707	17,246,111,643	17,435,148,160
(2) リース債務	31,472,961	26,883,714	22,498,878
(3) 引当金	594,492,560	749,311,347	773,541,760
イ.退職給付引当金	594,492,560	749,311,347	773,541,760
4. 流動負債	2,519,243,489	2,939,555,252	2,793,072,062
(1) 企業債	1,801,153,079	1,838,382,063	1,768,963,482
(2) 1年以内に支払予定 のリース債務	23,312,688	26,868,215	17,338,835
(3) 未払金	620,105,380	862,749,752	888,104,076
(4) 前受金	3,668,726	35,339,600	1,032,700
(5) 引当金	41,777,000	142,931,000	76,726,000
イ.賞与等引当金	41,777,000	42,931,000	46,226,000
ロ.1年以内に支払予 定の修繕引当金	0	100,000,000	30,500,000
(6) その他流動負債	29,226,616	33,284,622	40,906,969
5. 繰延収益	8,686,603,059	8,567,850,809	8,368,167,621
(1) 長期前受金	22,247,783,059	22,247,877,517	22,296,745,425
イ.国府補助金	1,814,697,334	1,839,844,657	1,851,510,657
ロ.受贈資産寄附金	7,452,640,878	7,468,147,790	7,403,238,214
ハ.分担金	6,563,391,665	6,553,998,200	6,549,170,236
ニ.工事負担金	5,641,216,407	5,610,050,095	5,716,989,543
ホ.その他資本剰余金	775,836,775	775,836,775	775,836,775
(2) 長期前受金収益化 累計額	△13,561,180,000	△13,680,026,708	△13,928,577,804
イ.国府補助金	△846,042,596	△859,071,363	△891,226,366
ロ.受贈資産寄附金	△4,673,235,723	△4,692,476,606	△4,700,764,414
ハ.分担金	△4,838,487,623	△4,937,226,923	△5,034,114,512
ニ.工事負担金	△2,815,674,170	△2,789,498,459	△2,886,705,686
ホ.その他資本剰余金	△387,739,888	△401,753,357	△415,766,826
資本の部	46,101,093,187	47,213,981,336	48,712,469,019
6. 資本金	27,282,764,365	27,282,764,365	27,282,764,365
7. 剰余金	18,818,328,822	19,931,216,971	21,429,704,654
(1) 資本剰余金	3,738,479,083	3,738,642,083	3,738,642,083

イ. 国府補助金	223, 167, 000	223, 167, 000	223, 167, 000
ロ. 受贈資産寄附金	375, 728, 123	375, 728, 123	375, 728, 123
ハ. 分担金	1, 317, 598	1, 317, 598	1, 317, 598
ニ. 工事負担金	238, 533, 395	238, 533, 395	238, 533, 395
ホ. 保険差益	3, 287, 089	3, 287, 089	3, 287, 089
ヘ. その他資本剰余金	2, 896, 445, 878	2, 896, 608, 878	2, 896, 608, 878
(2) 利益剰余金	15, 079, 849, 739	16, 192, 574, 888	17, 691, 062, 571
イ. 建設改良積立金	5, 847, 206, 530	6, 773, 653, 759	7, 155, 634, 277
ロ. その他積立金	7, 471, 716, 648	8, 106, 195, 980	8, 742, 523, 450
ハ. 当年度未処分利益 剰余金	1, 760, 926, 561	1, 312, 725, 149	1, 792, 904, 844

(出所：枚方市水道事業会計決算書より作成)

令和5年度における総資産は、78,105百万円、負債合計は29,392百万円、資本合計は48,712百万円となっている。

総資産のうち固定資産の割合が約87%であり、そのうち市の水道事業運営のために必要となる土地、施設や設備等の有形固定資産が67,543百万円と総資産の約86%を占めている。有形固定資産のうち建設仮勘定3,700百万円の主な内容は中宮浄水場更新事業に係るものや、中宮浄水場から田口山配水場間送水管更生工事等である。その他、令和5年度に購入した地方債500百万円が投資有価証券に計上されている。

負債合計のうち主なものは、企業債が約65%、長期前受金が約28%となっている。

資本合計については、毎年度の当年度純利益の計上による利益剰余金の増加に伴い増加している。

② 経営指標

地方公営企業の経営状況を市民等の利用者に周知するため、総務省の主導により毎年度各種経営指標の数値についての経年推移や類似団体との比較分析を行う経営比較分析表を作成し、その内容を公表している。さらに、市においては、比較をより有意義に行うために、中核市のデータを独自に入手し、市と中核市とを比較している。

過去3年間の市の水道事業について、中核市との経営指標の比較は【図表 26】のとおりである。なお、総務省及び大阪府が取りまとめている「経営比較分析表」の最新版が令和4年度のものであるため、令和4年度決算までの各指標について解説する。

【図表 26】過去3年間における市と中核市との経営指標の比較（水道事業）

1. 経営の健全性・効率性				
指 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
① 経常収支比率（％）	市水道事業	125.83	131.97	123.71
	中核市平均	114.36	116.02	112.50
② 累積欠損金比率（％）	市水道事業	—	—	—
③ 流動比率（％）	市水道事業	277.22	347.16	340.83
	中核市平均	293.01	310.44	344.40
④ 企業債残高対給水収益比率（％）	市水道事業	352.66	338.34	402.77
	中核市平均	283.57	273.02	265.26
⑤ 料金回収率（％）	市水道事業	115.43	127.50	98.75
	中核市平均	107.29	109.73	104.20
⑥ 給水原価（円）	市水道事業	110.73	106.97	117.21
	中核市平均	150.20	152.55	158.69
⑦ 施設利用率（％）	市水道事業	60.32	59.27	57.94
	中核市平均	64.67	64.09	64.00
⑧ 有収率（％）	市水道事業	92.81	93.49	93.60
	中核市平均	91.55	91.79	91.56
2. 老朽化の状況				
① 有形固定資産減価償却率（％）	市水道事業	49.61	50.19	51.07
	中核市平均	51.55	52.03	52.19
② 管路経年化率（％）	市水道事業	26.76	27.98	28.43
	中核市平均	24.26	26.22	27.17
③ 管路更新率（％）	市水道事業	0.59	0.67	0.49
	中核市平均	0.77	0.73	0.75

（出所：水道事業経営比較分析表より作成）

令和４年度におけるこれらの数値に係る市による水道事業の分析結果は、次のとおりである。

【図表 27】市による水道事業の経営分析

【１．経営の健全性・効率性について】

経営状況については、これまでから、給水人口の減少や節水機器の普及などにより、有収水量は引き続き減少傾向となっております。また物価高騰などによる経費増加がみられたことから、「経常収支比率」は、前年度に比べ 8.26 ポイント減少しています。

「流動比率」は、過去５年間で 200%以上を維持しており、短期的な債務に対する支払能力は確保できています。

令和４年度は基本料金等の減免を行ったことから、「企業債残高対給水収益比率」は、類似団体平均値より高くなっています。

また、「料金回収率」は 100%をわずかに下回りましたが、減免額を給水収益として再計算した場合の料金回収率は 116.09%であり、事業に必要な費用は概ね給水収益でまかなえているといえます。

以上のことから、今後の物価の推移については不鮮明ですが、本決算においては、経営の健全性や効率性を維持できているものと考えます。

- ① 経常収支比率：本市の経常収支比率は、円安やエネルギー資源の値上げによる電気料金等の動力費や各種経費が増加したため、昨年度と比べて約 8 %低下しています。また、今後も円安やエネルギー資源の値上げに係る各種経費の増加が予測されます。
- ② 累積欠損金比率（％）：本市では、これまで累積欠損金は発生していません。
- ③ 流動比率（％）：本市の流動比率は、概ね 300%を維持しており、短期的な債務に対する支払能力を確保しています。しかし、将来的には給水収益の減少や各種諸経費及び起債発行額の増加に伴う元利償還額の増加や投資への自己財源の投入による低下が予測されます。
- ④ 企業債残高対給水収益比率（％）：本市の企業債残高対給水収益比率は、中核市より高くなっています。その要因としては企業債残高が中核市の約 1.1 倍である一方、給水収益は約 0.9 倍であることが挙げられます。今後、給水収益の漸減傾向であることや、更新事業の進捗に伴う企業債の発行により企業債残高は増加しますが、建設改良積立金等の内部留保資金を活用し企業債を抑制します。
- ⑤ 料金回収率（％）：本市の料金回収率は、100%を上回っています。（令和４年度を除く。）これは、料金水準が中核市に比べて大幅に低いことから供給単価が低くなっているものの、給水原価はさらに低くなっていることが要因です。令和４

年度は、基本料金等の減免を行ったことから 100%を下回りましたが、減免額を加えた料金回収率は、116.09%となります。

- ⑥ 給水原価（円）：本市の給水原価については、中核市と比較しても、低い値となっています。これは、自己水の割合が多く、水利権の償還も終了していることや、耐用年数が経過した施設等が多いことから減価償却費が低くなっていること、受水費が大幅に低いことなどから、給水原価も低くなっていることが要因です。
- ⑦ 施設利用率（％）：本市の施設利用率は、中核市と比べて低い値となっていますが、分母となる一日配水能力に大阪広域水道企業団の受水量（上限）が含まれていることが要因です。参考値として本市の浄水場のみで算出した数値を併記していますが、高い値で推移していることから、効率的な運用が出来ていると考えています。
- ⑧ 有収率（％）：本市の有収率は、中核市と比べて高い水準で推移しています。

【2. 老朽化の状況について】

中宮浄水場をはじめ、浄水施設・配水施設については、半数以上が開設後 30 年以上経過していますが、施設能力の低下を招くことのないよう、適切な維持管理を行っています。

特に、昭和 40 年竣工から 50 年以上経過した第一浄水施設は、安定した水の供給を継続するために、更新事業に着手しています。

また、「有形固定資産減価償却率」は、施設の老朽化が更新投資を上回っているため、上昇傾向にあります。

一方、「管路の更新」については、これまで浄水施設等設備投資の比重が大きかったことや、耐震化のため主要な配水本管等を優先していることで、投資額に比べ延長が伸びず、「管路経年化率」は、類似団体平均値に比べて高くなっています。

これらにより、各施設は老朽化が進んでいるため、計画的な更新改良を進めます。

- ① 有形固定資産減価償却率（％）：本市の有形固定資産減価償却率は、中核市を下回っているものの、分母より分子の伸びが大きくなっています。このため、数値は年々増加しており、施設の老朽化が進んでいる状況となっています。
- ② 管路経年化率（％）：本市の管路経年化率については、中核市を上回り、年々増加しています。法定耐用年数は、一律 40 年に設定され、この年数は、管路が老朽化し、使用できなくなる年数とは異なるため、アセットマネジメント手法を導入し、厚生労働省の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」を基に更新基準年数を設定しています。
- ③ 管路更新率（％）：管路更新につきましては平成 30 年度に策定した「枚方市水

道施設整備基本計画」に基づき、破損した場合に社会的な影響が大きい大口径管路や国道などの緊急交通路に埋設された管路の更新事業を優先的に進めており、工事期間や費用も小口径管路より必要なことから更新延長距離が伸びない原因となっています。

【全体総括】

枚方市では、給水人口が年々減少しています。

また、節水型機器の普及や大口利用者の地下水転換が進み、有収水量、給水収益ともに減少傾向となっています。

令和4年度では、概ね健全経営を維持していますが、円安やエネルギー資源の高騰による動力費などの経費の増加については見通しが立てにくい状況です。

また、老朽化した施設や管路の更新に取り組みながら、これに対応するための経営基盤の強化に向けた取組も合わせて進めていく必要があります。

これらを踏まえ、平成30年度に策定した「水道施設整備基本計画」と「経営戦略」について、令和5年度に中間見直しを実施し、その内容に基づき料金改定の必要性を定期的に判断していきます。

(出所：水道事業 経営比較分析表)

<補足説明>

経営比較で用いられている指標の算定方法と意味は【図表28】のとおりである。

なお、一つの指標で経営全体をまとめて示す指標はないため、複数の指標を組み合わせて、比較することでより有用に分析することができる。

【図表28】経営指標の算定方法と意味

指標	算定方法	指標の意味
1. 経営の健全性・効率性		
① 経常収支比率 (%)	経常収益 ÷ 経常費用 × 100	経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか、経常損益を表す指標であり、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。
② 累積欠損金比率 (%)	当年度未処理欠損金 ÷ (営業収益－受託工事収益) × 100	累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補て

		んすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金) の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。
③ 流動比率 (%)	流動資産÷流動負債 ×100	流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。1 年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示すことから 100%以上であることが必要である。
④ 企業債残高対給水収益比率 (%)	企業債現在残高合計 ÷給水収益×100	企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標であり、この比率が高い場合は、投資規模は適切か、料金水準は適切かといった分析を行い、必要な経営改善を図っていく必要がある。
⑤ 料金回収率 (%)	供給単価÷給水原価 ×100	料金回収率は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標であり、料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを示している。
⑥ 給水原価 (円)	(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入) ÷年間総有収水量	給水原価は、有収水量 1 m ³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。
⑦ 施設利用率 (%)	1 日平均配水量÷ 1 日配水能力×100	施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。
⑧ 有収率 (%)	年間総有収水量÷ 年間総配水量×100	有収率は、施設の稼動が収益につながっているかを判断する指標であり、100%に近ければ近いほど施設の稼動状況が収益に反映されていると言える。
2. 老朽化の状況		
① 有形固定資産減価償却	有形固定資産減価償却累計額	有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの

率（％）	÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価	程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示している。
② 管路経年化率（％）	法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長×100	管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表した指標で、管路の老朽化度合いを示している。
③ 管路更新率（％）	当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100	管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握することができる。

（出所：水道事業経営比較分析表より作成）

（２）下水道事業

① 財務諸表

市の下水道事業は、地方公営企業法を全部適用しており、地方公営企業会計制度に基づく損益計算書、貸借対照表等の財務諸表を決算時に作成することが求められている。

市の下水道事業の過去３年間の損益計算書、下水道使用料の内訳、資本的収支、貸借対照表の推移は、【図表 29】、【図表 30】、【図表 31】、【図表 32】のとおりである。

ア) 損益計算書

【図表 29】過去３年間の損益計算書

（単位：円）

科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
１．営業収益	8,929,961,622	8,679,940,425	8,722,869,160
（１）下水道使用料	5,911,798,424	5,843,344,638	5,802,917,070
（２）公設浄化槽使用料	343,800	306,000	306,000
（３）受託工事収益	10,713,455	11,002,077	18,907,594
（４）国府補助金	20,720,000	24,579,496	63,000,000
（５）他会計負担金・補助金	2,981,945,393	2,796,294,164	2,833,785,896
（６）その他営業収益	4,440,550	4,414,050	3,952,600
２．営業費用	9,444,728,453	9,463,405,486	9,809,476,395
（１）汚水費	229,089,053	210,795,134	244,479,009
（２）雨水費	694,061,692	755,130,225	822,819,830
（３）業務費	116,437,927	115,249,852	125,681,255
（４）総係費	241,631,629	215,895,825	244,510,883
（５）流域下水道維持管理費	1,762,984,100	1,758,955,622	1,885,233,576

(6) 減価償却費	6,391,015,913	6,406,754,175	6,483,854,205
(7) 資産減耗費	9,508,139	624,653	2,897,637
営業利益	△514,766,831	△783,465,061	△1,086,607,235
3. 営業外収益	3,153,671,404	3,150,732,396	3,280,085,597
(1) 受取利息	36,013	33	5,567
(2) 負担金	60,993,593	59,589,079	58,613,672
(3) 他会計負担金	1,780,000	1,706,000	2,044,000
(4) 他会計補助金	123,164,776	124,624,603	109,118,407
(5) 長期前受金戻入	2,945,617,300	2,945,215,042	2,979,316,334
(6) 引当金戻入	0	0	13,530,000
(7) 雑収益	22,079,722	19,597,639	117,457,617
4. 営業外費用	1,029,953,304	977,003,078	837,410,592
(1) 支払利息及び 企業債取扱費	907,071,285	787,370,789	680,000,512
(2) 雑支出	122,882,019	189,632,289	157,410,080
経常利益	1,608,951,269	1,390,264,257	1,356,067,770
5. 特別利益	97,437,329	216,986,963	154,122,097
(1) 過年度損益修正益	64,090,826	74,438,873	120,169,107
(2) 引当金戻入	0	108,954,880	0
(3) その他特別利益	33,346,503	33,593,210	33,952,990
6. 特別損失	4,242,444	42,903,632	5,647,584
(1) 固定資産売却損	0	1,673,784	0
(2) 過年度損益修正損	4,242,444	2,081,607	4,480,547
(3) その他特別損失	0	39,148,241	1,167,037
当期純利益	1,702,146,154	1,564,347,588	1,504,542,283

(出所：枚方市下水道事業会計決算書より作成)

令和5年度の営業収益の合計は8,723百万円であり、そのうち下水道使用料が5,803百万円と66.5%を占めており、次いで他会計負担金が2,834百万円と32.5%を占めている。下水道使用料の内訳は次のとおりである。

【図表 30】過去3年間の下水道使用料の内訳

(単位：円)

下水道使用料内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般用	6,013,405,974	5,944,244,468	5,904,460,304
浴場用	6,140,050	6,829,770	5,973,818
福祉減免による減額分	△107,747,600	△107,729,600	△107,517,052

(単位：戸)

延戸数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般用	2,070,396	2,092,406	2,110,342
浴場用	37	36	33

(単位：m³)

使用量	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般用	39,625,082	39,066,949	38,780,731
浴場用	159,767	176,580	154,540

(出所：枚方市下水道事業会計決算書より作成)

市の水道事業と同様に、下水道を使用している延戸数は微増しているが節水機器の普及等により排出量は減少傾向であり、それに伴い下水道使用料も減少傾向となっている³。

令和5年度の営業費用の合計は9,809百万円となっており、主な内訳は、固定資産に係る減価償却費が6,483百万円と約66%を占めており、次に流域下水道維持管理費が1,885百万円で約19%と続いている。管渠の更新工事等により減価償却費が増加しており、淀川左岸流域下水道維持管理負担金及び寝屋川北部流域下水道維持管理負担金の増加により流域下水道維持管理費も年々増加しており、汚水費、雨水費等でも委託料が増加傾向となっていることから、それに伴い営業費用は年々増加傾向となっている。

令和5年度の営業外収益は、3,280百万円であり、そのうち長期前受金戻入が2,979百万円で約91%を占めているが、これは固定資産の購入、建設等にあたって、国や府からの補助金等を受けた際に一旦長期前受金として負債に計上し、当該固定資産の

³ ただし、下水道使用料は、下水道への排出量をすべて測定することは困難であることから、実務的には主に水道使用量に応じて徴収することとしている。

減価償却に応じて長期にわたって収益化しているものである。

令和5年度の営業外費用は、837百万円であり、そのうち支払利息及び企業債取扱費が680百万円と約81%を占めており、企業債の減少に伴い減少している。

特別利益については、令和4年度に増加しているが、退職給付引当金算定見直しによる影響分が109百万円計上されていることが要因である。

上記の結果、令和5年度の当年度純利益は1,505百万円となっている。下水道使用料が年々減少傾向である一方、減価償却等の営業費用が増加傾向となっていることから、今後当期純利益は減少傾向で推移していくことが想定される。

イ) 資本的収支

【図表 31】過去3年間の資本的収支

(単位：円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資本的収入	2,214,194,171	2,811,006,284	2,225,997,646
1. 企業債	1,033,900,000	765,700,000	686,800,000
2. 工事負担金	71,533,340	152,815,915	112,881,949
3. 国府補助金	505,580,000	619,792,504	429,690,000
4. 他会計負担金	602,843,449	1,271,476,817	996,625,697
5. 他会計補助金	337,382	337,416	0
6. 固定資産売却代金	0	883,632	0
資本的支出	7,154,913,205	7,676,635,640	8,315,217,812
1. 整備事業費	1,415,080,731	1,651,245,619	1,335,144,386
2. 建設改良費	550,670,675	880,254,543	2,380,500,000
3. 固定負債償還金	5,043,502,596	4,986,589,690	4,440,906,000
4. 固定資産購入費	145,659,203	158,545,788	158,667,426

(出所：枚方市下水道事業会計決算書より作成)

令和5年度の資本的収入の合計は、2,226百万円となっており、そのうち他会計負担金が997百万円で約45%、企業債が687百万円で約31%となっている。資本的支出の合計は8,315百万円となっており、そのうち企業債等の固定負債償還金が4,441百万円で約53%、建設改良費が2,381百万円で約29%となっている。

ウ) 貸借対照表

【図表 32】過去3年間の貸借対照表

(単位：円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部	206,191,270,983	203,206,241,512	200,948,861,580
1. 固定資産	202,537,932,365	199,212,851,854	195,520,541,703
(1) 有形固定資産	191,428,891,203	188,455,366,995	185,179,091,650
イ. 土地	16,145,779,210	16,148,802,143	16,153,396,217
ロ. 建物	1,090,572,716	1,108,790,182	1,082,151,586
ハ. 構築物	166,506,070,502	165,180,177,304	162,570,291,831
ニ. 機械及び装置	4,292,409,126	4,362,877,067	4,554,204,286
ホ. 車両及び運搬具	33,027,712	31,464,440	25,078,309
ヘ. 器具及び備品	13,451,627	11,402,420	9,648,378
ト. 工具	1,025,791	695,770	1,306,198
チ. リース資産	37,534,439	21,432,101	18,110,752
リ. 建設仮勘定	3,309,020,080	1,589,725,568	764,904,093
(2) 無形固定資産	11,090,041,162	10,738,484,859	10,322,450,053
イ. 施設利用権	11,024,662,862	10,693,881,026	10,298,620,687
ロ. ソフトウェア	65,378,300	44,603,833	23,829,366
(3) 投資	19,000,000	19,000,000	19,000,000
イ. 出資金	9,000,000	9,000,000	9,000,000
ロ. 基金	10,000,000	10,000,000	10,000,000
ハ. 破産更生債権等	17,597,890	16,657,533	16,813,116
貸倒引当金	△ 17,597,890	△ 16,657,533	△ 16,813,116
2. 流動資産	3,653,338,618	3,993,389,658	5,428,319,877
(1) 現金預金	2,997,595,756	3,347,983,096	4,109,734,752
(2) 未収金	638,177,027	601,925,956	1,267,953,080
貸倒引当金	△ 3,457,922	△ 3,022,224	△ 3,829,556
(3) 前払金	10,062,872	34,163,014	44,090,418
(4) 貯蔵品	10,960,885	12,339,816	10,371,183
負債の部	140,189,321,137	135,618,684,319	131,836,215,706
3. 固定負債	49,909,224,156	46,098,361,068	42,595,376,423
(1) 企業債	49,574,188,676	45,902,807,713	42,377,924,955
(2) リース債務	23,552,376	6,488,821	11,560,271
(3) 引当金	306,857,440	188,260,955	205,891,197

イ.退職給付引当金	306,857,440	188,260,955	205,891,197
(4) その他固定負債	4,625,664	803,579	0
4. 流動負債	6,199,641,754	5,703,407,002	6,105,245,588
(1) 企業債	4,788,723,863	4,437,080,962	4,211,682,758
(2) 他会計借入金	190,446,819	0	0
(3) その他償還金	7,419,007	3,822,085	392,918
(4) 1年以内に支払予定のリース債務	17,673,211	17,063,555	8,417,564
(5) 未払金	1,153,365,169	1,167,641,582	1,822,951,425
(6) 前受金	11,973,554	11,940,347	9,561,550
(7) 引当金	14,256,000	49,799,000	29,000,000
イ.賞与等引当金	14,256,000	12,799,000	15,470,000
ロ. 1年以内に支払予定の修繕引当金	0	37,000,000	13,530,000
(7) その他流動負債	15,784,131	16,059,471	23,239,373
5. 繰延収益	84,080,455,227	83,816,916,249	83,135,593,695
(1) 長期前受金	115,268,357,693	117,938,302,433	120,235,982,752
イ.国府補助金	32,593,913,062	33,212,855,428	33,642,389,895
ロ.受贈資産寄附金	69,599,510,689	70,250,345,545	71,032,998,701
ハ.工事負担金	5,655,141,805	5,806,732,044	5,911,833,961
ニ.その他資本剰余金	7,419,792,137	8,668,369,416	9,648,760,195
(2) 長期前受金収益化累計額	△31,187,902,466	△34,121,386,184	△37,100,389,057
イ.国府補助金	△7,827,381,509	△8,638,297,517	△9,475,844,028
ロ.受贈資産寄附金	△17,618,003,336	△19,298,877,960	△20,990,976,607
ハ.工事負担金	△1,895,383,154	△2,070,653,047	△2,242,008,182
ニ.その他資本剰余金	△3,847,134,467	△4,113,557,660	△4,391,560,240
資本の部	66,001,949,846	67,587,557,193	69,112,645,874
6. 資本金	37,050,355,788	38,554,886,590	40,241,859,197
7. 剰余金	28,951,594,058	29,032,670,603	28,870,786,677
(1) 資本剰余金	16,372,979,008	16,394,238,767	16,414,785,165
イ.国府補助金	1,696,279,885	1,696,279,885	1,696,279,885
ロ.受贈資産寄附金	11,210,593,050	11,216,173,399	11,220,767,473
ハ.工事負担金	972,522,535	972,522,535	972,522,535
ニ.その他資本剰余金	2,493,583,538	2,509,262,948	2,525,215,272

(2) 利益剰余金	12,578,615,050	12,638,431,836	12,456,001,512
イ. その他積立金	10,817,719,117	10,817,719,117	10,817,719,117
ロ. 当年度未処分利益剰余金	1,760,895,933	1,820,712,719	1,638,282,395

(出所：枚方市下水道事業会計決算書より作成)

令和5年度における総資産は、200,949百万円、負債合計は131,836百万円、資本合計は69,113百万円となっている。

総資産のうち固定資産の割合が約97%であり、そのうち市の下水道事業運営のために必要となる土地、管渠、施設や設備等の有形固定資産が185,179百万円と総資産の約92%を占めている。無形固定資産のうち施設利用権10,299百万円の主な内容は淀川左岸流域下水道利用権、及び寝屋川北部流域下水道利用権である。その他、未収金が一般会計負担金雨水建設費分434百万円の入金が遅れたことにより増加している。

負債合計のうち主なものは、企業債が約35%、繰延収益が約63%となっている。そのほか、未払金については、企業債532百万円の償還日である令和5年度末日が休日であったことにより大きく増加している。

資本合計については、毎年度の当年度純利益により増加しており、主に資本金へ組入れられている。

② 経営指標

地方公営企業の経営状況を市民等の利用者に周知するため、総務省の主導により毎年度各種経営指標の数値についての経年推移や中核市との比較分析を行う経営比較分析表を作成し、その内容を公表している。さらに、市においては、比較をより有意義に行うために、中核市のデータを独自に入手し、市と中核市とを比較している。

過去3年間の市の下水道事業について、中核市との経営指標の比較は【図表 33】のとおりである。なお、総務省及び大阪府が取りまとめている「経営比較分析表」の最新版が令和4年度のものであるため、令和4年度決算までの各指標について解説する。

【図表 33】過去3年間における市と中核市との経営指標の比較（下水道事業）

1. 経営の健全性・効率性				
指 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
① 経常収支比率（％）	市下水道事業	116.25	115.36	113.32
	中核市平均	108.37	109.84	109.20
② 累積欠損金比率（％）	市下水道事業	—	—	—
③ 流動比率（％）	市下水道事業	46.58	58.93	69.80
	中核市平均	91.07	110.06	109.00
④ 企業債残高対事業規模比率（％）	市下水道事業	642.24	587.37	538.05
	中核市平均	588.84	399.95	438.20
⑤ 経費回収率（％）	市下水道事業	99.11	98.83	97.95
	中核市平均	102.16	103.12	102.90
⑥ 汚水処理原価（円）	市下水道事業	150.00	150.35	152.02
	中核市平均	145.15	117.43	116.52
⑦ 施設利用率（％）	市下水道事業	—	—	—
⑧ 水洗化率（％）	市下水道事業	97.33	97.52	97.73
	中核市平均	94.80	97.79	97.70
2. 老朽化の状況				
① 有形固定資産減価償却率（％）	市下水道事業	23.43	25.85	27.83
	中核市平均	33.26	26.60	26.70
② 管渠老朽化率（％）	市下水道事業	2.62	3.05	3.90
	中核市平均	7.43	12.00	14.19
③ 管渠改善率（％）	市下水道事業	0.04	0.01	0.02
	中核市平均	0.15	0.29	0.19

（出所：下水道事業経営比較分析表より作成）

令和 4 年度における上記数値に係る市の下水道事業の分析結果は、以下のとおりである。

【図表 34】市による下水道事業の経営分析

【1. 経営の健全性・効率性について】

本市の公共下水道事業は、平成に入ってから本格的に整備を進めたことで、企業債残高が大きくなり、元利償還金を使用料収入で賄うことができないため、一般会計から多額の基準外繰入金を受けて事業運営を行ってきました。

近年、企業債残高が順次償還終了を迎えていることから、「企業債残高対事業規模比率」は減少傾向にあります。一方、使用料単価の減少も影響し、「経費回収率」は100%をわずかに下回っていますが、汚水償還元金の減少により、運転資金は確保しています。

「施設利用率」については、単独で処理施設を保有していないため、グラフには表れません。

「水洗化率」は、一般住居地域を整備してきたことから、水洗便所設置済人口は緩やかに増加しており、97%前後で推移しています。

これらのことから、「流動比率」で表れる短期的な資金面は改善している状況です。また、令和 4 年度からは、基準内繰入金の「分流式下水道等に要する経費」を新たに受け入れることで、基準外繰入金の受け入れはゼロ（福祉減免分等の市の施策分を除く）となるなど、段階的に安定経営に向けて進んでいるものと判断しています。

- ① 経常収支比率：本市の経常収支比率は、100%を超えており、平成初期から積極的に進めてきた污水管の整備や、近年、積極的に進めている浸水対策事業の減価償却費により、経常費用が多くなっている。一般会計からの繰入金により経常収益で経常費用を賄っている状況です。
- ② 累積欠損金比率（%）：本市では、累積欠損金は発生していません。
- ③ 流動比率（%）：本市の流動比率は、100%を下回っており、1 年以内に支払わなければならない負債を、1 年以内に現金化できる資産で賄えていない状況です。汚水事業に係る企業債元金償還金が令和 3 年度の半分以下となる令和 10 年度以降は、数値が改善される見込みです。
- ④ 企業債残高対事業規模比率（%）：本市では、平成初期から積極的に下水道整備を進めてきたため、公営企業法適用時には約 900 億円を超える企業債残高をかかえていました。しかし、企業債の償還が順次終了しているため、企業債残高が減少し、企業債残高対事業規模比率も減少傾向となっています。
- ⑤ 経費回収率（%）：本市の経費回収率は、平成 25 年 10 月に下水道使用料を約 10%増額改定したことなどに伴い、概ね 100%に近い数値を維持していますが、汚水処理のために大阪府へ支払う流域下水道維持負担金が年々増額となっているこ

とや、原油高、円安などにより各種経費の増加により、経費回収率は下落傾向にあると予想されます。

- ⑥ 汚水処理原価（円）：本市の汚水処理原価は、平成 28 年度以降、150 円程度で推移していますが、流域下水道維持負担金のほか、各種諸経費についても増額が見込まれることや、下水道使用量の伸びも見込めないことなどから、汚水処理原価は、今後増加が見込まれます。
- ⑦ 施設利用率（％）：本市は、流域関連公共下水道を採用しており、処理施設を保有していませんので、当該指標は該当しません。
- ⑧ 水洗化率（％）：本市の水洗化率は、平成 30 年度に住居系地域が概成し、現在は未承諾地区などの残存地区の解消を中心に整備を進めていることから、緩やかな増加となっています。今後は、費用対効果を検証しながら、水洗化率向上に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

【2. 老朽化の状況について】

本市では、昭和 30 年代から民間などの大規模開発に伴い、下水道整備を進めてきました。

平成 30 年度には汚水整備の事業概成を迎え、本格的な維持管理に向けて、下水道台帳のシステム化をはじめ、下水道ストックマネジメント計画を策定しました。

しかし、その際管渠延長の精査によって、管渠延長の修正が生じたため、「管渠老朽化率」と「管渠改善率」が低下しました。

「管渠老朽化率」は類似団体平均値を下回っているものの、管渠改善率も下回っていることから、老朽化が進んでいる状況です。

そのため、管渠やポンプ場などの下水道施設にかかる維持管理コストが増加しており、今後の施設維持に向けて、令和元年度からストックマネジメント計画に基づく、点検調査等を実施しています。

- ① 有形固定資産減価償却率（％）：本市の有形固定資産減価償却率は、年々増加していますが、令和 4 年度は、中核市の平均値を上回っています。増加傾向にあるため、老朽化した施設について、計画的な更新を行っていく必要があります。
- ② 管渠老朽化率（％）：本市の管渠老朽化率は中核市の平均値を下回っていますが、今後、一斉に管渠の更新時期を迎えることから、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、既設管渠の適切な維持管理と更新事業を計画的に進めていく必要があります。
- ③ 管路更新率（％）：本市の管渠改善率については、新規整備を中心に事業を進めてきたことから、中核市平均値を下回っています。今後は「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に既設管渠の更新を行っていく必要があります。

【全体総括】

昭和 30 年代の大規模開発に伴い、下水道整備をスタートし、昭和 60 年度以降、人口普及率の向上を最優先課題として、污水管渠をはじめ雨水管渠や排水ポンプ場など、多くの施設を建設しました。

また、平成に入ってから本格的に整備を実施したことにより企業債が増加し、現在でも経営面の大きな負担となっている状況です。

住居系地域については、平成 30 年度に事業概成を迎えましたが、今後は、老朽化が進む管渠等の本格的な維持管理が必要となるため、「下水道長寿命化計画」や「ストックマネジメントの考え方」に基づく更新・改築事業に取り組んでいます。

また、平成 30 年度策定の「経営戦略」や令和 2 年度策定の「下水道整備基本計画」について、令和 5 年度で中間見直しを行います。経営面では、一般会計からの基準外繰入金が福祉減免等の市の施策分を除き、令和 4 年度以降はゼロとなることから、今後は污水处理経費を経営によって得られる収入で賄う独立採算を原則とした企業経営へ本格的に移行します。事業面では計画性を重視しながら、経営基盤の強化を図っていきます。

(出所：下水道事業 経営比較分析表)

<補足説明>

経営比較において用いられている指標の算定方法と意味は【図表 35】のとおりである。

なお、一つの指標で経営全体をまとめて示す指標はないため、複数の指標を組み合わせたり比較することでより有用に分析することができる。

【図表 35】経営指標の算定方法と意味

指標	算定方法	指標の意味
1. 経営の健全性・効率性		
① 経常収支比率 (%)	経常収益 ÷ 経常費用 × 100	経常収支比率は、当該年度における使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか、経常損益を表す指標であり、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。
② 累積欠損金比率 (%)	当年度未処理欠損金 ÷ (営業収益－受託工事	累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、

	収益) × 100	前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金) の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す 0% であることが求められる。
③ 流動比率 (%)	流動資産 ÷ 流動負債 × 100	流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1 年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す 100% 以上であることが必要である。
④ 企業債残高対事業規模比率 (%)	(企業債現在残高合計 －一般会計負担額) ÷ (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金) × 100	企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。この比率が高い場合は、投資規模は適切か、使用料は適切かといった分析を行い、必要な経営改善を図っていく必要がある。
⑤ 経費回収率 (%)	下水道使用料 ÷ 汚水処理費 (公費負担分を除く) × 100	経費回収率は、使用料で回収すべき経費を下水道使用料でどの程度賄えているかを表す指標であり、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100% 以上であることが必要である。
⑥ 汚水処理原価 (円)	汚水処理費 (公費負担分を除く) ÷ 年間有収水量	汚水処理原価は、有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標である。
⑦ 施設利用率 (%)	晴天時一日平均処理水量 ÷ 晴天時現在処理能力 × 100	施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。
⑧ 水洗化率 (%)	現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口 × 100	水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表す指標であり、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100% となっていることが望ましい指標ですが、当該指標の向上を図るため、新たに管渠を整備することは、

		地理的要因等により整備に係る費用が増大するため、費用対効果を検証し、将来の見込みも踏まえた分析が必要である。
2. 老朽化の状況		
① 有形固定資産減価償却率 (%)	有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価	有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示している。
② 管渠老朽化率 (%)	法定耐用年数を経過した管渠延長 ÷ 下水道布設延長 × 100	管渠老朽化率は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示している。
③ 管渠改善率 (%)	改善（更新・改良・維持）管渠延長 ÷ 下水道布設延長 × 100	管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができる。

（出所：下水道事業経営比較分析表より作成）

4. 料金体系

（1）水道料金及び下水道使用料の概要

上下水道事業においては、上下水道の整備及び維持管理を適切に実施するために多額の費用がかかるため、独立採算制を原則としながら、その費用の性質を勘案し国・地方公共団体が負担すべき部分、使用者が負担すべき部分を合理的に区分する必要がある。

水道料金・下水道使用料とは、このような上下水道の整備及び維持管理に関する費用のうち、使用者が負担すべき部分を徴収するものであり、その考え方は主に公平性の確保という観点から、水道法及び下水道法において次のとおり定められている。

【図表 36】水道料金及び下水道使用料に係る関連法規の概要

<水道法>

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

<下水道法>

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

２ 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

（出所：水道法及び下水道法。ただし、太字下線は監査人が追記）

この水道料金及び下水道使用料の原則に基づき、水道料金及び下水道使用料は、基本料金（使用料）又は従量料金（使用料）のいずれかのみを徴収する一部料金（使用料）制、基本料金（使用料）及び従量料金（使用料）の双方を徴収する二部料金（使用料）制に加えて、逦増（累進）制、用途別料金（使用料）制といった仕組みの組み合わせによる料金（使用料）体系が団体ごとに定められている。

市の上下水道事業においては、以下のとおり二部料金（使用料）制で、水道事業では口径別基本料金を採用している。また従量料金については逦増制を採用しており、水道事業では口径別従量料金が設定されている。なお、以下の「枚方市の水道料金体系表及び下水道使用料体系表」のほかに、浴場用・臨時用料金（使用料）が設定されている。

この市の水道料金体系表及び下水道使用料体系表は、令和３年４月に①口径別水道料金の導入（水道料金のみ）、②基本水量 8 m³の廃止（水道料金及び下水道使用料）の観点から見直しを行ったものである。

【図表 37】枚方市の水道料金体系表及び下水道使用料体系表

		水道料金						下水道 使用料
		口径25mm以下	口径40mm	口径50mm	口径75mm	口径100mm	口径150mm	
基本料金		660円/月	5,486円/月	9,957円/月	27,051円/月	55,164円/月	157,319円/月	768円/月
従 量 料 金	1～8 m³	4円/m³	87円/m³					4円/m³
	9～10m³	105円/m³	147円/m³	214円/m³	246円/m³	272円/m³	298円/m³	120円/m³
	11～20m³	118円/m³						134円/m³
	21～30m³	141円/m³						171円/m³
	31～50m³	179円/m³						210円/m³
	51～100m³	249円/m³	237円/m³	235円/m³	255円/m³	280円/m³	300円/m³	246円/m³
	101～200m³	257円/m³	254円/m³					280円/m³
	201～300m³	293円/m³	256円/m³	248円/m³				298円/m³
	301～500m³		285円/m³	270円/m³	255円/m³			
	501～1000m³	335円/m³	334円/m³	333円/m³	300円/m³	280円/m³	300円/m³	318円/m³
	1001～3000m³				332円/m³	321円/m³		337円/m³
	3001m³～					327円/m³	305円/m³	

(出所：枚方市水道事業給水条例及び枚方市下水道条例より作成)

(2) 水道料金及び下水道使用料の現状分析

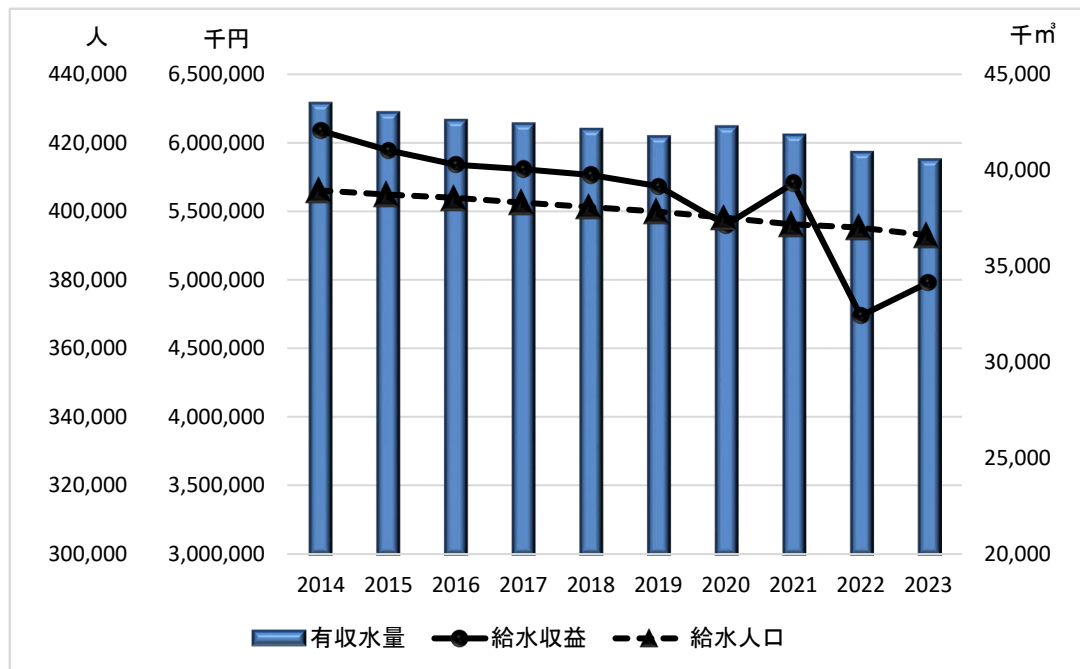
① 水道料金及び下水道使用料の推移

市の水道事業では、過去 10 年間に於いて行政区域内人口の減少に伴い給水人口が約 3.2%減少しており、これに加えて節水機器の普及が進んでいることや地下水採取規制の緩和に伴う大口需要者の地下水利用への移行等により、有収水量は約 6.8%減少している。

その一方で、過去 10 年間に於いて給水収益は約 18.2%減少しており、これは有収水量の減少割合を大きく上回っている。これは、市では令和 5 年度（2023 年度）に新型コロナウイルス感染拡大の防止に加え物価高騰の影響を受け、家計負担軽減等のために 4 か月間の基本料金及び 1 か月当たり使用水量最大 8 m³までの従量料金の減免を行っていることによるものである。なお、同様の趣旨による水道料金の減免は令和 2 年度（2020 年度）、令和 4 年度（2022 年度）にも実施している。

しかしながら、この減免の影響を除いても過去 10 年間に於いて給水収益は約 8.1%減少しており、これは有収水量の減少割合を上回っている。これは利用者の水利用状況の変化、令和 3 年 4 月の水道料金体系の変更等により、供給単価が低下していることを示している。

【図表 38】給水人口、有収水量、給水収益の推移



(出所：決算統計より作成)

【図表 39】新型コロナウイルス感染拡大の防止等にかかる水道料金減免額の推移

	令和 2 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
水道料金減免額	231, 729 千円	915, 579 千円	616, 397 千円

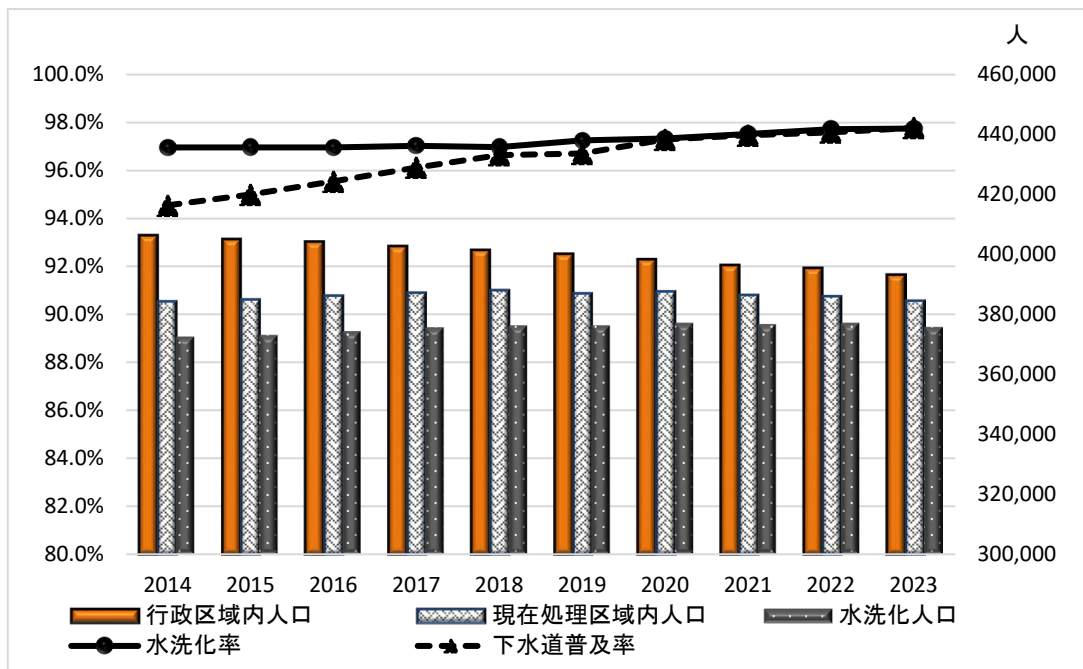
(出所：市提供資料より作成)

その一方で、市の下水道事業では、上記のとおり過去 10 年間に於いて行政区域内人口の減少するなかで、下水道整備事業の実施により下水道普及率が約 3.3% 向上したため、処理区域内人口はほとんど増減していない。さらに、水洗化率も若干ながら向上していることにより、水洗化人口は約 0.9% 増加している。

この結果として、過去 10 年間に於いて有収水量は約 1.8% 増加している。また、過去 10 年間に於いて使用料収入も約 1.7% の増加と有収水量の増加割合と同程度の水準となっており、利用者の下水道利用状況の変化、令和 3 年 4 月の下水道使用料体系の変更等があるなかで、使用料単価を維持できていることを示している。

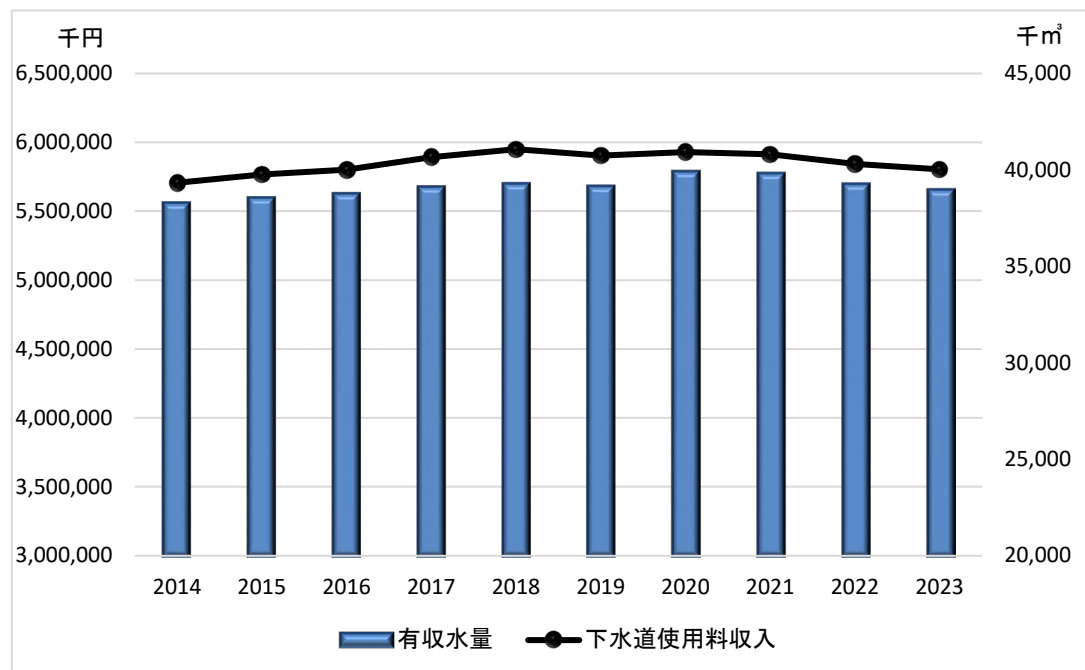
その一方で、過去 5 年間の推移をみると、有収水量は約 0.5%、使用料収入は約 1.7% 減少しており、水道事業と同様に経営環境の厳しさは増していることがわかる。

【図表 40】行政区域内人口、現在処理区域内人口、水洗化人口、水洗化率、下水道普及率の推移



(出所：決算統計より作成)

【図表 41】有収水量、下水道使用料収入の推移



(出所：決算統計より作成)

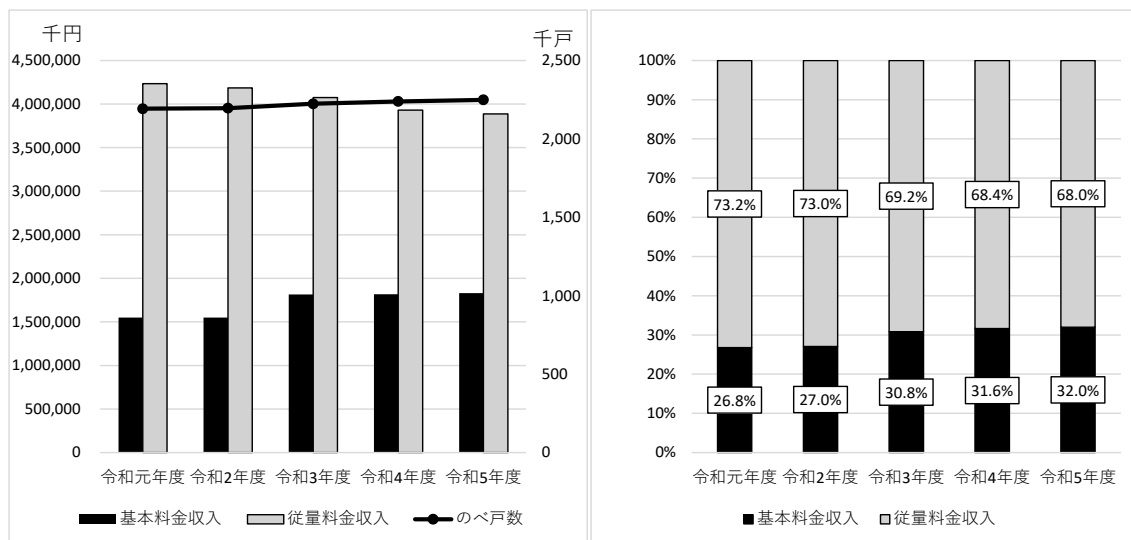
次に、市の水道事業の過去5年間の基本料金収入と従量料金収入の推移（新型コロナウイルス感染拡大の防止等にかかる水道料金減免前の金額）についてみると、基本料金収入は令和元年度から令和5年度にかけて約18.1%増加（のべ戸数は約2.6%増加）しているのに対して、従量料金収入は約8.2%減少している。この結果として、水道料金収入全体に占める基本料金収入の割合は令和元年度（26.8%）から令和5年度（32.0%）にかけて5.2%増加している。

また、市の下水道事業の過去5年間の基本使用料収入と従量使用料収入の推移についてみると、水道事業と同様に基本使用料収入は令和元年度から令和5年度にかけて約4.2%増加（のべ戸数は約4.6%増加）しているのに対して、従量使用料収入は約4.0%減少している。この結果として、下水道使用料収入全体に占める基本使用料収入の割合は令和元年度（27.0%）から令和5年度（28.6%）にかけて1.6%増加している。

これは、特に水道事業については令和2年度から令和3年度にかけての変化割合が大きいことから、令和3年4月の料金体系の変更の影響が大きいと考えられる。また、その他の年度についても同様の傾向で推移しており、給水（排水）戸数が増加する一方で、1世帯当たり人数の減少や節水機器の普及により1戸当たりの有収水量が減少し、地下水採取規制の緩和に伴い大口需要者が地下水利用へ移行すると

いった利用者の利用状況の変化も一因となっている。

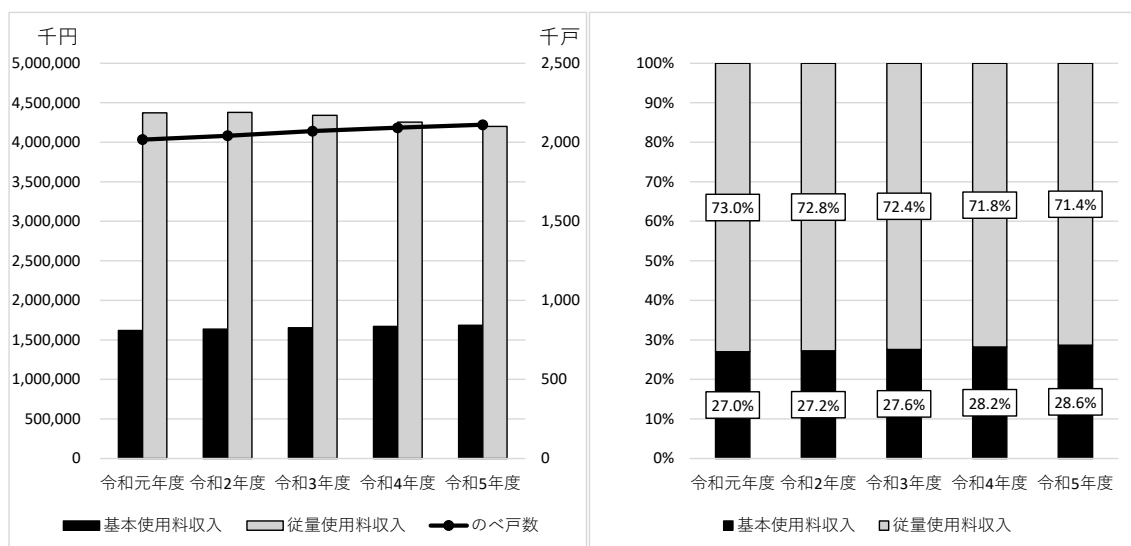
【図表 42】水道事業の基本料金収入、従量料金収入の推移



※新型コロナウイルス感染拡大の防止等にかかる水道料金減免前の額

(出所：市提供資料より作成)

【図表 43】下水道事業の基本使用料収入、従量使用料収入の推移



(出所：市提供資料より作成)

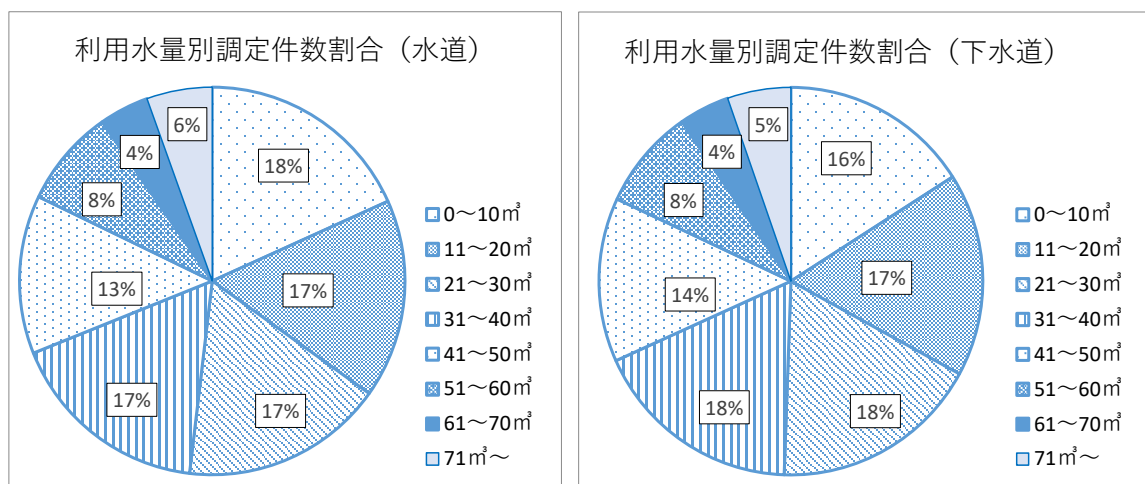
② 水道料金及び下水道使用料の内訳

市の令和5年4月調定及び5月調定における水道料金収入及び下水道使用料収入の内訳について、調定データに基づき利用水量別にとりまとめたものは、【図表

44】 のとおりである。

水道、下水道ともに $0 \sim 10 \text{ m}^3$ 、 $11 \sim 20 \text{ m}^3$ 、 $21 \sim 30 \text{ m}^3$ 、 $31 \sim 40 \text{ m}^3$ 利用者の調定件数割合が概ね同程度でそれぞれ 16～18%を占めている。その一方で、 41 m^3 以上の利用水量区分では利用水量が増加するにつれて、それぞれの利用者の調定件数割合は減少する傾向にあり、 71 m^3 以上利用者の調定件数割合は5～6%に留まっている。

【図表 44】 利用水量別調定件数（令和5年4月調定及び5月調定）



（出所：令和5年4月及び5月調定データより作成）

次に、令和元年度 4 月調定及び 5 月調定と比較した場合の利用水量別調定件数割合の変化を示したものが【図表 45】である。

水道、下水道ともに 0～10 m³、11～20 m³利用者の調定件数割合が増加する一方で、それ以上の利用水量区分では調定件数割合が減少している。これは前述の 1 世帯当たり人数の減少や節水機器の普及等により 1 戸当たりの有収水量の減少を表していると考えられる。

【図表 45】利用水量別調定件数割合の変化（令和元年度比）

利用 水量	水道			下水道		
	令和元年度	令和 5 年度	増減	令和元年度	令和 5 年度	増減
0～10 m ³	16.8%	18.3%	1.4%	14.3%	16.0%	1.7%
11～20 m ³	15.7%	16.6%	0.9%	16.2%	17.0%	0.7%
21～30 m ³	17.1%	17.0%	△0.1%	17.8%	17.6%	△0.2%
31～40 m ³	17.3%	17.0%	△0.3%	18.1%	17.7%	△0.4%
41～50 m ³	13.9%	13.2%	△0.6%	14.4%	13.7%	△0.7%
51～60 m ³	8.6%	8.2%	△0.4%	8.8%	8.4%	△0.4%
61～70 m ³	4.4%	4.2%	△0.2%	4.5%	4.3%	△0.2%
71 m ³ ～	6.1%	5.5%	△0.6%	5.8%	5.3%	△0.5%
合計	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	

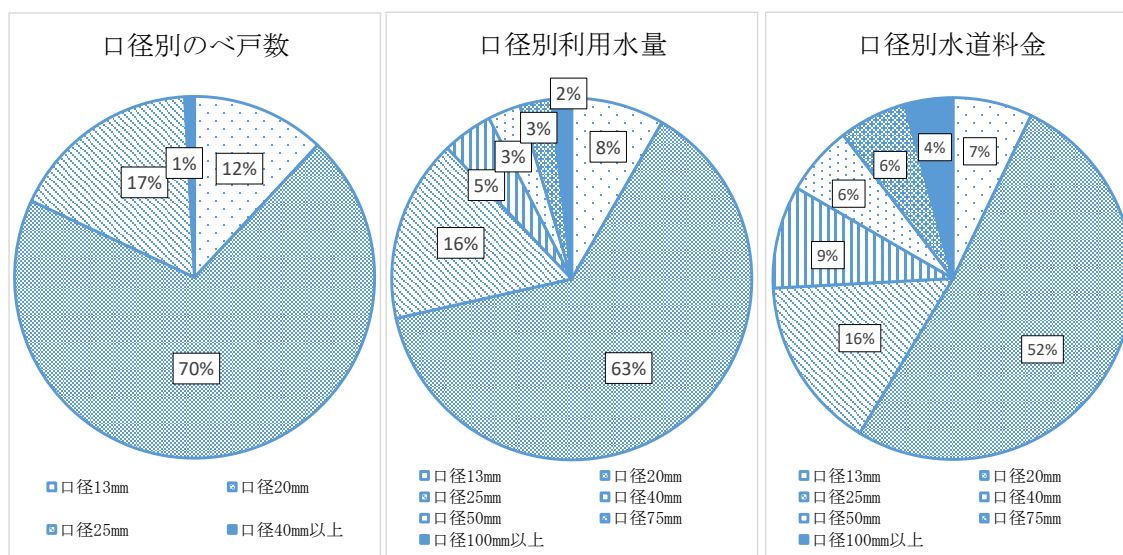
（出所：市提供資料より作成）

次に、市の令和5年度における水道料金収入の内訳を口径別利用状況にとりまとめたものが、【図表 46】である。なお、下水道については口径設定が存在しないため、水道料金収入のみ整理している。

口径別のべ戸数については、口径20mmが70%と最も多く、次いで口径25mm(17%)、口径13mm(12%)となっており、口径40mm以上の利用者は1%にとどまっている。その一方で、利用水量をみるとやはり口径20mmが63%と最も多く、次いで口径25mm(16%)、口径13mm(8%)となっているが、口径40mm以上の利用者は12%を占めている。さらに負担する水道料金については、口径20mmが最も多いが52%にとどまっており、口径40mm以上の利用者は25%を占めている。

これは、口径が大きくなるにつれて1戸当たりの利用水量が大きくなることに加えて、逓増制従量料金設定の影響等により、負担する水量当たり水道料金単価（水道料金÷利用水量）も高くなっていることを示している。

【図表 46】口径別のべ戸数、利用水量、水道料金内訳（令和5年度）



(出所：市提供資料より作成)

次に、令和３年度と比較した場合の口径別のべ戸数割合及び口径別水量割合の変化を示した。口径 25mm 以下では、口径 20mm 利用者のべ戸数が 0.9%、利用水量が 0.3%増加しているのに対して、口径 13mm 利用者及び口径 25mm 利用者のべ戸数及び利用水量が若干減少しており、前述の市全体としての戸数増加は、主に口径 20mm 利用者の増加であることがわかる。

【図表 47】口径別のべ戸数割合及び口径別水量割合の変化（令和３年度比）

口径	のべ戸数割合			利用水量割合		
	令和３年度	令和５年度	増減	令和３年度	令和５年度	増減
口径 13mm	12.5%	12.0%	△0.5%	8.7%	8.4%	△0.4%
口径 20mm	69.1%	70.0%	0.9%	62.9%	63.1%	0.3%
口径 25mm	17.5%	17.2%	△0.3%	16.4%	16.4%	△0.1%
口径 40mm	0.6%	0.6%	△0.0%	4.4%	4.5%	0.2%
口径 50mm	0.2%	0.2%	△0.0%	3.0%	3.0%	△0.0%
口径 75mm	0.1%	0.1%	△0.0%	2.9%	2.8%	△0.0%
口径 100mm 以上	0.0%	0.0%	△0.0%	1.7%	1.8%	0.1%
合計	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	

（出所：市提供資料より作成）

③ 水道料金及び下水道使用料の他団体比較

水道料金について、最新の総務省公表データ（令和４年度決算統計データ）に基づき北河内７市及び府内中核市と比較した結果が、【図表 48】である。

一般家庭で１か月 20 m³利用した場合の水道料金について、北河内７市及び府内中核市と比較したところ、枚方市の水道料金は 2,082 円と北河内７市の中でも、府内中核市のなかでも最も低い水準となっており、枚方市を除く平均（北河内６市：2,494 円、府内中核市：2,363 円）を大きく下回っている。

これは枚方市の給水原価（１m³当たり）が約 117 円と、北河内６市平均（約 155 円）及び府内中核市平均（約 154 円）と比較し、低い水準にあることにより、料金も低い水準に抑制できていると考えられる。

また、料金回収率については 98.7%と北河内６市平均（92.7%）及び府内中核市平均（96%）を上回っているものの、100%を下回っており、水道水の供給に必要な原価を水道料金収入で賄えていないことを示している。しかしながら、これは上述のとおり令和４年度においては、約 9 億円の新型コロナウイルス感染拡大の防止等にかかる水道料金減免を実施していたことによるものであり、この影響を除くと 100%を上回る。

次に、下水道使用料について、最新の総務省公表データ（令和４年度決算統計デ

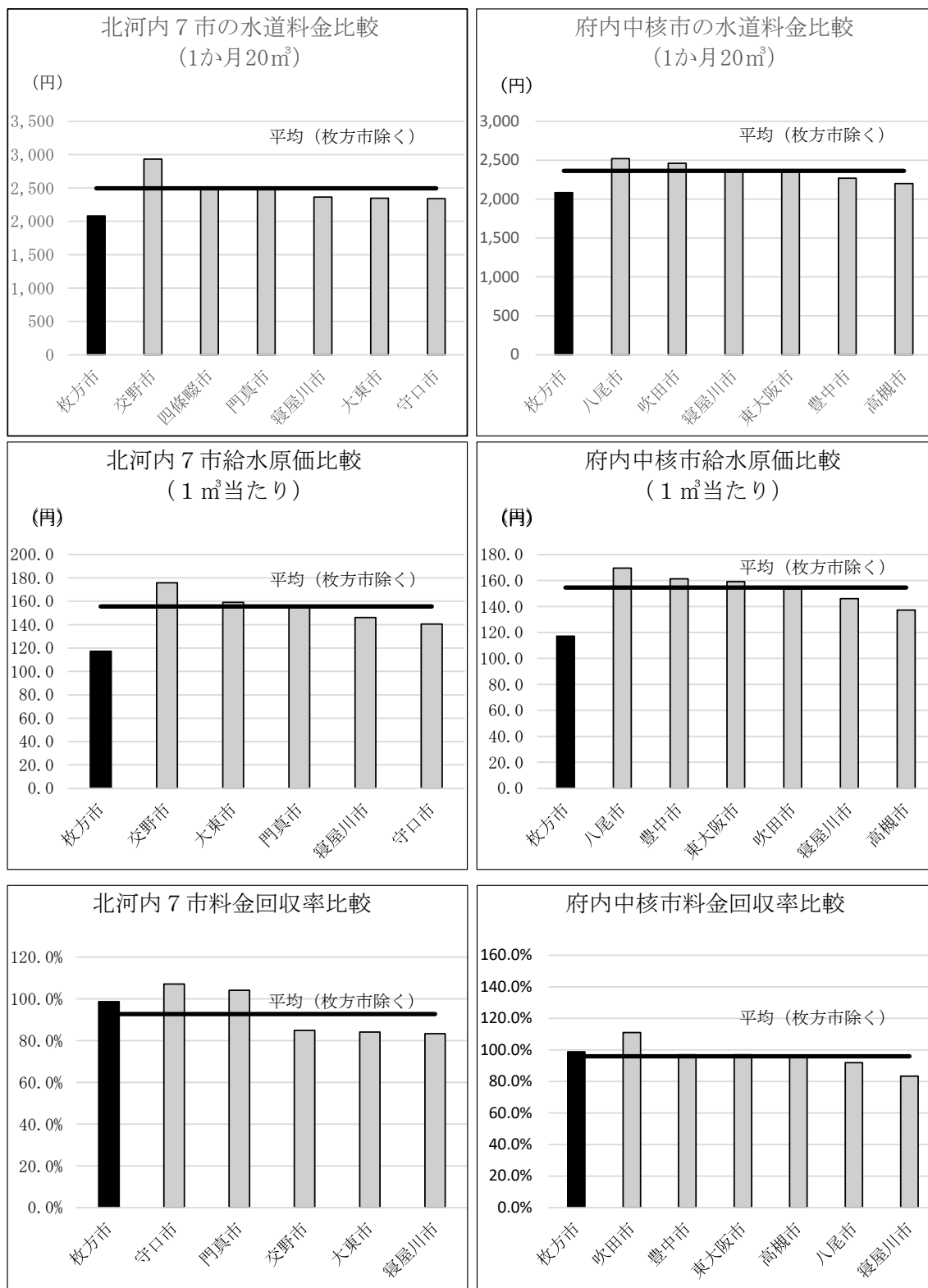
ータ）に基づき北河内 7 市及び府内中核市と比較した結果が、【図表 49】である。

一般家庭で 1 か月 20 m³利用した場合の下水道使用料について、北河内 7 市及び府内中核市と比較したところ、枚方市の下水道使用料は 2,618 円と北河内 7 市の中でも、府内中核市のなかでも最も高い水準となっており、枚方市を除く平均（北河内 6 市：2,277 円、府内中核市：2,009 円）を大きく上回っている。

これは枚方市の汚水処理原価（1 m³当たり）が約 152 円と、北河内 6 市平均（約 116 円）及び府内中核市平均（約 108 円）と比較し、高い水準にあることにより、使用料も高い水準となってしまうと考えられる。

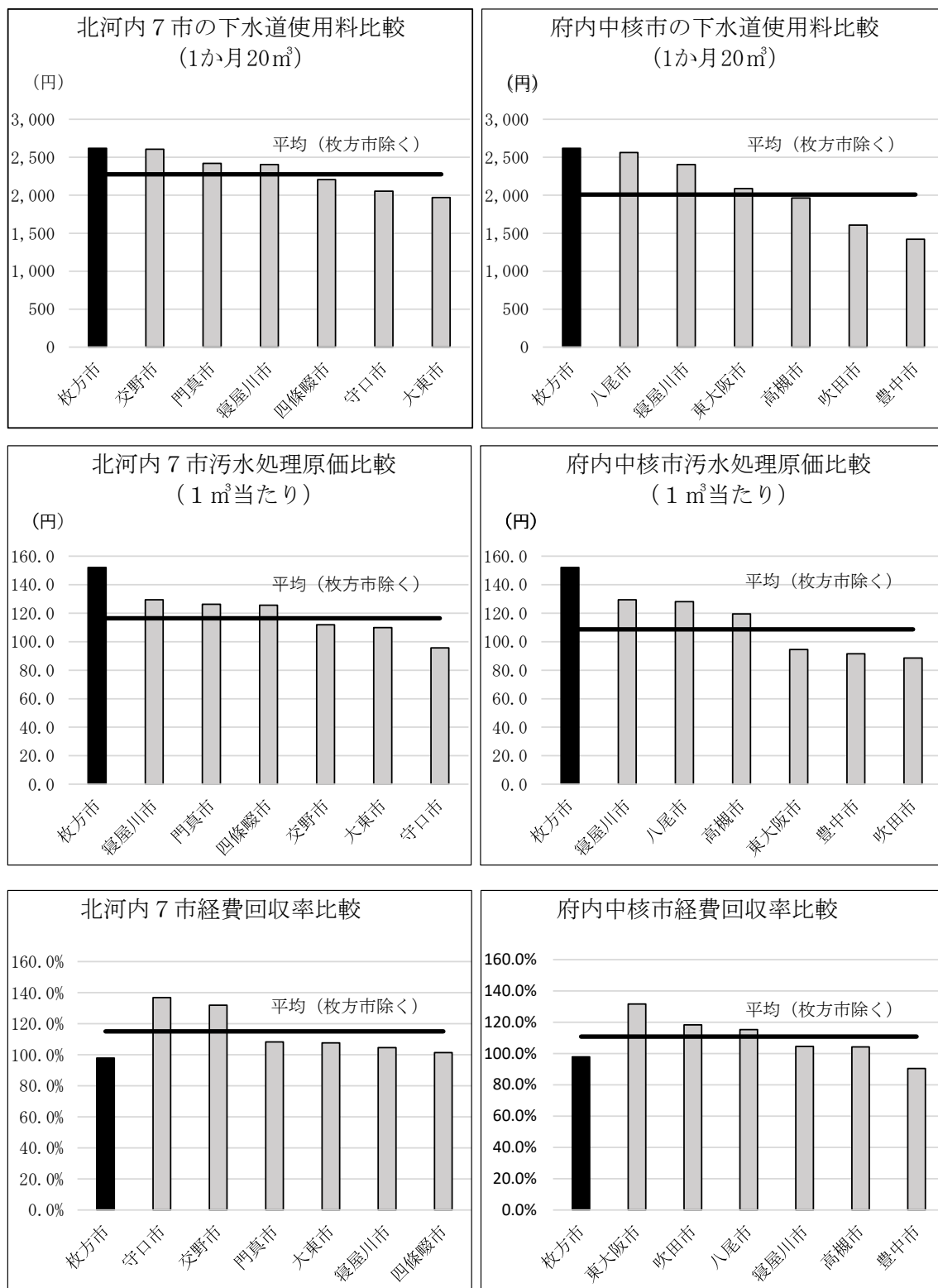
また、経費回収率については 98.0%と北河内 6 市平均（115.1%）及び府内中核市平均（110.8%）より低い水準で、100%を下回っていることから、汚水処理に必要な原価を下水道使用料収入で賄えていないことを示している。

【図表 48】水道料金、給水原価、料金回収率の他団体比較



※四條畷市水道事業は、企業団に統合済みのため、給水原価及び料金回収率の図表には含んでいない
 (出所：経営比較分析表 (令和4年度) より作成)

【図表 49】下水道使用料、汚水処理原価、経費回収率の他団体比較】



(出所：経営比較分析表 (令和 4 年度) より作成)

（３）水道料金及び下水道使用料の調定・徴収状況

市の上下水道事業では、水道料金及び下水道使用料について、毎月又は隔月（２か月に１度）の検針、調定及び請求を行っている。特に、一般家庭については隔月で検針、調定及び請求を行っているのに対して、大口需要者や臨時用については、毎月検針、調定及び請求を行っている。これは、大口需要者における１回当たりの請求額の抑制及び漏水や滞納による対応の効率化のためであるとのことである。

過去、５年間における５月末時点での現年度徴収率が【図表 50】のとおりである。水道事業、下水道事業ともに、高い徴収率が維持されていることがわかる。

【図表 50】 ５月末時点現年度徴収率（令和元年度～令和５年度）

事業	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
水道事業	99.36%	99.40%	99.47%	99.48%	99.60%
下水道事業	99.35%	99.43%	99.48%	99.56%	99.62%

第3 上下水道事業に関する監査の結果及び意見（総括）

1. 監査結果の総括

本監査のテーマを「上下水道事業に係る財務事務の執行について」として、上下水道事業に係る財務事務全般の確認を行った。また、特に、水道事業においては「料金回収率」、下水道事業においては「経費回収率」という、それぞれ公営企業会計が求められている「独立採算」の目安になる指標に着目し、投資や経費の効率化や水道料金・下水道使用料の持続可能性などについて留意して監査を実施した。

本監査を進めるに際しては、「経営管理」と「業務・会計管理」とに大きく分け、それぞれ次のような事項について指摘した。

まず、本報告書の「第4 経営管理に関する監査の結果及び意見（個別事項）」では、投資財政計画の策定における課題や、経営戦略における目標及び事業の進捗管理についての課題、投資事業の進捗の一部遅れなどを指摘したところである。

また、水道料金及び下水道使用料のあり方についても他団体との比較等を通じて指摘したところであるが、実際に水道料金及び下水道使用料を見直す際には、市議会や上下水道事業経営審議会（以下、「経営審議会」という）等での議論を経ることになる。そのような議論を通じて、民意を反映しながら市の水道料金及び下水道使用料のあり方を決めていくことになるが、今後の検討時には本監査における意見を参考にされたい。特に、水道事業においては人口減少・水需要の減少により収益が減る一方で、事業運営に必要な経費は、近年の物価上昇等もあり、今後も増加することが想定されることから、令和10年度の当期純利益が赤字となることが経営戦略上、見込まれている。これはあくまで試算であり、予算ベースで見た時よりも決算値は入札における落札率等によって余剰が生じるのが通常である。しかし、水道事業及び下水道事業を災害時においても極力継続させるためには、施設・管路（管渠）の更新・耐震化を進める必要があり、その基盤としての健全な財政状況が求められる。

次に、本報告書の「第5 業務・会計管理に関する監査の結果及び意見（個別事項）」では、契約管理や会計管理、情報セキュリティに関する事項などについての課題について指摘した。

また、上下水道事業は一般会計と異なって、それぞれ消費税の確定申告の義務が課されていることから、消費税に関する事項についても確認した。市は随時、税務署に確認・照会をしながら、適正な納税に努めてきたが、本監査における試算によって、一層の財源確保という観点からの「有利な納税額計算」を提示した。あくまで令和5年度決算における試算であるが、消費税の納付額を下水道事業は約55百万円、水道事業は約35百万円減らすことができる可能性が見込まれた。

以上の課題について、短期的・中長期的に対応する課題を選別しつつも、出来る限り早期の対応を期待したい。

第4 経営管理に関する監査の結果及び意見（個別事項）

1. 経営戦略における投資・財政計画について

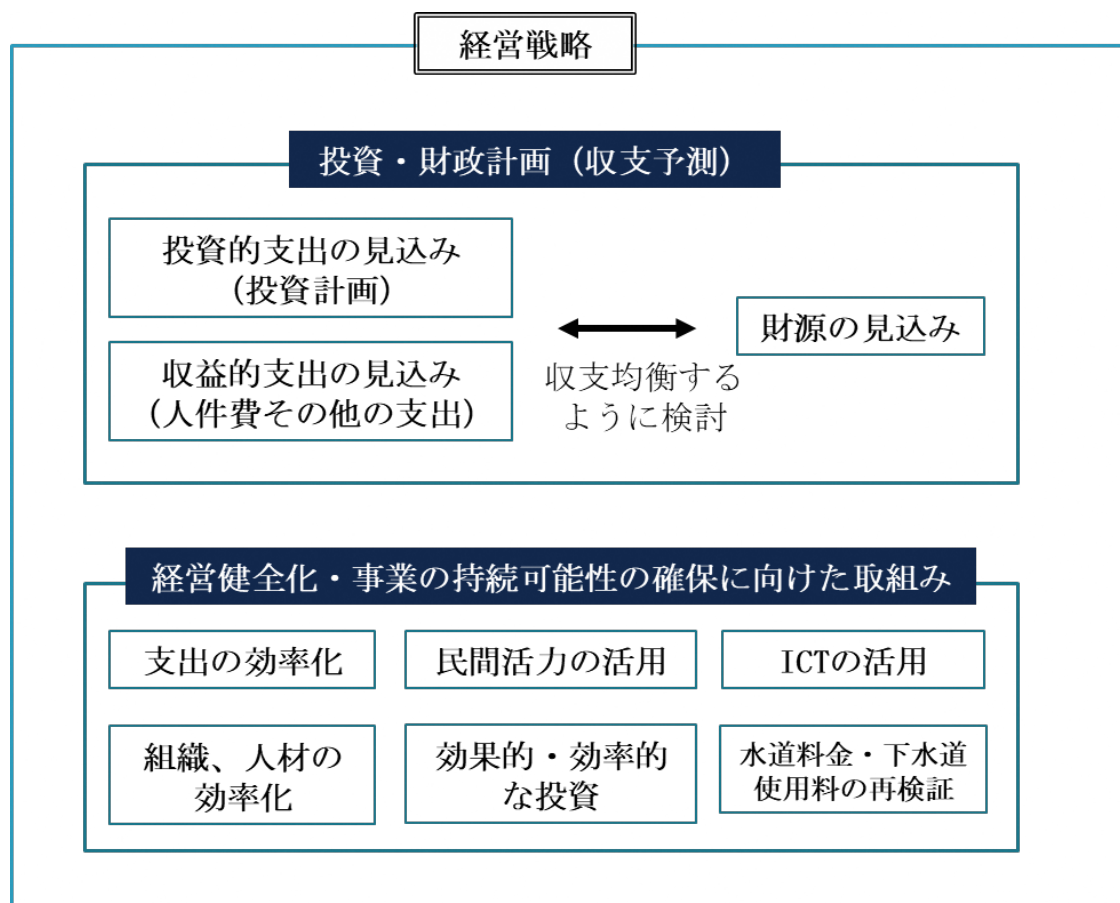
（1）投資・財政計画のより一層の活用について【意見1】＜上下水道事業＞

市は、平成31年3月に枚方市水道事業経営戦略及び枚方市下水道事業経営戦略を策定し、経営戦略の中で、10年間（平成31年度～令和10年度）の投資・財政計画を策定している。また、令和6年3月には枚方市水道事業経営戦略及び枚方市下水道事業経営戦略の中間見直しにあたり、当該投資・財政計画を更新したところである。

ここで、経営戦略とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、総務省から平成26年8月29日に通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について（総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）」により、全ての公営企業を対象に策定が要請されているものである。

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、【図表51】のとおり施設・設備に関する投資その他の支出の見込みと、財源の見込みが均衡するよう検討・調整した収支の計画である。

【図表 51】経営戦略の策定の流れ



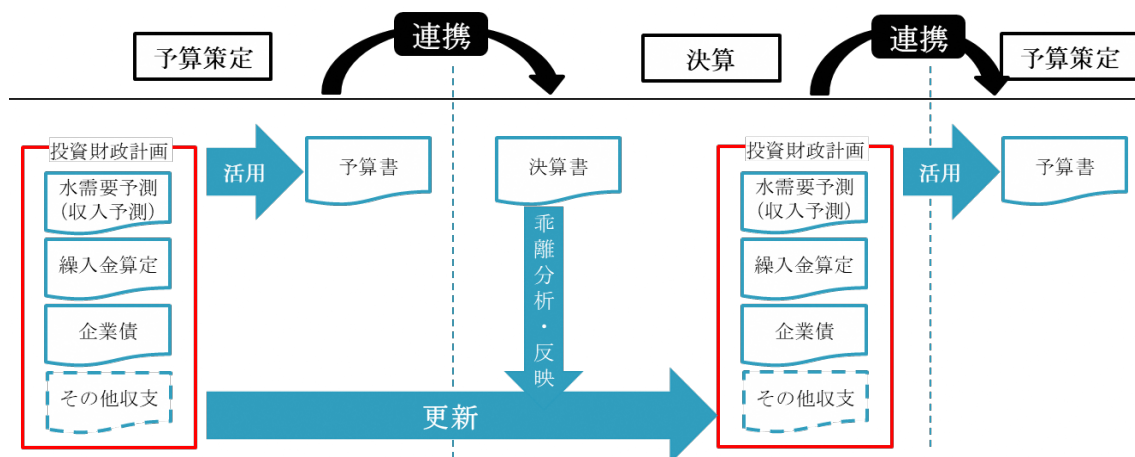
経営戦略の策定にあたっては、まず「現状把握・分析」を実施し、次に「将来予測」を行う。投資試算、財源試算は、経営に不可欠な主要な施設の維持更新の見通しを立てるため、施設の耐用年数等を踏まえて、計画期間に限らず可能な限り長期間（30 年から 50 年超）、かつ複数の推計パターンで行い、その推計結果及びそれに基づく長期目標も設定する。

そして、投資試算、財源試算を踏まえ、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、10 年間の投資・財政計画を策定する。投資・財政計画は、期間内の支出と収入が均衡した形で作成することが原則となるため、投資試算と財源試算の結果、収支ギャップが生まれた場合は均衡を図る取組みを検討することが求められている。

また、経営戦略マニュアルでは、経営戦略は策定して終わりではなく、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5 年ごとに改定していくことが求められている。経営戦略の改定にあたっては、事前に設定した経営戦略の測定・目標指標に関する達成度を検証・評価する必要がある。また、投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営や経営戦略の改定に反映させる「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクル（以下、「PDCA サイクル」という）を導入して確立させる必要があるとされている。これは、経営戦略を策定した後も、毎年度、進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果を踏まえた定期的な見直しを行うことにより、経営戦略が経営基盤強化と財政マネジメント向上に資する重要なツールとなると考えられているためである。

経営戦略における投資・財政計画を上下水道事業の経営に活用するという観点においては、適時の更新とあわせた投資・財政計画を予算・決算と連携させることが望ましい。すなわち、毎年度の業務フローにおいて、①投資・財政計画に基づき予算を策定し、②決算実績値を基に投資・財政計画を更新し、③更新した投資・財政計画に基づき翌年度の予算を策定するといった連携によって、PDCA サイクルを 1 年ごとに繰り返していくことができ、上下水道事業の経営判断をより適時に行うことが期待できる。

【図表 52】投資・財政計画の予算決算との連携（概念図）



市においても、枚方市水道事業経営戦略及び枚方市下水道事業経営戦略において 10 年間（平成 31 年度～令和 10 年度）の投資・財政計画を策定し、その 5 年後である令和 6 年 3 月には枚方市水道事業経営戦略及び枚方市下水道事業経営戦略の中間見直しにあたり、当該投資・財政計画を更新している。

また、令和４年度以降は、毎年度のフォローアップとして、毎年度の決算数値、決算見込みを反映させる形で投資・財政計画の見直しを実施している。

ただし、これらの内容については、市が設置している経営審議会に資料提供されていない。経営審議会は、市の上下水道事業の多角的な課題に適切に対応するため、経営上の課題、経営および事業の計画・評価に関する事項などについて調査審議するための機関であり、学識経験者や会計の専門家、市民、関連団体等から構成されている。経営審議会は、市からの諮問に応じて市の上下水道事業の重要な経営判断に関わりを持っており、市民生活に重要な影響を与えうる事項については、経営審議会に適宜に情報提供することが望ましい。

そこで、経営環境が急激に変化する現代において、上下水道事業の経営判断を専門家や市民等とともに適時に行っていくために、毎年度の決算を反映して更新(ローリング)した投資・財政計画を経営審議会への報告資料として活用するなど、投資・財政計画の更なる活用に向けた取組みを進めることが望まれる。

(2) 人口推計の前提条件について【意見2】＜水道事業＞

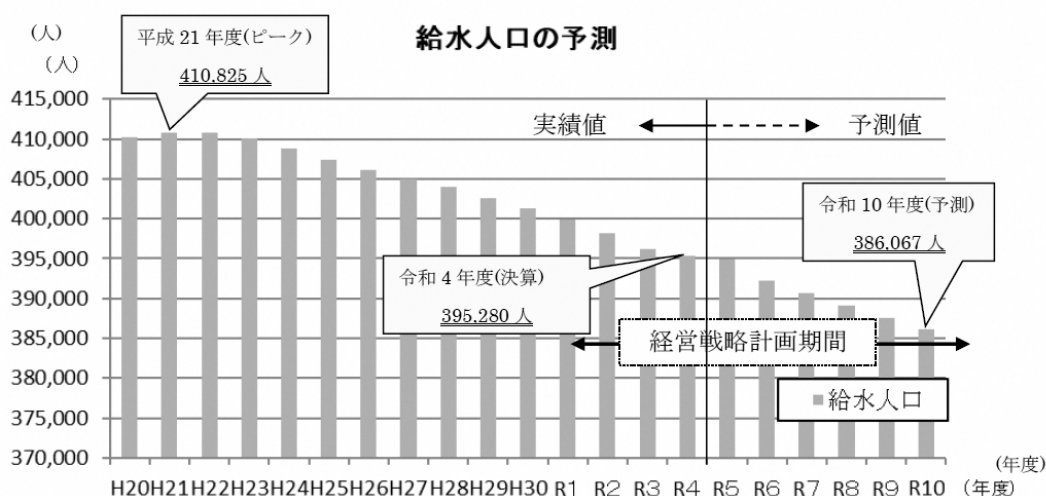
給水人口の予測について水道事業の経営戦略の「第6章 将来の事業環境」に【図表53】のとおり記載されている。

これによると、給水人口の予測は、「枚方市人口推計調査報告書（令和2年2月）」による将来推計人口（行政区内人口）を参考に算出している旨の記載がある。しかし、人口予測のデータを確認したところ、行政区内人口は、過去3年間（令和2年度から

令和4年度)の平均対前年度減少率を用いて算定していた。

「枚方市人口推計調査報告書(令和2年2月)」では、令和11年度の行政区域内人口は384,377人と予測していた。その一方で、経営戦略で利用している人口予測のデータでは、令和11年度で行政区域内人口は385,763人と予想しており、「枚方市人口推計調査報告書(令和2年2月)」と乖離は大きくなく、結果として給水人口の予測に与える影響は小さいと考えられる。

【図表 53】水道事業の給水人口の予測



* 給水人口の予測は、「枚方市人口推計調査報告書(令和2年2月)」による将来推計人口(行政区域内人口)を参考に算出しています。

(出所:「枚方市水道事業経営戦略(中間見直し)」)

これについて市に確認したところ、中間見直し前の経営戦略(平成31年3月)では、直近の「枚方市人口推計調査報告書(平成26年1月)」を用いたが、中間見直しは、直近の人口推計(令和2年2月)をそのまま活用はしていないものの、人口推計の際の「参考」にしたとのことであった。

しかし、一見して誤読を与えかねない表現であるため、次回見直し時には、経営戦略における人口推計の前提条件について、市民・議会などの経営戦略の利用者に誤解を与えないような表現とするように検討されたい。

(3) 長期前受金戻入の算定について【意見3】<上下水道事業>

投資・財政計画の前提条件を確認したところ、長期前受金戻入の算定において、改善の余地がある事項が発見された。

水道事業においては、新規の投資による減価償却費は、残存価額5%かつ、各固定資

産種別に応じた耐用年数を設定し、減価償却を行う計算になっていた。その一方で、長期前受金戻入は、財源として利用した各固定資産種別に関係なく、すべて残存価額 10% かつ耐用年数 50 年で計算されていた。

また、下水道事業においては、減価償却に対応する長期前受金戻入は、残存価額 5% かつ各固定資産種別に応じた耐用年数で収益化されており、減価償却費に対して適切な長期前受金戻入が計算されていた。しかし、一部、固定資産の財源として計上していた国庫補助金が算式の誤りによって、長期前受金戻入がゼロとして計算されてしまっていた。

さらに、水道事業、下水道事業のいずれも資産減耗費（資産の除却に伴う費用）は計上されているものの、それに対応して本来計上すべき、長期前受金戻入が計上されていなかった。

その一方で、水道事業、下水道事業のいずれも、固定資産は投資的経費の消費税抜金額をもとに減価償却費を計算しているのに対して、補助金等は、実際には控除されることになる特定収入に係る仮払消費税の金額を控除せずに消費税込みの長期前受金が計上されていた。

以上をまとめると次のとおりである。

【図表 54】投資・財政計画における長期前受金戻入の算定誤り等

項目	水道事業	下水道事業
長期前受金戻入の残存価額と耐用年数	＜改善検討事項①＞ 固定資産種別に関わらず、残存価額 10%、耐用年数 50 年	残存価額 5%、各固定資産種別に 応じた耐用年数
長期前受金戻入の対象財源の計上	網羅的に計上されている	＜改善検討事項②＞ 一部の国庫補助金が長期前受金に計上されていない
資産減耗費に対応する長期前受金戻入	＜改善検討事項③＞ 資産減耗費に対応する長期前受金戻入の計上がされていない	
特定収入に係る仮払消費税	＜改善検討事項④＞ 投資の財源（長期前受金）の税抜き処理がされていない	

改善検討事項②については計算誤りによるものであり、次回改定時においては修正されることが望ましい。その一方で、改善検討事項①・③・④については、一定の前提条件に基づいた試算という投資・財政計画の性質から、どこまで精緻に行うかは団体判断によるが、より実態に近い投資・財政計画策定のためには実務上可能な限り反映することが望ましい。そこで、次回見直し時において、長期前受金戻入の算定の前提条件と計算方法について改めて検討されたい。

2. 経営戦略における目標及び事業の進捗管理について

(1) 経営戦略における目標設定について【意見4】＜上下水道事業＞

経営戦略マニュアルにおいては、経営に関する複数指標の目標を定めてPDCAサイクルを回していくことが目指され、次のように記載されている。なお、次の経営戦略マニュアルの抜粋は、水道事業に係る目標設定についての記載であるが、下水道事業も同様の趣旨の記載がある。

【図表 55】経営戦略における目標設定について

1 水道事業（簡易水道事業を含む）

① 収支計画のうち投資についての説明

「投資試算」の目標は、サービスの提供を安定的に継続するために必要な施設・設備の投資水準を踏まえて設定することが重要である。

目標設定に活用する指標は、各団体の実情を勘案し適切なものを選択する必要がある。

一つの指標では、適正な投資水準を把握することが困難であることから、複数の指標について目標を設定する必要がある。

また、事業の継続に必要な投資を確保していくための指標と施設等の合理化等を進めていくための指標をバランスよく組み合わせることが重要である。

目標設定に活用する指標については、有収率、管路更新率、管路経年化率、施設利用率などが考えられる。災害対策や危機管理の観点から、浄水施設、配水池の耐震化率、基幹管路の耐震適合率を目標設定に活用することも考えられる。

② 収支計画のうち財源についての説明

目標に活用する指標は、各団体の実情を勘案し、適切なものを選択する必要がある。

投資の目標と同様、一つの指標では、持続可能な財源水準を把握することが困難であることから、複数の指標について目標を設定する必要がある。

また、費用に対する収益の割合など収益性を把握するための指標と、起債への依存度など経営の健全性を把握するための指標を、バランスよく組み合わせることが重要である。

目標設定に活用する指標については、経常収支比率や料金回収率、企業債残高対給水収益比率、流動比率などが考えられる。人口減少下では、将来世代の1人当たりの負担が現役世代に比べて大きくなるため、給水人口1人当たり企業債残高などを目標設定に活用することも考えられる。

投資の目標として活用した有収率については、管路の更新や修繕の必要性を把握する指標であると同時に、施設の稼働がどの程度収益につながっているかを把握する指標であることから、財源の指標としても活用できるものである。

また、将来の更新需要などに対応するため、資金残高（現金・預金、基金等）の水準について目標を設定することも考えられる。

（出所：総務省「経営戦略策定・改定マニュアル」より一部抜粋。下線は監査人が追記。）

この点、市は、経営戦略において、主な経営指標として水道事業の財務・投資に関する数値目標及び下水道事業の財務に関する数値目標を定めている⁴。ただし、水道事業の投資関係指標については、経営戦略に直近実績の記載がなく、水道施設整備基本計画に記載されていた。

また、下水道事業の投資に関する目標指標についても、経営戦略においては定められていなかったが、下水道整備基本計画においては定められていた。

これらの数値目標について、水道事業及び下水道事業の各計画への記載状況をまとめたのが次の各表である。

⁴ なお、これらの指標の数値目標は、下水道事業の企業債残高対給水収益比率を除き、令和4年度実績よりも令和10年度が悪化するものになっている。これは、経営改善を行ってもなお、人口減少や減価償却費の増加により、経営環境が悪化することを示している。

【図表 56】市の主な数値目標の設定状況（水道事業）

指標名	令和4年度 実績	数値目標 (令和10年度)	指標が記載されて いる計画名
＜財務に関する数値目標＞			
経常収支比率	123.71%	97.72%	水道経営戦略 中間見直し編 (令和6年3月)
料金回収率	98.75%	92.12%	
流動比率	340.83%	125.24%	
企業債残高対 給水収益比率	402.77%	552.48%	
＜投資に関する目標指標＞			
配水池耐震化率	65.4%	79.4%	枚方市水道施設整 備基本計画 中間 見直し編 (令和6年3月)
災害時貯水量	1人当たり 71.8L	1人当たり 90L	
導水管耐震化率	3.4%	100.0%	
送水管耐震化率	33.3%	36.9%	
配水管耐震化率	28.4%	28.7%	
需要給水施設のうち、最重要と位置 づける施設への供給ルート耐震化率	38.2%	59.6%	
鉛製給水管率	12.5%	11.2%	
鋳鉄管残存率	18.0%	16.6%	

【図表 57】市の主な数値目標の設定状況（下水道事業）

指標名	令和4年度 実績	数値目標 (令和10年度)	指標が記載されて いる計画名
＜財務に関する数値目標＞			
経常収支比率	113.32%	109.68%	下水道経営戦略 中間見直し編 (令和6年3月)
経費回収率	97.95%	94.31%	
流動比率	69.80%	50.75%	
企業債残高対給水収益比率	538.05%	311.59%	
＜投資に関する目標指標＞			
下水道整備人口普及率	97.6%	98.0%	枚方市下水道整備 基本計画 中間見 直し編 (令和6年3月)
主要な雨水幹線管渠の整備率	46.3%	46.5%	
重要な幹線等の耐震化率	23.8%	27.8%	
ポンプ場の耐震化率	24.7%	85.7%	

（出所：「枚方市水道事業経営戦略」、「枚方市下水道事業経営戦略」、「枚方市水道施設整備基本計画 中間見直し編」「枚方市下水道整備基本計画 中間見直し編」より作成）

経営指標は、目標指標として設定することで、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握しながらPDCAサイクルを回していくという目的があることから、その選択は非常に重要なものとなる。しかし、市が定める目標指標は、水道事業の実績値が水道施設整備基本計画にのみ記載されていたり、下水道事業において投資に関する目標指標が経営戦略に記載されていないなど、経営戦略における一覧性が十分ではない。

経営戦略は、投資財政計画という事業の持続可能性を測る「経営」の根幹たるものを含む計画であるため、財務面及び投資面それぞれに関する数値目標を選択・設置し、実績値とあわせて経営戦略に記載することが望ましい。

（２）市の課題に対応した優先度に基づく投資計画の進捗管理について【意見５】＜下水道事業＞

前述の意見のとおり、市は投資に関する目標指標を設定しており、それらの令和５年度指標を設けており、投資事業計画までの主な推移は【図表５８】のとおりである。

水道事業においては、導水管耐震化率や送水管耐震化率など計画策定時からの進捗があまり見られない指標が見受けられた。

【図表 58】指標の実績推移と目標値（水道事業）

指標名	令和２年度 実績	令和４年度 実績 (中間見直し時直近)	令和５年度 実績	令和１０年度 目標
配水池耐震化率	58.6	65.4	71.3	79.4%
災害時貯水量	66.5	71.8	84.8	１人当たり 90L
導水管耐震化率	3.9%	3.9%	3.9%	100.0%
送水管耐震化率	32.3%	33.3%	32.8%	36.9%
配水管耐震化率	26.7%	28.2%	29.0%	28.7%
需要給水施設のうち、最重要と位置づける施設への供給ルート耐震化率	33.8%	34.4%	34.4%	59.6%
鉛製給水管率	14.5%	12.5%	11.6%	11.2%
铸铁管残存率	18.5%	18.0%	17.6%	16.6%

（出所：市へのヒアリングに基づき作成）

また、下水道事業においては、主要な雨水幹線管渠の整備率の令和１０年度目標値が46.5%であるところ令和５年度実績では46.3%と令和２年度からの進捗が見られず、

さらに、ポンプ場の耐震化率の令和 10 年度目標値が 85.7%であるところ令和 5 年度実績では 26.0%に留まっている。加えて、下水道整備人口普及率、主要な雨水幹線管渠の整備率については、下水道整備基本計画の中間見直し時点の直近年度である令和 4 年度からの上昇幅が前者は 0.4%、後者は 0.2%のみであり、目標管理する意義に乏しいと考えられる。

この点、下水道整備人口普及率は公共下水道への接続を希望する市民への普及が進んだとして目標指標にしない団体も見受けられる。その一方で、主要な雨水幹線管渠の整備率については豪雨などの激甚災害が注目を浴びる中で浸水対策としての重要性が全国的に指摘されている。

【図表 59】指標の実績推移と目標値（下水道事業）

指標名	令和 2 年度 実績	令和 4 年度 実績 (中間見直し時直近)	令和 5 年度 実績	令和 10 年度 目標
下水道整備人口普及率	97.4%	97.6%	97.8%	98.0%
主要な雨水幹線管渠の整備率	46.3%	46.3%	46.3%	46.5%
重要な幹線等の耐震化率	23.8%	23.8%	23.9%	27.8%
ポンプ場の耐震化率	19.5%	24.7%	26.0%	85.7%

(出所：「下水道経営戦略 中間見直し編」、「枚方市下水道整備基本計画 中間見直し編」及び市へのヒアリングに基づき作成)

さらに、上下水道事業共通して耐震化に関する指標については、令和 6 年能登半島地震における最大約 14 万戸での断水等の教訓から、「上下水道耐震化計画」の策定が令和 6 年 9 月末に国から要請された。「上下水道耐震化計画」の策定に際しては、上下水道のインフラを一連のつながりで見たと時の「急所」の耐震化対応が求められることになる。

今後発生が予想される大規模地震の際においても市民生活に重要なインフラを極力止めないために、また、浸水、施設の老朽化対策としても投資の着実な実行は非常に重要である。ただし、財源的な制約もある。

そこで、水道事業及び下水道事業が直面する課題に対応しながら、優先度に基づく投資計画を推進していく必要があります、その進捗状況が分かるような指標と数値目標の設定に努められたい。

3. 経営戦略における経費回収率の向上に向けたロードマップについて

(1) 国が求める経費回収率の向上に向けたロードマップの記載要件への対応について

【意見 6】＜下水道事業＞

下水道事業は、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用している。社会資本整備総合交付金の交付要綱によると、交付金を受けるためには、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」（以下、「ロードマップ」という）の作成が求められるようになった。

【図表 60】社会資本整備総合交付金の交付要綱（抜粋）

使用料改定の必要性の検証に係る要件 公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。

（出所：国土交通省「社会資本整備総合交付金交付要綱」）

また、社会資本整備総合交付金の重点配分項目としては上記のほかに次の要件が加わり、ロードマップに記載した経費回収率の向上が達成しない場合には、社会資本整備総合交付金の重点配分を受けられないこととなる。

【図表 61】社会資本整備総合交付金における重点配分の交付要件（抜粋）

公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ②令和 7 年度以降、供用開始後 30 年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が 150 円/㎡未満であり、かつ経費回収率が 80%未満であり、かつ 15 年以上使用料改定を行っていない場合。

（出所：国土交通省「社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方」）

このほか、社会資本整備総合交付金の交付要件の確認にあたっては、毎年度 11 月末日の次年度予算要望調書の提出までに、以下の「交付要件チェックシート」を作成し、各地方公共団体から地方整備局等を経由して国土交通省下水道事業課へ提出する必要がある。また、国土交通省によると、ロードマップ部分に関して経営戦略に記載すべき点について、中間目標などの段階的な目標を記載することや、収入増の具体的な取組みとして「令和○年度までに経費回収率を○%に向上させるため令和○年度に使用料改定

を実施する」など具体的な内容の記載を求めている。

これらの交付要件について、市の経営戦略は要件に適合することが過去に認められている状況である。ただし、国の取組みの政策の方向性として、ロードマップの考え方の適用強化の流れが見込まれている一方で、【意見 4】のとおり、市の経営戦略には、経費回収率の令和 10 年度の見込みを載せているが、目標値に「中間目標」が記載されていない。また、経費回収率の数値目標が令和 4 年度実績よりも下回る見込みとなっており経費回収率の「向上」に向けた課題が見受けられる。さらに、例えば、収入増加の取組みとして、「徴収率向上に向けた取り組み」、「水洗化の促進」などが挙げられているが、より具体的な検討・実施状況の記載までが期待される。

【図表 62】下水道事業の経費回収率

下水道		
指標	令和 4 年度 実績	令和 10 年度 数値目標
経費回収率	97.95%	94.31%

(出所：「枚方市下水道事業経営戦略」より作成)

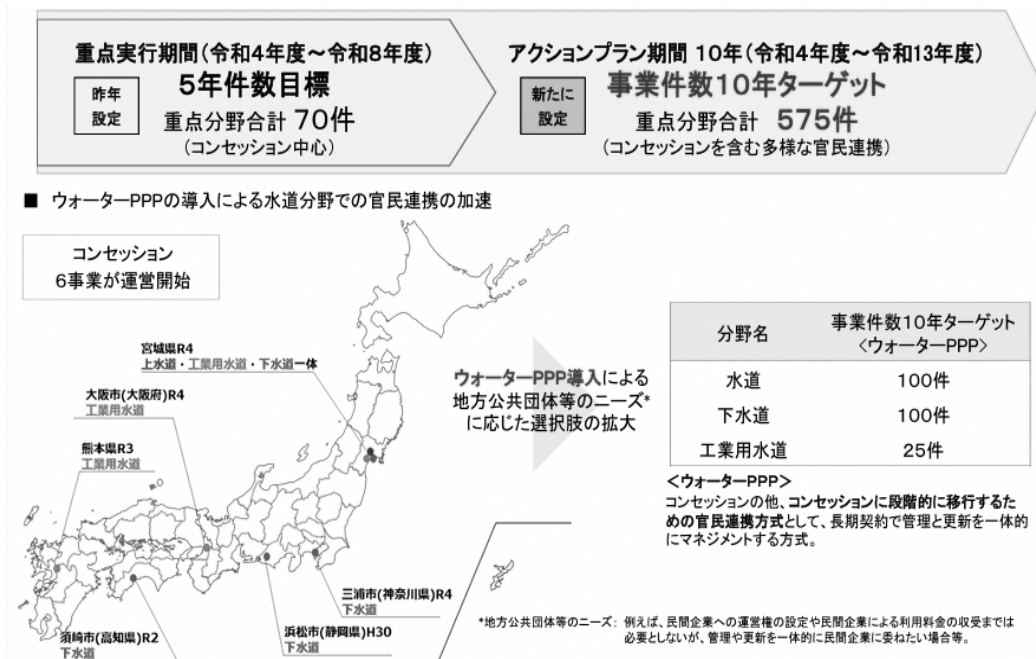
外部財源の確保としての国庫補助金を確実に獲得し、市民負担を減らすために、近隣市町村の動向などの他事例も参考にしながら、ロードマップのより一層の充実化を図りたい。

4. 官民連携（PPP/PFI）の推進について

（1）「ウォーターPPP」の導入推進について【意見7】＜下水道事業＞

現在、国は水道、下水道について「ウォーターPPP」の導入を推進しており、令和4年度から令和13年度までの期間にわたって具体的な案件形成を加速するための「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」を示している。

【図表 63】ウォーターPPPの国の目標



（出所：内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版の概要）」）

この中で、水道、下水道等の重点分野について、令和4年度から令和13年度までの10年間で官民連携（PPP/PFI）の具体化、案件化を図るために事業件数10年ターゲットが設定されている。水道、下水道はそれぞれの事業件数として100件を10年ターゲットとして設定され、「ウォーターPPP」を含む多様な官民連携（PPP/PFI）の拡大を図ることが期待されている。

ここで、「ウォーターPPP」とは、水道、工業用水道、下水道における官民連携（PPP/PFI）の推進を目的としたスキームである。具体的には、「ウォーターPPP」は「コンセッション方式」と、コンセッション方式へ段階的に移行するための「管理・更新一体マネジメント方式」（いわゆる「レベル3.5」）をあわせたものとされている。

【図表 64】ウォーターPPPの概要



(出所：内閣府「ウォーターPPPの概要」)

【図表 65】コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式の異同

	内容
共通点	・長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点
相違点	コンセッション方式の場合は次の点が設定されている。 ○事業期間の設定（原則） ○公共施設等運営権の設定（そのための議会議決が必要） ○利用料金を受託事業者が直接収受

(出所：国土交通省「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の考え方」より作成)

また、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）とは、長期契約で維持管理と、更新を一体的にマネジメントする民間委託の方式であり、コンセッション方式に準ずる（同等の）効果が期待されている。なお、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の実務上の定義として、①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4要件を満たすものとされている。

【図表 66】管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）の 4 要件

要件	内容	ポイント
長期契約（原則 10 年）	民間事業者が長期契約を結び、施設の維持管理と更新を一括して行う	安定運用とコスト削減を実現
性能発注	発注者が求める性能を基準として、民間事業者が具体的な方法を決定	民間事業者の創意工夫を促進
維持管理と更新の一体マネジメント	維持管理と更新を一体化して実施	ライフサイクルコストの削減を実現
プロフィットシェア	コスト削減分を官民でシェア	民間事業者のインセンティブを確保

（出所：国土交通省「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）の考え方」より作成）

「ウォーター P P P」は、これらの官民連携によりインフラの安定的な運営を図るための重要な取組みと位置づけられているため、污水管の改築にあたっては令和 9 年度以降「ウォーター P P P」の導入が要件化されている。具体的には、社会資本整備総合交付金の対象事業の要件として次の要件が追加されている。

【図表 67】下水道分野におけるウォーター P P P ガイドライン（抜粋）

○污水管の改築にあたっての公共施設等運営事業等導入要件 地方公共団体が污水管の改築を実施する場合は、令和 9 年度以降については、公共施設等運営事業（コンセッション）及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式（両者を総称して以下、「ウォーター P P P」という）の導入を決定済みである場合のみを対象とする。 ※緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化についてのみを除く。
--

（出所：国土交通省「下水道分野におけるウォーター P P P ガイドライン第 1.1 版」）

市では、「ウォーター P P P」の導入について、現状では具体的な検討が出来ていないが、下水道事業において、令和 9 年度以降も「社会資本整備総合交付金」の対象となる事業が発生する見通しであるため、情報収集や具体的な検討を早めに進めていく必要があるとしている。この点、大阪府流域下水道や近隣他団体との連携も含めて、より一層の具体的な検討を進めていくことが望まれる。

（２）中宮浄水場更新事業の進捗について【意見８】＜水道事業＞

中宮浄水場は昭和 40 年代に建設され、既に 50 年以上が経過している。そこで、市は令和 4 年度からメタウォーター株式会社を代表とする J V（共同企業体）との「中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理業務等委託」契約に基づき、中宮浄水場（第 1 浄水場）の更新事業を行っており、令和 8 年度に当該浄水場が完成する予定である。

この点、中宮浄水場の工事の状況について実地調査及び市の担当者へのヒアリングを行ったところ、令和 6 年 8 月末において当初の中宮浄水場更新事業の計画では 11.5%の進捗率であったが、実際は 7.9%の進捗率であった。これは、当初想定していなかった埋設物が掘削工事中に発見され、想定外の工期を要したことが主要因であり、全体の工期延長の可能性も考えられる状況とのことであった。

大地震の発生が近い将来想定されている状況下において当初の計画どおりの事業遂行をしていくことは望ましいとは考えられるが、無理のない工事を進めるための着実な事業遂行に向けて工期延長なども視野に本事業を受託している共同企業体と協議を行われない。

5. 水道料金及び下水道使用料のあり方について

(1)人口減少社会により一層対応した料金体系への中長期的な移行について【意見 9】

市の水道料金及び下水道使用料の体系について確認したところ、専門的見地から次の課題等が考えられた。水道料金及び下水道使用料の改定については、市の実情を踏まえながら、市議会や経営審議会等での議論を通じて民意が決めることであり、多くの利害関係者の合意を得る必要がある。そのため、本意見については即座に対応することは難しい事項も多いと考えられる。

そこで、昨今、市が直面している人口減少社会への対応という課題は、全国的にも多くの自治体が直面している課題であり、監査人として専門的見地から他団体における動向も踏まえながら、次の点について意見を述べるものとする。市においても市議会や経営審議会等での議論を経ながら、中長期的に検討されたい。

(ア) 水道料金の見直し時期・水準等の検討について＜水道事業＞

市の水道事業では、過去 10 年間に於いて行政区域内人口の減少に伴い給水人口の減少や、節水機器の普及が進んでいること等により、有収水量は約 6.8%減少しており、今後も同様の傾向が続くことが予想される。その一方で、事業運営に必要な経費は、近年の物価上昇等もあり、今後も増加することが想定されることから、令和 6 年 3 月に中間見直しされた「枚方市水道事業経営戦略」の投資・財政計画（収支計画）では、計画最終年度である令和 10 年度に当期純利益が赤字となる見通しとなっている。

このような、非常に厳しい経営状況において、市は「枚方市水道事業経営戦略」において、「中間見直し後の経営戦略の「収支計画」を基に、次の 5 年間で必要となる総括原価を算定し、現行の水道料金との比較検証などを行います。その上で、適正な料金水準を見極め、料金改定の可否を定期的（5 年ごと）に判断していきます。」としている。

そのため、令和 10 年度に見込まれる当期純利益の赤字に対応すべく、水道料金の見直し時期・水準を検討することが望まれる。また、検討に際しては、【図表 68】のとおりに、収益性に加えて資金残高の確保や企業債水準の抑制といった視点に基づき行うとともに、次回の料金見直し水準だけではなく【図表 69】のような計画的な料金水準適正化の観点から、中長期的な料金水準のあり方についてできるだけ早期に検討を開始することが望まれる。

【図表 68】料金改定の必要性の判断基準（例）

視点	判断基準内容
収益性の確保	○最終黒字の確保 ○料金回収率を 100%に維持
運転資金の確保	○年間総費用に対して何か月分の資金残高を維持するか

企業債残高の抑制	○企業債残高対事業規模比率を○%以下に維持(絶対的な目安はないため、現在の水準や他団体との比較等を踏まえて目標指標を設定) ○給水人口一人当たり企業債残高を現状水準で維持
----------	---

【図表 69】計画的な料金水準適正化の観点（例）

料金水準適正化の観点	内容
① 長期的な視点での料金水準の抑制	早めに料金水準の見直しを実施することにより、資金が内部留保され長期的には料金水準が抑制される
② 一度の料金改定水準を抑制	政策的観点から、特に一般家庭における水道料金の激変（大幅な料金値上げ）を抑制する

（イ）経営環境の変化に強い料金（使用料）体系について＜上下水道事業＞

市の上下水道事業では前述のとおり、1世帯当たり人数の減少や節水機器の普及等により1戸当たりの有収水量が減少していることにより、のべ戸数が増加しているにも関わらず、有収水量や料金（使用料）収入が減少傾向にあり、非常に厳しい経営環境にあるといえる。

このような状況において、必要な料金（使用料）収入を確保し、市民のライフラインである上下水道事業を安定的に経営していくためには、経営環境の変化に強い料金（使用料）体系、すなわち有収水量の減少に対して、料金（使用料）収入の減少影響を受けにくい料金（使用料）体系を構築する必要がある。

具体的には、現状として過去5年間に於いて使用水量に影響されない基本料金（使用料）収入が増加している一方で、使用水量に応じて変動する従量料金（使用料）収入がそれ以上の割合で減少していることによって、全体としての料金（使用料）収入が減少している。そこで、有収水量の減少の料金（使用料）収入への影響を抑制するためには、使用水量に影響されない基本料金（使用料）収入割合を高める料金（使用料）体系に移行していくことが考えられる。

そこで、料金（使用料）の見直しにあたっては、料金の総額だけでなく、特に基本料金（使用料）収入割合の向上という点から、基本料金と従量料金のバランスといった料金体系のあり方についても十分に検討し、経営環境が悪化するなかで有収水量減少の影響を受けにくい料金体系を実現することが望まれる。

（ウ）公平性を確保した水道料金使用料体系について＜水道事業＞

水道料金体系の設定にあたっては、水道法第十四条に定められているとおり、公平性を確保された料金体系とする必要がある。この点、現在の市の水道料金体系については、①口径13mm・口径20mm・口径25mmに同一の使用料体系が設定されている点、

②口径 40 mm以上の各口径についてそれぞれ異なる従量料金が設定されている点において課題が見受けられた。

まず、①口径 13mm・口径 20mm・口径 25mm に同一の使用料体系が設定されている点について、市の水道料金体系では、各口径の基本料金及び従量料金が同一とされている。これは、これらの口径が主に一般家庭用として利用されていることによるものであるとのことである。しかし、一般的に本来、口径ごとの個別原価に応じて負担すべきという考えもある中で、調定 1 件当たり利用水量（均等割及び各戸検針の親メーターを除く）の口径別分布は、口径 13mm の使用者が約 22.99 m³、口径 20mm の使用者が 31.25 m³なのに対し、口径 25mm の使用者は 47.79 m³と大きな口径の利用水量の占める割合が大きくなっている。

【図表 70】口径別利用状況分布（均等割及び各戸検針の親メーターを除く）

口径	調定件数 (A)	調定水量 (B)	調定当たり利用水量 (B) ÷ (A)
口径 13mm	23,774 件	546,452 m ³	22.99 m ³
口径 20mm	135,014 件	4,219,555 m ³	31.25 m ³
口径 25mm	7,668 件	366,476 m ³	47.79 m ³

（出所：令和 5 年 4 月及び 5 月調定データより作成）

口径 25 mmが口径 13 mm・口径 20 mmと比較して、調定当たり利用水量が多くなっている点は、一般家庭の利用と比較して店舗や工場など事業用として使用する割合が多いことが影響している。口径 13mm・口径 20mm・口径 25mm については、主に一般家庭を想定して同一の使用料体系が設定されているが、事業用利用が比較的多い口径 25 mmの従量料金については、異なる使用料体系の設定の検討が望まれる。

次に、②口径 40 mm以上の各口径についてそれぞれ異なる従量料金が設定されている点について、市の水道料金体系では口径別に異なる従量料金が設定されていることから、本来は水の利用に応じて負担すべき従量料金が、同量の水を利用した場合であっても口径により大きな差が出るものとなっている。これにより利用者にも非常に複雑で、理解しにくい料金体系となっている⁵。

そこで、料金の見直しにあたっては、その水準だけでなく、特に①口径 13mm・口径 20mm・口径 25mm に同一の使用料体系が設定されている点、②口径 40 mm以上の各口径についてそれぞれ異なる従量料金が設定されている点に関し、利用実態を踏まえた料

⁵ 市は企業団からの受水割合が比較的小さいという実情もあり、必ずしも他団体と同一の料金体系であるべきとは考えないが、大阪府内市町村の水道料金体系を見ると、枚方市のように口径 40mm 以上の全ての口径で異なる従量料金を設定している団体は見受けられない。

金体系のあり方についても十分に検討し、公平性の確保された料金体系を実現することが望まれる。

(エ) 大口需要者割引制度の見直しについて<水道事業>

市の水道事業は、令和3年4月に水道料金体系の見直しを行った際に、あわせて大口需要者の水需要を喚起し、地下水利用者の水道使用への回帰を促すとともに、地下水利用への移行を抑止する目的で、枚方市水道事業給水条例第24条の2において、基準水量を超えて使用した部分の従量料金単価を割引く「大口需要者割引制度」を導入している。

【図表 71】大口需要者割引制度の概要

1. 制度の概要
○以下の主な適用条件を満たす大口使用者からの申請により、個別に基準水量を設定する ○基準水量を超える使用水量に対し、従量料金を50%割引きする
2. 主な適用条件
○水道を1年以上継続して使用していること ○申請日前の直近10年間で2,000 m ³ /月以上の使用水量が1回以上あること ○用途が「一般用」であること ○水道メーターの口径が40mm以上であること ○使用水量の戸数割等の特別な料金の適用を受けていないこと ○水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと ○国及び普通地方公共団体でないこと ○令和3年4月1日以降、新たに地下水の使用を開始していないこと（増設等含む）
3. 基準水量
○本制度申請日前の直近1年間及び平成31年4月から令和2年3月までの使用水量のうち、最も使用水量の多い月（1月あたり）の水量を基準水量とする ○最も使用水量の多い月（1月あたり）の水量が1,000 m ³ 未満の場合は、基準水量は1,000 m ³ とする

（出所：市ホームページより作成）

しかし、現在の大口需要者割引制度は、過去の一定期間における最大使用水量を超えた場合のみに適用され、使用水量が増加しない限り適用されないことから、地下水利用への移行抑止効果は限定的であると考えられる。実際に、令和5年度における同制度の利用者は31者と「水道メーターの口径が40mm以上」の利用者の1%程度に留まっている。また、過去の利用状況によって、現在の同水量利用者間の水道料金負担

に差が生じるという点で公平性を欠く仕組みになっている。

そこで、次回の料金改定に併せて、目的と効果、公平性の確保といった観点から制度を検証し、見直されることが望まれる。なお、大口需要者の水需要の喚起や、地下水利用への移行抑止を目的とするのであれば、一定水量以上の利用者について従量料金単価を引き下げる逓増逓減型従量料金制度の導入や、地下水を主水源として利用しながら水道を予備水源として確保する利用者から適正な料金負担を求めるような基本料金の見直しといった水道料金体系の見直しにより実現を図ることも考えられる点に留意されたい。

第5 業務・会計管理に関する監査の結果及び意見（個別事項）

1. 契約管理について

市の水道事業及び下水道事業の委託契約から任意のサンプルとして次の10件を抽出し、所管課への質問及び関連書類の閲覧等の手続きを実施した。

【図表 72】委託契約一覧

(単位：円)

No.	所管課	業務委託名	委託先	委託期間	契約金額 (令和5年度)	契約金額 (複数年)	発注方法
1	上下水道財務課(財務担当)	上下水道局財務会計システム再インストール業務等委託	(株)フューチャーイン	R5. 4. 3 ～R5. 9. 29	3, 410, 000	—	2号随意契約
2	上下水道財務課(営業料金担当)	水道検針業務、窓口・収納業務等委託	ヴェオリア・ジェネッツ(株) 関西支店	R2. 4. 1 ～R7. 3. 31	270, 600, 000	1, 353, 000, 000	総合評価一般競争入札
3	浄水課	高度浄水施設エレベータ点検委託	日本オーチス・エレベータ株式会社 西日本支社	R5. 4. 1 ～R10. 3. 31	818, 400	4, 092, 000	2号随意契約
4	浄水課	中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理業務等委託	メタウォーター(株)関西営業所、(株)N J S大阪総合事務所、(株)安藤・間 大阪支店、メタウォーターサービス(株)事業推進本部 西日本営業部、A L S O K大阪(株)	R3. 12. 20 ～R29. 3. 31	※ 1	27, 937, 800, 000	総合評価一般競争入札
5	浄水課	排水処理施設ろ布交換委託	石垣メンテナンス(株)大阪支店	R5. 7. 28 ～R6. 3. 15	14, 960, 000	—	2号随意契約
6	上水道工務課	中宮浄水場～春日受水場間送水管整備実施設設計委託	(株)新土木開発コンサルタント大阪支店	R5. 5. 31 ～R6. 5. 31	27, 828, 000	41, 070, 700	制限付き一般競争入札

7	上水道保全課	令和 5 年度水道メーター取替業務委託	(株)フクシア	R5. 4. 1 ～R6. 3. 31	88, 582, 138	—	単価契約 (見積り合わせ)
8	上水道保全課	宿日直業務委託	(特非) ひらかたし水道屋サービス	R3. 4. 1 ～R6. 3. 31	18, 150, 000	54, 450, 000	2 号随意契約
9	雨水整備課 (現：下水道整備課)	楠葉野田地区家屋調査委託 (事後)	(株)ケンセイ	R5. 7. 20 ～R5. 10. 31	1, 098, 900	—	6 号随意契約
10	下水道施設維持課	北部別館一般廃棄物運搬委託	都市クリエイト(株)	R5. 4. 1 ～R6. 3. 31	7, 678, 704	—	単価契約 (見積り合わせ)

※ 1 中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理業務等委託（中宮浄水場更新事業部分）

（単位：円）

年度	前払金、中間前払金及び部分払支払限度額	出来高予定額
令和 4 年度	429, 228, 000	454, 008, 500
令和 5 年度	1, 517, 749, 000	1, 675, 480, 400
令和 6 年度	2, 860, 538, 000	3, 174, 906, 900
令和 7 年度	5, 147, 326, 000	5, 715, 782, 600
令和 8 年度	2, 666, 809, 000	4, 464, 906, 600
小計		15, 485, 085, 000

年度	契約金額
令和 8 年度から令和 28 年度まで	12, 452, 715, 000
合計	27, 937, 800, 000

（１）特命随意契約の理由の公表について【意見 10】＜上下水道事業＞

令和 4 年度枚方市包括外部監査結果報告書で次の意見が出されている。令和 4 年度包括外部監査は、公営企業会計は監査対象に含まれていないが、「委託料に係る財務事務の執行について」をテーマとしたものである。監査上の指摘として、随意契約の理由について各所管課が責任をもって記載できるようにした上で、随意契約の概要をホームページにおいて公表することについての意見がなされた。

【図表 73】令和 4 年度枚方市包括外部監査結果報告書

3 監査の結果及び意見（総論）

2. 監査の結果及び意見の一覧

ソ）ホームページにおける随意契約（第 2 号）の概要の公表について【意見 15】

枚方市においては、随意契約（第 3 号及び第 4 号）により、シルバー人材センター等と締結する随意契約については、発注の見通し、契約内容等及び契約締結状況をホームページにおいて公表している。

また、業務委託の場合、契約金額が 300 万円以上のものについて、行政資料コーナーに文書を配架する方法により、契約締結状況を公表するものとしているが、随意契約については、金額にかかわらず、随意契約理由書を行政資料コーナーに配架することとしている。

この点、近隣の中核市では、豊中市、吹田市及び八尾市において、随意契約（第 2 号）について、具体的な随意契約の理由等をホームページにおいて公表しており、これは、情報公開の観点から、評価し得る取組といえる。

枚方市においては、随意契約（第 2 号）について、所管課における契約締結を令和 3 年度から開始したばかりでもあり、現状では、ホームページにおける公表には至っていないが、今後、契約課による助言等により、随意契約の理由について各所管課が責任をもって記載できるようにした上で、随意契約（第 2 号）の概要をホームページにおいて公表することを検討されたい。

（出所：「令和 4 年度枚方市包括外部監査結果報告書」）

この点、令和 6 年度現在、市長部局契約検査課から、上下水道局が締結した業務委託に係る特命随意契約（第 2 号）の一覧が市ホームページにおいて公表されている。ただし、市ホームページにおいて公表されている情報は、案件名称、契約の相手方、担当課にとどまり、特命随意契約とする理由は公表されていない。なお、特命随意契約の理由を公表できるように契約検査課から各所管課に対して助言等を行っているとのことである。

情報公開の観点から、特命随意契約の理由についても市ホームページにおいて早期に公表できるように、市の契約検査課と協議して検討されたい。

（２）業務委託契約書に係る仕様書の管理について【意見 11】＜上下水道事業＞

市の契約の多くは市のひな形をもとに作成されているが、当該ひな形における業務委託契約書第 1 条において、契約書と仕様書は別冊で存在することを前提としている。

【図表 74】業務委託契約書

（総則）

第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の仕様書、説明書及び説明に対する質問回答書（以下これらを「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書の内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（出所：業務委託契約書）

業務委託内容の詳細は仕様書にのみ記載されており、たとえば業務委託契約書の第 11 条では仕様書等を変更した場合には契約金額の変更が必要となる場合等の記載もあり、仕様書は契約書の一部を構成しているとも考えられる。

【図表 75】業務委託契約書

（仕様書等の変更）

第 11 条 発注者は前第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（出所：業務委託契約書）

しかし、市が実際に締結した契約書について確認したところ、契約書と仕様書が袋とじ等で一体管理されていないものが散見された。契約書と仕様書が袋とじ等で一体管理することの意義は、契約後に仕様変更の可能性が生じた際に仕様書のみを変更するなどの差替えや改ざんがないようにする内部統制でもある。

業務委託契約書の一部となっている仕様書を明示し、業務委託者及び受託者の権利義務を明確化するために、袋綴じその他の方法により契約書と仕様書を一体化し、業務委託者と受託者でその内容を共有することが望まれる。

（３）枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書について【結果１】＜上下水道事業＞

市の企業会計では枚方市暴力団排除条例に基づき、競争入札参加資格申請の際に、暴力団排除に関する誓約書の提出を受けている。この点、本監査においてサンプル抽出したもののについて、入札参加業者から提出された暴力団排除を確認したところ、次のとおり、誓約書に日付の記載のないものが散見された。

【図表 76】誓約書に日付の記載のないもの

No.	業務委託名	委託先	委託期間	暴力団排除に関する誓約書に記載されている日付
4	中宮浄水場更新事業 及び浄水施設運転維持管理業務等委託	メタウォーターサービス(株)事業推進本部 西日本営業部	令和 3. 12. 20～令和 29. 3. 31	日付の記載なし
		メタウォーター(株)関西営業所		日付の記載なし
7	令和 5 年度水道メーター取替業務委託	(株)フクシア	令和 5. 4. 1～令和 6. 3. 31	日付の記載なし
8	宿日直業務委託	(特非) ひらかたし水道屋サービス	令和 3. 4. 1～令和 6. 3. 31	日付の記載なし
9	楠葉野田地区家屋調査委託（事後）	(株)ケンセイ	令和 5. 7. 20～令和 5. 10. 31	令和 2 年(月日の記載なし)
10	北部別館一般廃棄物運搬委託	都市クリエイト(株)	令和 5. 4. 1～令和 6. 3. 31	日付の記載なし

（出所：委託契約一覧、暴力団排除条例に基づく誓約書より作成）

そのため、枚方市暴力団排除条例に基づき、競争入札参加資格申請時に、誓約した日付が記載された暴力団排除に関する誓約書を入手することを徹底されたい。

（４）個人情報保護に関する誓約書の更新について【結果２】＜下水道事業＞

楠葉野田地区家屋調査委託（事後）契約に関して、個人情報保護に関する誓約書を令和 5 年 8 月 1 日付けで入手しているが、誓約書に『「枚方市個人情報保護条例」等の関係法令や本契約における取り決めに遵守し」との記載がある。

しかし、令和 5 年 4 月 1 日から「枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例」が施行されたことに伴い「枚方市個人情報保護条例」は同日に廃止されており、根拠となる規定の記載の誤りがある状況であった。

そのため、受託業者にとっても遵守すべき条例を確認することも当然に必要であるこ

とから、誓約書に記載するそれらの名称は正しく記載されたい。

（５）特命随意契約の契約金額の妥当性の検証について【意見 12】＜上下水道事業＞

「上下水道局財務会計システム再インストール業務等委託」、「高度浄水施設エレベータ点検委託」及び「排水処理施設ろ布交換委託」については特命随意契約であるが、契約金額は契約業者の見積書の金額のみで決定している。

特命随意契約の場合、相見積りの入手による契約金額の妥当性の検証ができないため、内部積算等により契約金額の妥当性を検証しない場合には、業務内容に比して高額な契約金額で業務委託することとなる恐れがある。しかし、市が内部積算等により契約金額の妥当性を十分に検証した状況は見受けられなかった。

そのため、特命随意契約について、見積書のより詳細な内訳や明細の提示を求めたり、内部積算により価格の妥当性を検証する等により契約金額の妥当性を検証することが望まれる。

（６）エレベータ点検委託業者の選定について【意見 13】＜水道事業＞

「高度浄水施設エレベータ点検委託」は、点検対象であるエレベータを日本オーチス・エレベータ㈱が設計・施工しており、当該会社が高い専門的技術を有しているため、トラブルが生じた場合にも迅速かつ確実に対応することができることから、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号により、特命随意契約によって発注されている。

しかし、近年では独立系のエレベータメンテナンス会社が台頭しており、当初設計・施工したメーカーのみが業務の実施が可能ということも言い切れない状況になっている。

複数者による受注可能性が考えられるため、入札や見積り合せにより業者を選定することが望まれる。

（７）宿日直業務委託の委託業者の選定について【意見 14】＜水道事業＞

「宿日直業務委託」については、次の理由により特命随意契約を締結している。

【図表 77】随意契約の理由（宿日直業務委託）

業者は、枚方市において上下水道の修繕や情報の提供を通じ、社会福祉活動の増進に寄与するとともに、災害時には行政と協力して復旧活動を行い、市民の安全と安心に寄与することを目的として設立された NPO 法人であり、地方公営企業体が随意契約の締結が可能であると規定した地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号及び枚方市水道局随意契約事務処理要綱第 2 条別表区分 2 運用基準（４）に定める、国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約する場合に該当します。

また、本業務は、平日の夜間、土・日曜日及び上下水道局が定める休日の昼間並び

に夜間における通常勤務時間帯以外の漏水等による二次災害防止を目的とし、市内全域を対象とした漏水現場の確認及び応急処置が主たる業務となっています。

そのため、一業者との契約では迅速かつ適切な対応ができず、契約の目的を達成するのが困難と考えられ、上記業者は、市内全域の地形及び給水装置も熟知し、複数の指定工事店で構成されているので、豊富な知識、経験を持ち、また迅速かつ適切な対応が可能です。

したがって、上記業者と随意契約することにより、二次災害の防止及びお客さまへのサービス向上につながるものです。

以上により、上記業者と随意契約を締結するものです。

(出所：随意契約理由書。ただし、下線は監査人による追記)

この点、市が定める「随意契約事務処理要綱」（平成 25 年枚方市要綱第 42 号）の別表では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約することができるものとして、次のような場合が規定されている。

【図表 78】随意契約事務処理要綱

- | |
|---|
| <p>(1) 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない場合（この場合を例示すると、次に掲げるとおりとする。）</p> <p>① 特定の者だけしか持っていない物を購入するとき。</p> <p>② (以下、略)</p> <p>(2) 経験及び知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に特に精通したものと契約をする必要がある場合（この場合を例示すると、次に掲げるとおりとする。）</p> <p>① 特殊な技術、経験及び知識を必要とする研究調査を委託するとき。</p> <p>② (以下、略)</p> <p>(3) 市の行為を秘密にする必要がある場合</p> <p>(4) 国、地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をする場合</p> <p>(5) 運送又は保管の契約をする場合</p> <p>(6) 総数量の定めがなく、単価を主とする基本的事項を定めたにすぎない単価契約をする場合</p> <p>(7) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条（第 1 号から第 8 号まで、第 12 号及び第 22 号を除く。この場合において、同勅令第 11 号、第 13 号及び第 25 号中「国」とあるのは「市」と読み替える。）に該当する場合</p> |
|---|

(出所：随意契約事務処理要綱。ただし、下線は監査人による追記)

今回の「(特非) ひらかたし水道屋サービス」との特命随意契約は、上記の (4) による「国、地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をする場合」であるところ、

法人格としては特定非営利活動法人（NPO法人）であるものの、本件業務そのものが法人税法における「収益事業」に該当するものであり、当該NPO法人が「営利を目的としない法人」であるかが明確ではない⁶。また、本件業務について他の自治体では一般競争入札や公募型プロポーザル方式により業者が選定されている事例が散見される。

本件業務については、業務委託開始年度より他業者への見積り合わせを行った実績はなく、随意契約を締結しているとのことであるが、見積り合わせや入札による業者の選定も検討することが望まれる。

（８）事後調査業務の委託業者の選定について【意見 15】＜下水道事業＞

「楠葉野田地区家屋調査委託（事後）」は、「事前調査と同一の業者に委託することにより委託にかかる諸経費等が経済的であり、工事被害の有無をより正確に判断できるため」として、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号に規定されている競争入札に付することが不利と認められる場合として随意契約を締結している。

事前調査である「楠葉野田地区家屋調査委託（事前）」については指名競争入札により業者が選定されているものの、家屋の事前調査業務を委託した場合には、事後調査業務も委託することとなるため、事前調査業務に係る委託業者を選定する際に、事後調査業務も含めて業者を選定することが望まれる。

なお、当委託契約の他に 5 件の家屋調査業務委託（事後）が同じ理由で 6 号随意契約を締結している。

しかし、家屋の事前調査業務を委託した場合には、事後調査業務も委託することが前提となっていることから、事前調査業務に係る委託業者を選定する際に、事後調査業務も含めて業者を選定することが望まれる。

⁶ 特定非営利活動法人（NPO法人）は、株式会社と異なって配当等による剰余金の分配が認められていない点において「非営利」とされているが、請負業のような収益事業を行うことが可能である。なお、非営利性や公益性をより高めたNPO法人が「認定特定非営利活動法人」である。

2. 固定資産及び棚卸資産の管理について

(1) 建設仮勘定の滞留について【意見 16】＜上下水道事業＞

建設仮勘定の令和 5 年度末残高明細を確認したところ、設計等の委託業務の完了後の工事実施時期の見込みが不明瞭なものが散見された。次のものがその実施年度別の残高である。

【図表 79】建設仮勘定の滞留

(単位：円)

事業名	実施年度	委託料・工事請 負費等 (A)	事務費按分 (B)	計 (A+B)
水道	平成 17 年度	3,084,000	278,853	3,362,853
水道	平成 29 年度	7,732,000	720,169	8,452,169
水道	平成 30 年度	16,323,000	1,745,476	18,068,476
下水道	平成 30 年度	17,005,000	4,107,284	21,112,284
下水道	令和 1 年度	15,371,018	1,678,104	17,049,122
下水道	令和 2 年度	30,773,382	9,837,180	40,610,562
下水道	令和 3 年度	3,947,454	628,524	4,575,978

(出所：「建設仮勘定明細」より作成)

工事完了後固定資産として計上するために建設仮勘定に計上されている委託業務等であっても、対象工事の予定が変更となり当業務の利用見込みが低くなった場合や、委託業務完了後相当年数が経過し業務の成果の利用可能性が低くなった時点で建設仮勘定への計上を取りやめ、特別損失等で会計処理する必要がある。

そのため、今後工事実施の見込みが乏しいものについて精査した上で、建設仮勘定から取崩し、特別損失等として会計処理されたい。

3. その他の会計処理について

(1) 収益的支出か資本的支出か判別が困難な委託業務の会計処理について【意見 17】 ＜上下水道事業＞

業務委託費用について、収益的支出か資本的支出かを判断するにあたり、特にマニュアル等はなく発生年度の責任者や担当者の判断により会計処理を決定することから、結果として次のように同様の委託業務内容と想定されるにも関わらず、発生年度によって会計処理が異なる事例があった。

【図表 80】年度によって異なる判断

業務委託名	発生年度	契約金額	会計処理方法
下水道ストックマネジメント計画 (その2) 策定業務委託	令和5年度	57,090,000 円	収益的支出
枚方市下水道施設ストックマネジメント基本構想委託 (完了払金)	平成27年度	3,952,378 円	資本的支出

(出所:「委託契約一覧」、「建設仮勘定明細」より作成)

下水道施設ストックマネジメント基本構想委託(平成27年度執行)については、総務省「会計業務に関するQ&A集」によると、「固定資産全体に対する計画であるストックマネジメント計画を当年度に取得した固定資産の付随費用とすることは適当ではなく、調査費用、及び財源となる補助金の受入ともに3条で処理する方法が望ましい」とされているところである。しかし、市においては、その後の資本的支出に繋がるものであるということから、下水道施設ストックマネジメント基本構想委託を資本的支出(建設仮勘定)に計上している。

固定資産の取得原価(帳簿価額)に含める「付随費用」は、その資産の購入代価とその資産を事業の用に供するために直接要した費用とすることが原則である。そのため、固定資産との明確・直接的な関連性が乏しいものは、資本的支出として固定資産の取得原価に含めるのではなく、収益的支出として支出した年度の費用とすることが原則である。しかし、このような固定資産との明確・直接的な関連性の判断については、会計基準から即座に明確になっておらず、経理・決算担当者の判断によることも多い。

そこで、収益的支出か資本的支出かの判別が困難な業務委託内容については、業務マニュアル等により会計処理方法を明確化し、上下水道局としてのノウハウを伝承するとともに継続した方法を採用することが望まれる。

(2) 修繕引当金の計上について【意見 18】＜上下水道事業＞

市の企業会計では将来発生する修繕料の見込みとして、修繕引当金を計上している。この点、修繕引当金の計上金額の妥当性について確認したところ、令和4年度末修繕引

当金残高に対して令和5年度で次のとおり30%以上の乖離による戻入が発生していた。

【図表 81】修繕引当金の状況

(単位：円)

事業名	令和4年度末 修繕引当金残高	令和5年度 修繕引当金戻入額	乖離率
水道事業	100,000,000	30,500,000	30.5%
下水道事業	37,000,000	13,500,000	36.5%

(出所：枚方市水道事業会計決算書、枚方市下水道事業会計決算書より作成)

これらの乖離が発生した理由を所管課に確認したところ、令和5年度内に実際に修繕を発注できなかったものや、設計金額をもとに引当金の金額を試算したところ乖離が発生したものがあったことが要因であるとのことであった。

しかし、引当金はその設定要件として、①将来の特定の費用又は損失であること、②その発生が当期以前の事象に起因すること、③発生の可能性が高いこと、かつ、④その金額を合理的に見積ることができることが求められている。上記のように多額の乖離が発生している場合には、金額を合理的に見積ることができている状況とは言い難い。

このように修繕引当金の合理的な見積りは困難であるため、他団体においても平成26年度の公営企業会計の改訂後に修繕引当金の計上を取りやめた例も多い。

そこで、市においても修繕引当金の計上について要否を改めて検討されたい。また、修繕引当金の計上を取りやめる場合には、未執行の修繕等について予算の繰越が必要になると考えられ、他団体においても活用されている地方公営企業法第26条第2項による事故繰越を用いる等の対応を講じることが望まれる⁷。

⁷ 公営企業会計においては、収益的支出に係る予算を繰り越す手段が事故繰越以外にないという事情があることから、一般会計よりも柔軟に事故繰越が運用される事例も多く見受けられるところである。ただし、事故繰越の要件である「避けがたい事故」については、その範囲を明確にし、事故繰越の運用基準を整理することも重要である。また、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をしていることが必要であり、年度内に契約を行っていない場合等は事故繰越ができないことに留意されたい。

(3) 一般会計繰入金の計上区分について【意見 19】＜下水道事業＞

「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」（総財公第 99 号 平成 24 年 10 月 19 日）によると、下水道事業の勘定科目の例として次のものが挙げられている⁸。

【図表 82】公共下水道事業における勘定科目の例

款	項	目
下水道事業収益	営業収益	下水道使用料 雨水処理負担金 受託事業収益 その他営業収益
	営業外収益	受取利息及び配当金 他会計補助金 補助金 長期前受金戻入 雑収益
	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益

（出所：総務省「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」別紙 1 より作成）

ここで、一般会計からの繰入金について、雨水処理負担金に係る繰入金は営業収益に計上し、その他の繰入金は営業外収益（他会計補助金）に計上するものとして整理されている。また、決算統計の 40 表においても同様の考え方が踏襲され、収益勘定繰入金の基準内繰入については、営業収益には雨水処理負担金のみ計上され、そのほかは営業外収益として整理されている。その一方で、令和 5 年度の市の決算書及び繰入金の整理資料を確認すると、次のとおりである。

⁸ なお、当該通知では、「これを参考として、各地方公営企業において適切に勘定科目を区分するようお願いします。」とあり、必ずこの勘定科目を用いなければならないわけではない。

【図表 83】市における一般会計繰入金の会計処理（下水道事業）

項	目	繰入金の種類	基準 内外	金額 (単位：千円)
営業収益	他会計負担金	雨水処理負担金	内	948,024
		下水の水質規制に要する経費	内	711
		水洗便所の普及促進に要する経費	内	16,181
		流域下水道に係る高度処理費	内	60,770
		臨時財政特例債等に係る企業債の利子償還費	内	12,175
		流域下水道の建設に要する経費	内	29,380
		雨水施設に係る減価償却費等	外	691,063
		分流式下水道等に要する経費	内	1,075,482
営業外収益	他会計負担金	児童手当及び子ども手当分	内	2,044
	他会計補助金	下水道使用料減免分	外	109,118

総務省による通知及び決算統計では、一般会計繰入金のうち、上表の雨水処理負担金のみを営業収益に計上することが想定されているが、市の決算においては、雨水処理負担金以外の繰入金のほとんどについても営業収益として計上している⁹。

営業収益と営業外収益との計上区分が自治体ごとに異なると、営業損益と経常損益の利益区分の金額に入り繰りが生じることになり、財務の状況を適正に比較できなくなる恐れがある。そのため、一般会計からの繰入金について営業収益と営業外収益の区分をあらためて検討されたい。

⁹ その一方で、決算統計の入力に際しては、入力項目が明確にされていることなどから、市の決算書とは異なり、市は決算統計の分類にしたがって適切に入力している。

4. 財務諸表等における開示内容について

(1) その他の開示内容について【結果3】

その他の開示内容について次のとおりの事案が見られたため、今後適切に表示されたい。

【図表 84】その他の開示内容について

①	キャッシュ・フロー計算書上の表記その1<水道事業> 水道事業キャッシュ・フロー計算書の「利息の受取額」について、営業活動によるキャッシュ・フロー及び投資活動によるキャッシュ・フローにそれぞれ計上されている。本来はどちらか一方にのみ計上されるものであるため、「 <u>利息の受取額</u> 」のキャッシュ・フロー計算書における表記方法について検討されたい。
②	キャッシュ・フロー計算書上の表記その2<上下水道事業> <u>水道事業キャッシュ・フロー計算書及び下水道キャッシュ・フロー計算書の投資活動によるキャッシュ・フローにおいて、「未払金の増減額（△は減少）」が開示されているが、本来は独立して記載せずに「有形固定資産の取得による支出」や「有価証券の取得による支出」等に含めて開示すべき内容であるため、関連する内容に含めて開示されたい。</u>
③	注記における表記<水道事業> 水道事業において、固定資産台帳上の耐用年数は、ダム使用权の固定資産台帳で登録されている耐用年数は56年のみであるが、水道事業会計決算の「重要な会計方針及び財務諸表注記」では55年と開示されており、両者に不整合が見られる。 <u>ダム使用权の耐用年数について改めて、精査し適正に開示されたい。</u>
④	貸借対照表上の表記<上下水道事業> 貸借対照表の「5. 繰延収益」（長期前受金）の内訳として水道事業及び下水道事業のいずれも「その他資本剰余金」が記載されているが、市へのヒアリングによると、内容は一般会計からの繰入金とのことであった。 <u>「その他資本剰余金」は本来、資本科目であり、繰延収益の内訳科目として適切な表記ではないため、貸借対照表上、適切な科目表記に改められたい。</u>

5. 消費税の確定申告について

(1) 企業債償還金等に係る一般会計繰入金の会計処理について【意見 20】＜下水道事業＞

地方公営企業は、課税売上が 1,000 万円を超える場合などにおいて消費税法上の納税義務者に該当し、確定申告書の提出を要する。ただし、国や地方公共団体から財政的な援助を受けることが多いなど、公共性が強い団体については、その特殊性が考慮され、消費税法の特例が設けられている。特に公営企業会計に対しては、主に次の特例が設けられている。

【図表 85】公営企業会計における消費税の主な特例

特例	内容
会計単位の特例	法人単位ではなく、会計単位によって消費税を申告・納付する。
特定収入に係る仕入控除税額の計算の特例	補助金・他会計繰入金などの特定収入（対価性のない収入）によって賄われる課税仕入れ等について、最終消費的な性格を持つことから、仕入控除税額から除外する。ただし、特定収入割合（＝特定収入の合計額÷（課税売上高（税抜き）＋免税売上高＋非課税売上高＋国外売上高＋特定収入の合計額））が 5 % 以下の場合、当該調整は不要
申告・納付期限の特例	課税期間終了後、3 か月以内に確定申告及び納税を行う。

（出所：国税庁「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」より作成）

このうち、「特定収入に係る仕入控除税額の計算の特例」については、この特例が適用されることによって、仕入控除税額から「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」が除外され、消費税¹⁰の納付額を増加させる。

【図表 86】特定収入に係る仕入控除税額の計算の特例

＜特例の適用がない場合＞

消費税納付額＝売上に係る消費税－仕入控除税額

¹⁰ 正確には国税たる「消費税」と「地方消費税」を合わせた「消費税及び地方消費税」と記載することが正しいが、報告書の読みやすさの観点から単に「消費税」と表記する（以下、同様）。

＜特定収入に係る仕入控除税額の計算の特例の適用がある場合＞

消費税納付額＝売上げに係る消費税額

－（調整前の仕入控除税額－特定収入に係る課税仕入れ等の税額）

（出所：国税庁「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」より作成）

「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」として調整を要する金額については、補助金・他会計繰入金などの「特定収入」（対価性のない収入）によって賄われる課税仕入れ等であるが、この「特定収入」から出資金による収入は除外される（消費税法第 60 条、消費税法施行令第 75 条等）。

下水道事業会計は、国による補助金や一般会計からの繰入金といった特定収入が水道事業と比べて多額になり、一般的にこの特定収入による調整額が多くなる傾向にある。そこで他自治体の下水道においては、地方公営企業法の適用に際して、企業債償還金に係る一般会計繰入金などの資金的収入に計上する繰入金を「出資金」として受けることによって、当該繰入金を特定収入から除外するという「節税メリット」を狙う例もある。

このような「出資金」は、下水道事業に地方公営企業法を適用することによって、いわばひとつの「企業体」として存在することになり、可能になるものである。また、このような出資金の会計処理については、次のとおり、地方公営企業法第 17 条の 2 及び同第 18 条によって地方公営企業法によっても認められているところである¹¹。

【図表 87】地方公営企業法における繰入金の会計処理の規程

（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企

¹¹ 公営企業法第 17 条の 2 及び同第 18 条の違いについて、公営企業法第 17 条の 2 にもとづく出資金は、経費の負担の原則によるものであり、総務省による繰出基準による企業債償還金に係る一般会計繰入金は同条によるものと理解される。その一方で、同第 18 条による出資金は、経費の負担の原則以外による任意の繰入金であり、その場合は利益の状況に応じ、納付金を一般会計に納付することになる。そのため、本意見の対象である企業債償還金等に係る一般会計繰入金は公営企業法第 17 条の 2 に基づくものである。

業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(出資)

第十八条 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

(出所：地方公営企業法。ただし、下線は監査人が追記)

この点、市は、企業債償還金に係る一般会計繰入金を出資金にせずに「他会計負担金」(長期前受金)として資本的収入に計上している。

市による会計処理はひとつの判断の結果として法令等に違反するものではないが、監査人が令和5年度決算に基づき納税額を試算したところ、仮に一般会計からの繰入金のうち、資本的収入である企業債償還金等に係る部分(約683百万円)を出資金として収入し、特定収入から除外することとした場合、消費税の納付額がおよそ55百万円減らすことができると見込まれた。

管渠など固定資産の老朽化が進み、更新投資による資金需要が増大していくことが見込まれる中において、少しでも市民負担を減らすために、より一層の財源確保を検討することは重要性を増している。そのため、当該企業債償還金に係る一般会計繰入金の会計処理について再考に値すると考えられ、地方公営企業法第17条の2に基づき、企業債償還金に係る一般会計繰入金を出資金として収入することを改めて検討されたい。

(2) 特定収入の使途の整理について【意見21】<水道事業>

前述の【意見20】のとおり、公営企業会計の消費税確定申告においては特定収入の取扱いによって納税額が大きく変わる可能性がある。

特定収入とは、対価性のない収入によって賄われる課税仕入れ等の金額(前述の出資金等を除く)である。この考えによると、対価性のない収入である一般会計繰入金を課税仕入に充てた場合には特定収入に該当し、非課税仕入や不課税仕入に充てた場合には特定収入に該当しないことを意味する。

つまり、対価性のない収入である一般会計繰入金を課税仕入に充てたのか、非課税仕入又は不課税仕入に充てたのかが重要になる。ここで、消費税法基本通達16-2-2によると、法令又は交付要綱等によって使途が明らかにされている場合にはその定めに従って使途を整理するが、その一方で、法令又は交付要綱等によって使途が明らかでない場合には決算書等の文書でその使途を明らかにすることによって使途を特定できるとされている。

この点、市の水道事業会計は、一般会計繰入金のうちコロナ対策分623,881,029円について、法令又は交付要綱等によって使途が明らかにされていないことから、決算書に

においてその用途を明記しているところである。具体的には、コロナ対策分の一般会計繰入金 623,881,029 円のうち、247,878,778 円を課税仕入に充てたとして特定収入に計上している。

当該特定収入に整理した金額の算定方法について市に確認したところ、過去の繰入金の用途等を参考にして所轄税務署に相談の上、決定したとのことであった。

また、市の水道事業会計は、当該特定収入の金額の大きさもあり、令和 5 年度においては特定収入割合が 5 % を超え、消費税確定申告において仕入控除税額の調整計算を要することになった。

しかし、監査人が試算したところ、仮に、コロナ対策分の一般会計繰入金 623,881,029 円を人件費や減価償却費などの非課税仕入又は不課税仕入に充てたことと整理した場合、特定収入割合が 5 % 以下になり、仕入控除税額の調整計算が不要になることが分かった。

監査人による試算によると、仕入控除税額の調整計算が不要になる場合、消費税納付額が約 35 百万円減額されることが見込まれ、非常に有利な納税額計算になる。これまでの消費税確定申告における特定収入の用途の整理方法もひとつの手法として認められるところであるが、今後の財源確保のため、一般会計繰入金の用途の整理方法について財源確保の面から改めて検討されたい。

（３）確定申告書における売上げに係る対価の返還等の記載誤りについて【結果 4】＜上下水道事業＞

売上げに係る対価の返還があった場合には、消費税確定申告書において通常の「仕入税額」とは区分して「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額」に記載する必要がある。

この点、市においては使用料の還付があったものの消費税額について、「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額」に記載せずに「仕入税額」に記載していた。

使用料の還付にかかる消費税額を「仕入税額」に記載した場合には、税額計算上、控除される「控除対象仕入税額」は「課税売上割合」を乗じた金額に減額されるため、納税額が微増することになる。

そのため、使用料の還付等の売上げに係る対価の返還にかかる消費税額は、確定申告書の「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額」に適正に記載されたい。

（４）決算・消費税確定申告作業の簡素化とノウハウ向上、引継ぎについて【意見 22】＜上下水道事業＞

これまで記載したとおり、消費税確定申告において一部誤りがあるなど、特定収入の整理に積極的な財源確保の面から改善の余地が見られる。

この点、本監査に際して、上下水道財務課において作成されている消費税計算シート

や決算作業シートを確認したが、消費税だけでも過去の税制改正が行われる度に過去のシートへの追加・改編が繰り返し行われた結果、作業用シートが非常に複雑になっていた。

そのため、決算・消費税確定申告作業が相当程度、担当者に負担のかかるものになり、数値を作ることに多くの時間と労力を要している状況であった。

また、決算・消費税確定申告作業の全体像を理解しているのは限られた職員という状況も見受けられた。全体像を理解している職員が少ないということは複数名による相互確認ということが十分にできずに、決算の誤り等に繋がりをうる。

そのため、決算・消費税確定申告作業の理解可能性が向上するように消費税計算シートや決算作業シートを分かりやすく抜本的に作り変え、決算・消費税確定申告作業を簡素化されたい。また、同時に担当職員のノウハウ向上、引継ぎ体制についても検討されたい。

（５）免税事業者等との取引による市の消費税額の負担増について【意見 23】＜上下水道事業＞

令和 5 年 10 月 1 日から消費税法等の一部改正により、適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」という。）が導入された。インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」という。）からの課税仕入れについては、仕入税額控除を行うことができないこととされている。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられており、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までは、免税事業者等からの課税仕入れであってもその消費税額の 80%を仕入税額として控除することができる。

この点、令和 5 年 10 月 1 日からの令和 5 年度中の免税事業者等との取引は、市の水道事業において 14,586 円（うち消費税 1,326 円）、市の下水道事業において 2,469,908 円（うち消費税 224,537 円）発生している¹²。これらの消費税のうち 20%が納税額計算上、仕入税額として控除できず、単純計算で 45 千円ほど市の消費税負担の増になる。現状においては、上下水道局における消費税負担の影響額は 45 千円ほどにとどまっているが、今後、インボイス制度における経過措置が段階的に廃止され、影響額は増大していくと見込まれる¹³。

免税事業者等を入札に参加させないことは総務省による技術的助言（総行行第 273 号

¹² 免税事業者等との取引については、燃料の購入や修繕等である。

¹³ 令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで仕入税額相当額の 50%になり、それ以降は経過措置がなくなる予定。

(令和4年10月7日))によって禁止されており、インボイス制度への対応を行うかどうかは各事業者の意思によるところである。しかし、現状の市の取扱いは、この総務省の技術的助言に従っているが、市内事業者の育成等の観点から参加業者を市内事業者に限定するなどして入札・見積りを行っているものである。

そこで、今後、消費税負担の影響額が増大していく可能性に鑑みると、消費税納税義務のある上下水道事業においては免税事業者等の小規模事業者以外にも広く入札・見積り参加者を募るなど、インボイス制度を踏まえた対応方針について検討されたい。

6. 情報セキュリティについて

(1) 情報セキュリティ対策への自己点検について【結果5】＜上下水道事業＞

市の上下水道局で使用しているシステムは次のとおりである。

【図表 88】情報セキュリティ対策への自己点検について

システム名	所管課	システムの概要
上下水道局財務会計システム	上下水道財務課	上下水道局における財務会計システム
上下水道料金システム	上下水道財務課	水道料金・下水道使用料の調定、請求、収納、滞納情報の管理システム
下水道受益者負担金システム	上下水道財務課	受益者負担金の調定、収納情報の管理及び納付書等の出力システム
水道工事設計積算・CADシステム	上水道工務課	上水道工事の設計積算・図面作成システム
下水道施設設備台帳システム	下水道施設維持課	下水道施設の設備台帳、及び維持管理データを一元化したシステム
土木工事積算システム	令和5年度は汚水整備課 (現：下水道整備課) (市長部局と隔年交代で所管)	工事費及び委託費算出のための設計書作成システム
水洗化管理システム	下水道管理課	排水設備関連業務の管理システム

上記各システムに対して、「枚方市情報セキュリティポリシー」では次のとおり情報セキュリティ対策の実施状況について定期的な自己点検を求めている。

【図表 89】枚方市情報セキュリティポリシー（抜粋）

9. 2 自己点検

（１）システム統括管理者及びシステム管理者、データ管理責任者は、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順が遵守されているか、または情報セキュリティ対策の実施状況について、定期的に又は必要に応じて、自己点検を実施しなければならない。

（２）報告

自己点検を行った場合は、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策を情報セキュリティ責任者（ＣＩＳＯ）に対して報告しなければならない。

（３）自己点検結果の活用

① 職員等は、自己点検の結果に基づき、自己の業務の範囲内で改善を図らなければならない。

② 自己点検結果の報告等により、情報セキュリティポリシー、その他情報セキュリティ対策の見直しが必要な場合は、速やかに見直しを行うものとする。

（出所：「枚方市情報セキュリティポリシー」）

上記の「システム統括管理者」は、市長部局の総合政策部ＤＸ推進課長が想定されており、また、「システム管理者」及び「データ管理責任者」は、実際に各システムを所管又は運用する上下水道局の各所管課長が想定されている¹⁴。また、自己点検の方法としては、各システムのセキュリティに関するアンケート形式のセルフチェックシートが想定されているとのことであったが、セルフチェックシートによる自己点検を行ったことはないとのことであった。

そのため、情報セキュリティポリシーに則り、セルフチェックシートによる自己点検を定期的又は必要に応じて実施されたい。

¹⁴ 枚方市情報セキュリティポリシー「２ 管理体制」より。

(2) システムの各種ログの取得、点検等について【意見 24】＜上下水道事業＞

「枚方市情報セキュリティポリシー」では次のとおり各システムの各種ログの取得、保管、点検または分析等を求めている。

【図表 90】枚方市情報セキュリティポリシー（抜粋）

6 技術的セキュリティ対策
6. 1 サーバ等及びネットワークの管理
(6) アクセス記録等の各種ログの取得等
① システム統括管理者及びシステム管理者は、所管する情報システムのアクセス記録等の各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。
② システム統括管理者及びシステム管理者は、ログとして取得する項目、保存期間、取扱方法及び取得できなくなった場合の対処等について定め、適正にログを管理しなければならない。
③ システム統括管理者及びシステム管理者は、取得したログを定期的に点検又は分析する機能を設け、必要に応じて悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析を実施しなければならない。

(出所：「枚方市情報セキュリティポリシー」)

しかし、実際に各種ログを取得の上、点検等を行っているシステムは財務会計システムのみであった。これは、過去に調査対象の事案が発生していないことが理由であったが、点検を行うことの意義は、問題が起こっていないことを確認することや点検を行うことによるけん制機能にあると考えられる。また、「枚方市情報セキュリティポリシー」を所管する市長部局の総合政策部DX推進課によると、定期的な点検が推奨されていた。

実際に点検を行っている財務会計システムについては、財務会計サーバのイベントログを定期的に確認しているとのことであり、財務会計システム以外のシステムについても「枚方市情報セキュリティポリシー」に則り、悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析の実施を検討されたい。

(3) 情報セキュリティ対策に対する監査結果への対応について【意見 25】＜下水道事業＞

次の「枚方市情報セキュリティポリシー」に基づき行われている令和元年度の情報セキュリティ監査において、下水道施設維持課は次の指摘を受けている。

【図表 91】情報セキュリティ対策に対する監査結果

枚方市情報セキュリティポリシー
9 評価・見直し
9. 1 監査
(1) 監査の実施
情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順が遵守されているか、または情報セキュリティ対策の実施状況について、定期的に又は必要に応じて、別に定める規定に基づき、監査を行うものとする。

準拠すべき基準/参考とした情報	枚方市情報セキュリティポリシー 5. 4 ID及びパスワード等の管理 (3) パスワードの取扱い 職員等は、自己の管理するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。 ①パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。 ②パスワードを記載したメモを作成してはならない。 ③パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。 ④パスワードが流出したおそれがある場合には、パスワードを速やかに変更しなければならない。 ⑤複数の情報システムを扱う職員等は、同一のパスワードをシステム間で用いてはならない。
監査結果及び指摘事項	【監査結果】 システム担当者が管理。管理台帳は紙ベースにて保管し、誰でも閲覧可能。 【指摘事項】 各システム利用者のID／パスワードが誰でも閲覧できる状態となっている。
根拠となる証拠資料	ヒアリング及び監査員の視認(実機確認)
所見	各システム利用者のID／パスワードを紙に出力し、誰でも閲覧できる状態としているため、施錠可能なキャビネットに保管する等、適正に管理すべき。

(出所：令和元年度 監査結果報告書)

上記監査結果に対して、下水道施設維持課では改善・是正結果報告書において「施錠する部屋の本棚に保管し適正に管理する」との改善案を報告している。

しかし、上記の部屋は局内の職員は許可なしに入室する事はできないが、課内職員については適宜入室可能とのことであった。上記監査結果はシステム担当者以外の目に触れない環境で、ID及びパスワードを保管するように改善することを意図していると考えられる。

そのため、システム担当者以外が自由に閲覧できない環境でID及びパスワードを保管するように改善することが望まれる。

おわりに

令和6年度における包括外部監査は、「上下水道事業に係る財務事務の執行について」をテーマに実施した。

監査の結果及び意見の総括については「第3 上下水道事業に関する監査の結果及び意見(総括)」に記載したとおりであるが令和6年度における包括外部監査においては、特に、水道事業においては「料金回収率」、下水道事業においては「経費回収率」という、「独立採算」の目安になる指標に着目し、投資や経費の効率化や水道料金・下水道使用料の持続可能性などについて留意して監査を実施した。

本監査は、大きくは「経営管理」と「業務・会計管理」とに分けて進めた。市の上下水道事業においては上下水道局としての組織一体化を活かし、各種計画策定を含めて事務を極力、職員で行うこととしているなど、市職員の知見を高める姿勢は評価できるものであった。ただし、「経営管理」と「業務・会計管理」のそれぞれにおいて市の上下水道事業に関して、専門的知見や市民から見た分かりやすさの面などからの課題が見受けられたところであり、短期的・中長期的に対応する課題を選別しつつも、出来る限り早期の対応を期待したい。

加えて、上水道事業と下水道事業は、市民の暮らしや経済活動を支える根幹的なインフラをなすものであるが、近年、人口減少社会の進展に伴って料金収入の増加が期待できない中で、老朽化に伴う施設の大量更新の時期をむかえようとしており、今後の両事業の経営環境は一層の厳しさを増すものと考えられる。このような中で、枚方市においては、令和6年3月には枚方市水道事業経営戦略及び枚方市下水道事業経営戦略の中間見直しが行われているところであるが、これらの経営戦略に基づく成果を具体的に上げるためには、計画と実績を比較検証し、PDCAサイクルを徹底して行うことは当然のこととして、地方公営企業としての独立採算と収支均衡をより一層意識し、両事業の経営に取り組んでいくことを求めたい。

そこで、市の上下水道事業が独立採算と収支均衡に基づく経営に取り組むに際し、押さえておかなければならない大きな課題を改めて次に挙げておく。

① 施設の更新

上水道事業及び下水道事業は、共に、かつての高度経済成長社会の進展から続いてきた人口増に対応するために設備投資を行ってきた経緯があるものの、今後、人口減少が進む中では、現に存する施設のすべてを更新しては供給能力や処理能力が過大になることは想像に難くない。その一方で、今後、近い将来に発生するであろう東南海地震を想定するならば、その備えの一環として各施設にバックアップ的な機能を持たせる、施設の一部の輻輳化を図る等、災害発生時における一定の余力もみておかなければならない。その上で、各施設の更新に際しては多大な費用を要することから、今後の需要を的確に予測し、更新周期の延長やダウンサイジングも含め、適正な施設更新が求められる。

② 人口減少を見据えた収益の確保

水道事業における令和5年度の営業収益の合計は5,006百万円であり、そのうち給水収益（水道料金）が4,981百万円と99.5%を占めている。また、下水道事業における令和5年度の営業収益の合計は8,723百万円であり、そのうち下水道使用料が5,803百万円と66.5%を占めている。その一方で、市の人口は、令和2年2月に公表されている「枚方市人口推計調査について」によると、今から、15年後の令和21年までに令和元年比で約49,600人（約12.3%）、25年後の令和31年度までに令和元年比で約87,600人（約21.8%）減少することが見込まれており、上水道事業及び下水道事業ともに、独立採算と収支均衡の観点からは、支出の抑制は当然のこととして、収益の確保が極めて重要となってくる。

末尾になるが、今回の監査への対応を一過性のものにせずに、市職員のノウハウの引き続きの向上に努められたい。市の上下水道事業の持続的な発展・改善のため、今般の包括外部監査の結果及び意見に対して、市職員が議論を重ね、より良い措置が行われることを期待する。

以 上

巻末資料

1. 経営管理に関する監査の結果及び意見（概要一覧）

上下水道事業の経営管理に関する本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は次のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書本編を参照されたい。

【図表 92】 監査の結果及び意見の概要（経営管理関係）

結果 番号	意見 番号	指摘の題名	指摘の内容
【1. 経営戦略における投資・財政計画について】			
—	1	投資・財政計画のより一層の活用について<上下水道事業>	経営環境が急激に変化する現代において、上下水道事業の経営判断を専門家や市民等とともに適時に行っていくために、毎年度の決算を反映して更新（ローリング）した投資・財政計画を経営審議会への報告資料として活用するなど、投資・財政計画の更なる活用に向けた取組みを進めることが望まれる。
—	2	人口推計の前提条件について<水道事業>	経営戦略における人口推計の前提条件について、市民・議会などの経営戦略の利用者に誤解を与えないような表現とするように検討されたい。
—	3	長期前受金戻入の算定について	投資・財政計画の前提条件を確認したところ、長期前受金戻入の算定において、次のとおり、改善の余地がある事項が発見された。 【投資・財政計画における長期前受金戻入の算定誤り等】 ○改善検討事項①<水道事業>： 長期前受金戻入の残存価額と耐用年数について、固定資産種別に関わらず、残存価額 10%、耐用年数 50 年で一律設定されている ○改善検討事項②<下水道事業>： 長期前受金戻入の対象財源について、一部の国庫補助金が長期前受金に計上されていない

			○改善検討事項③＜上下水道事業＞： 資産減耗費に対応する長期前受金戻入について、資産減耗費に対応する長期前受金戻入の計上がされていない ○改善検討事項④＜上下水道事業＞： 特定収入に係る仮払消費税について、投資の財源（長期前受金）の税抜き処理がされていない 改善検討事項②については計算誤りによるものであり、次回改定時においては修正されることが望ましい。その一方で、改善検討事項①・③・④については、一定の前提条件に基づいた試算という投資・財政計画の性質から、どこまで精緻に行うかは団体判断によるが、より実態に近い投資・財政計画策定のためには実務上可能な限り反映することが望ましい。そこで、次回見直し時において、長期前受金戻入の算定の前提条件と計算方法について改めて検討されたい。
【 2. 経営戦略における目標及び事業の進捗管理について】			
—	4	経営戦略における目標設定について＜上下水道事業＞	経営戦略は、投資財政計画という事業の持続可能性を測る「経営」の根幹たるものを含む計画であるため、財務面及び投資面それぞれに関する数値目標を選択・設置し、実績値とあわせて経営戦略に記載することが望ましい。
—	5	市の課題に対応した優先度に基づく投資計画の進捗管理について＜上下水道事業＞	経営戦略以外の各種計画を含めて経営上の目標指標として定められているもののうち、水道事業における導水管耐震化率や送水管耐震化率及び下水道事業における主要な雨水幹線管渠の整備率など計画策定時からの進捗があまり見られない指標が見受けられた。 水道事業及び下水道事業が直面する課題に対応しながら、優先度に基づく投資計画を推進していく必要があり、その進捗状況が分かるような指標と数値目標の設定に努められたい。
【 3. 経営戦略における経費回収率の向上に向けたロードマップについて】			
—	6	国が求める経費回収率の向上に向け	外部財源の確保としての国庫補助金を確実に獲得し、市民負担を減らすために、近隣市町村の動向など

		たロードマップの記載要件への対応について＜下水道事業＞	の他事例も参考にしながら、ロードマップのより一層の充実化を図りたい。
【４．官民連携（ＰＰＰ／ＰＦＩ）の推進について】			
—	7	「ウォーターＰＰＰ」の導入推進について＜下水道事業＞	市では、「ウォーターＰＰＰ」の導入について、現状では具体的な検討が出来ていないが、下水道事業において、令和９年度以降も「社会資本整備総合交付金」の対象となる事業が発生する見通しであるため、情報収集や具体的な検討を早めに進めていく必要があるとしている。この点、大阪府流域下水道や近隣他団体との連携も含めて、より一層の具体的な検討を進めていくことが望まれる。
—	8	中宮浄水場更新事業の進捗について＜水道事業＞	大地震の発生が近い将来想定されている状況下において当初の計画どおりの事業遂行をしていくことは望ましいとは考えられるが、無理のない工事を進めるための着実な事業遂行に向けて工期延長なども視野に本事業を受託している共同企業体と協議を行われたい。
【５．水道料金及び下水道使用料のあり方について】			
—	9	人口減少社会により一層対応した料金体系への中長期的な移行について	昨今、市が直面している人口減少社会への対応という課題は、全国的にも多くの自治体が直面している課題であり、監査人として専門的見地から他団体における動向も踏まえながら、次の点について意見を述べるものとする。市においても市議会や経営審議会等での議論を経ながら、中長期的に検討されたい。 <u>（ア）水道料金の見直し時期・水準等の検討について</u> <u>＜水道事業＞</u> 令和１０年度に見込まれる当期純利益の赤字に対応すべく、水道料金の見直し時期・水準を検討することが望まれる。また、検討に際しては、収益性に加えて資金残高の確保や企業債水準の抑制といった視点に基づき行うとともに、次回の料金見直し水準だけではなく、計画的な料金水準適正化の観点から、中長期的な料金水準のあり方に

			ついてできるだけ早期に検討を開始することが望まれる。 <u>(イ) 経営環境の変化に強い料金（使用料）体系について<上下水道事業></u> 料金（使用料）の見直しにあたっては、料金の総額だけでなく、特に基本料金（使用料）収入割合の向上という点から、基本料金と従量料金のバランスといった料金体系のあり方についても十分に検討し、経営環境が悪化するなかで有収水量減少の影響を受けにくい料金体系を実現することが望まれる。 <u>(ウ) 公平性を確保した水道料金使用料体系について<水道事業></u> 現在の市の水道料金体系については、次の課題が見られる。料金体系のあり方についても十分に検討し、公平性の確保された料金体系を実現することが望まれる。 ① <u>口径 13mm・口径 20mm・口径 25mm の使用料体系</u> 口径 13mm・口径 20mm・口径 25mm については、主に一般家庭を想定して同一の使用料体系が設定されているが、事業用利用が比較的多い口径 25 mm の従量料金については、異なる使用料体系の設定の検討が望まれる。 ② <u>口径 40 mm 以上の従量料金の設定</u> 口径別に異なる従量料金が設定されていることから、本来は水の利用に応じて負担すべき従量料金が、同量の水を利用した場合であっても口径により大きな差が生じるものとなっている。利用者にも非常に複雑で、理解しにくい料金体系となっている。
--	--	--	--

			(エ)大口需要者割引制度の見直しについて<水道事業> 次回の料金改定に併せて、目的と効果、公平性の確保といった観点から制度を検証し、見直されることが望まれる。なお、大口需要者の水需要の喚起や、地下水利用への移行抑止を目的とするのであれば、一定水量以上の利用者について従量料金単価を引き下げる逦増逦減型従量料金制度の導入や、地下水を主水源として利用しながら水道を予備水源として確保する利用者から適正な料金負担を求めるような基本料金の見直しといった水道料金体系の見直しにより実現を図ることも考えられる点に留意されたい。
--	--	--	---

2. 業務・会計管理に関する監査の結果及び意見（概要一覧）

上下水道事業の業務・会計管理に関する本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は次のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書本編を参照されたい。

【図表 93】 監査の結果及び意見の概要（業務・会計管理関係）

結果 番号	意見 番号	指摘の題名	指摘の内容
【1. 契約管理について】			
—	10	特命随意契約の理由の公表について<上下水道事業>	情報公開の観点から、特命随意契約の理由についても市ホームページにおいて早期に公表できるように、市の契約検査課と協議して検討されたい。
—	11	業務委託契約書に係る仕様書の管理について<上下水道事業>	業務委託契約書の一部となっている仕様書を明示し、業務委託者及び受託者の権利義務を明確化するために、袋綴じその他の方法により契約書と仕様書を一体化し、業務委託者と受託者でその内容を共有することが望まれる。
1	—	枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書について<上下水道事業>	枚方市暴力団排除条例に基づき、競争入札参加資格申請時に、誓約した日付が記載された暴力団排除に関する誓約書を入手することを徹底されたい。
2	—	個人情報保護に関する誓約書の更新について<下水道事業>	令和5年4月1日から「枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例」が施行されたことに伴い「枚方市個人情報保護条例」は同日に廃止されており、根拠条例の誤りがある状況であった。 そのため、受託業者にとっても遵守すべき法令、条例や規則を確認することも当然に必要であることから、誓約書に記載する条例それらの名称は正しく記載されたい。
—	12	特命随意契約の契約金額の妥当性の検証について<上下水道事業>	特命随意契約について、見積書のより詳細な内訳や明細の提示を求めたり、内部積算により価格の妥当性を検証する等により契約金額の妥当性を検証することが望まれる。

—	13	エレベータ点検委託業者の選定について<水道事業>	複数者による受注可能性が考えられるため、入札や見積り合せにより業者を選定することが望まれる。
—	14	宿日直業務委託の委託業者の選定について<水道事業>	本件業務については、業務委託開始年度より他業者へのお見積り合わせを行った実績はなく、随意契約を締結しているとのことであるが、お見積り合わせや入札による業者の選定も検討することが望まれる。
—	15	事後調査業務の委託業者の選定について<下水道事業>	家屋の事前調査業務を委託した場合には、事後調査業務も委託することが前提となっていることから、事前調査業務に係る委託業者を選定する際に、事後調査業務も含めて業者を選定することが望まれる。
【2. 固定資産及び棚卸資産の管理について】			
—	16	建設仮勘定の滞留について<上下水道事業>	今後工事実施の見込みが乏しいものについて精査したうえで、建設仮勘定から取崩し、特別損失等として会計処理されたい。
【3. その他の会計処理について】			
—	17	収益的支出か資本的支出か判別が困難な委託業務の会計処理について<上下水共通>	収益的支出か資本的支出かの判別が困難な業務委託内容については、業務マニュアル等により会計処理方法を明確化し、上下水道局としてのノウハウを伝承するとともに継続した方法を採用することが望まれる。
—	18	修繕引当金の計上について<上下水道事業>	引当金の計上要件である「金額を合理的に見積る」ことが難しい修繕引当金の計上について、その可否を改めて検討されたい。また、修繕引当金の計上を取りやめる場合には、未執行の修繕等について予算の繰越が必要になると考えられ、他団体においても活用されている地方公営企業法第26条第2項による事故繰越を用いる等の対応を講じることが望まれる。
—	19	一般会計繰入金の計上区分について<下水道事業>	営業収益と営業外収益との計上区分が自治体ごとに異なると、営業損益と経常損益の利益区分の金額に入り繰りが生じることになり、財務の状況を適正に比較できなくなる恐れがある。そのため、一般会計からの繰入金について営業収益と営

			業外収益の区分をあらためて検討されたい。
【 4. 財務諸表等における開示内容について】			
3	—	その他の開示内容について	①キャッシュ・フロー計算書その1＜水道事業＞ 「利息の受取額」のキャッシュ・フロー計算書における表記方法について検討されたい。 ②キャッシュ・フロー計算書その2＜上下水道共通＞ 水道事業キャッシュ・フロー計算書及び下水道キャッシュ・フロー計算書の投資活動によるキャッシュ・フローにおいて、「未払金の増減額（△は減少）」が開示されているが、本来は独立して記載せずに「有形固定資産の取得による支出」や「有価証券の取得による支出」等に含めて開示すべき内容であるため、関連する内容に含めて開示されたい。 ③注記における表記＜水道事業＞ ダム使用权の耐用年数について改めて、精査し適正に開示されたい。 ④貸借対照表＜上下水道事業＞ 「その他資本剰余金」は本来、資本科目であり、長期前受金（繰延収益）の内訳科目として適切な表記ではないため、貸借対照表上、適切な科目表記に改められたい。
【 5. 消費税の確定申告について】			
—	20	企業債償還金等に係る一般会計繰入金の会計処理について＜下水道事業＞	管渠など固定資産の老朽化が進み、更新投資による資金需要が増大していくことが見込まれる中において、少しでも市民負担を減らすために、より一層の財源確保を検討することは重要性を増している。 地方公営企業法第17条の2に基づき、企業債償還金に係る一般会計繰入金を出資金として収入することを改めて検討されたい。

—	21	特定収入の使途の整理について<水道事業>	今後の財源確保のため、一般会計繰入金の使途の整理方法について財源確保の面から改めて検討されたい。
4	—	確定申告書における売上げに係る対価の返還等の記載誤りについて<上下水道事業>	使用料の還付等の売上げに係る対価の返還にかかる消費税額は、確定申告書の「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額」に適正に記載されたい。
—	22	決算・消費税確定申告作業の簡素化とノウハウ向上、引継ぎについて<上下水道事業>	決算・消費税確定申告作業の理解可能性が向上するように消費税計算シートや決算作業シートを分かりやすく抜本的に作り変え、決算・消費税確定申告作業を簡素化されたい。また、同時に担当職員のノウハウ向上、引継ぎ体制についても検討されたい。
—	23	免税事業者等との取引による市の消費税額の負担増について<上下水道事業>	今後、消費税負担の影響額が増大していく可能性に鑑みると、消費税納税義務のある上下水道事業においては免税事業者等の小規模事業者以外にも広く入札・見積り参加者を募るなど、インボイス制度を踏まえた対応方針について検討されたい。
【6. 情報セキュリティについて】			
5	—	情報セキュリティ対策への自己点検について<上下水道事業>	情報セキュリティポリシーに則り、セルフチェックシートによる自己点検を定期的又は必要に応じて実施されたい。
—	24	システムの各種ログの取得、点検等について<上下水道事業>	財務会計システム以外のシステムについても「枚方市情報セキュリティポリシー」に則り、悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析の実施を検討されたい。
—	25	情報セキュリティ対策に対する監査結果への対応について<下水道事業>	システム担当者以外が自由に閲覧できない環境でID及びパスワードを保管するように改善することが望まれる。

3. 用語集

公営企業会計等に関する用語については次を参照されたい。

【図表 94】用語集

A～Z	
PPP／PFI	「PFI (Private Finance Initiative)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指す。 民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施する。 また、「PPP (Public Private Partnership)」は、このPFIを含めた官民連携の手法。
あ行	
営業外収益	営業活動以外によって生じる収益のこと。受取利息や長期前受金戻入などが挙げられる。
営業外費用	営業活動以外によって生じる費用のこと。企業債の利息などが挙げられる。
営業収益	上下水道事業の本業たる上下水道の使用料収入（水道料金及び下水道使用料）など、営業活動によって生じる収益のこと。
営業費用	営業活動に必要な費用のこと。人件費、維持管理費や減価償却費などが挙げられる。
営業利益（損失）	営業活動によって生じる利益（損失）のこと。営業収益から営業費用を差し引いた額。
か行	
企業債残高対事業規模比率	使用料収入等に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標のこと。
繰入金	公営企業の事業のために必要な財源に対して、一般会計から繰り入れられた資金のこと。 地方公営企業は独立採算が原則であるものの、①その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や②その他公営企業の性質上能率的な経営をしてもなお、

	経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費公営企業の目的とされる事業の遂行に必要な財源などについては、地方公営企業法において一般会計等が負担するものとされている。 なお、この経費負担区分の基準については、総務省による「繰出基準」が示されている。この総務省基準による繰入を「基準内繰入」と言い、総務省基準によらない繰入を「基準外繰入」と言う。
経常収支比率	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもの。一般的に、経常的な収支の黒字が確保できている目安として100%以上であることが求められる。
経常利益（損失）	営業利益（損益）に営業外収益及び営業外費用を加減算した利益のこと。
経費回収率	下水道事業について、汚水処理経費をどの程度使用料で回収できているかを表した指標のこと。なお、水道事業における同様の指標は「料金回収率」と言う。一般的に、受益者負担を満たす基準として100%以上であることが望ましいとされている。
減価償却費	土地を除く有形固定資産について、使用、時間の経過、技術的不適応による価値の減損度を、一定の見積り耐用年数内に一定の割合で各事業年度に損失として計上したものをいう。
建設仮勘定	固定資産が建設によって取得される場合、その金額が大きく、かつ、長期にわたる工事について、それに関連した工事費、人件費や物件費などの一般管理費、建設期間中に生じた支払利息などを整理するための勘定で、固定資産を取得した時点で本勘定に振替するものです。
更新	一般に老朽化等に伴い機能が低下した施設・管路等を取り替え、同程度の機能に再整備することを言う。
固定資産	1年以上の間、利用又は所有する資産のこと。土地、建物、機械装置、工作物などが挙げられる。
固定資産台帳	すべての固定資産を1単位（口座）ごとに記帳する台帳を言う。 固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、その財政を把握するためには正確な固定資産台帳整備が求められる。

固定負債	支払予定日が１年以上先の負債のこと。企業債、退職給与引当金などが挙げられる。
さ行	
資本剰余金	土地などの非償却資産（減価償却を行わない固定資産）を取得するための財源とした補助金などの財源。
資本的収入・支出（収支）	固定資産の取得（支出）及びその財源としての国庫補助金や資本の増加（収入）など、貸借対照表に関わる収支のこと。一般的に４条収支（予算）とも言う。 【例】 ○資本的収入：企業債、一般会計繰入金、国府補助金 ○資本的支出：上下水道施設の建設改良費、企業債の元金
収益的収入・支出（収支）	水道料金、下水道使用料、長期前受金戻入などの収益（収入）及び人件費や光熱費、減価償却費などの費用（支出）に関わる収支のこと。一般的に３条収支（予算）とも言う。 【例】 ○収益的収入：料金収入、一般会計繰入金、長期前受金戻入（国府補助金等の投資財源を減価償却費に応じて収益計上するもの） ○収益的支出：給与費、維持管理費、企業債の利息、減価償却費企業債、一般会計繰入金、国府補助金
受益者負担	特定のサービスを受ける者に対し、受益に応じた負担を求めることを言う。
純利益（損失）	経常利益（損失）に臨時的な損益（特別利益、特別損失）を加減算した最終利益（損失）のこと。
総収益	営業収益、営業外収益、特別利益を合計したもの。
総費用	営業費用、営業外費用、特別損失を合計したもの。
損益計算書	収益及び費用や、営業利益（損失）、経常利益（損失）、純利益（損失）などが示され、１年間の経営成績を示す表のこと。
た行	
貸借対照表	年度末における財政状況（資産・負債・資本）を示す表のこと。
耐用年数	機械・設備などの、経済的に使用可能な見積期間のこと。

長期前受金戻入	これまでに取得した固定資産の減価償却費が耐用年数にわたって費用として損益計算書に計上される一方で、固定資産の取得の財源になった国庫補助金などの同様に耐用年数にわたって収益として計上するもの。公営企業会計特有の会計処理であり、受益者負担の状況を示すために必要な処理とされている。
ま行	
無形固定資産	水利権、施設利用権、電話加入権などの物理的な実態のない固定資産のこと。
ら行	
ライフサイクルコスト（LCC）	プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストを言う。
利益剰余金	過去の純利益が累積したもの。
流動資産	現金や未収金など短期（通常１年以内）に現金化、費用化される資産のこと。
流動比率	流動負債に対する流動資産の割合を示す指標のこと。企業の短期的な支払能力が示される。流動資産が流動負債を上回るという基準として、少なくとも100%以上が求められる。
流動負債	１年内返済予定企業債や未払金などの短期（通常１年以内）に返済される負債のこと。
料金回収率	水道事業について、給水原価をどの程度使用料で回収できているかを表した指標のこと。なお、下水道事業における同様の指標は「経費回収率」と言う。一般的に、受益者負担を満たす基準として100%以上であることが望ましいとされている。
老朽化	年数の経過に伴い、固定資産が物理的あるいは化学的に劣化すること。